

第六條 内勤ノ勤休及出務時間ハ一般官衙ノ例ニヨルヘシ

但外務ニ服スル場合ハ此限ニアラス

第七條 外勤ノ勤休ハ左ノ區別ニ依ルヘシ

一 市部ハ隔日當番ニテ十六時間服務トス

二 郡部駐在員ハ二日繼續當番一日ニテ一日十二時間服務トス

三 駐在員ハ九日繼續當番一日ニテ一日九時間服務トス

第八條 豫備ノ勤休ハ左ノ區別ニヨルヘシ

一 市部ハ二日繼續當番一日ニテ一日十二時間服務トス

二 郡部ハ三日繼續當番一日ニテ一日十時間服務トス

第九條 刑事專務ハ勤休日時ヲ豫定セス必要ニ應シテ適宜ニ服事セシムルモノトス

第十條 非番員在官課ヲ臨時服務セシムルトキハ左ノ時間ヲ超ユヘカラス

但他ハ派出ノ場合ハ此限ニアラス

一 隔日當番ノ者ハ四時間

二 二日當番ノ者ハ六時間

三 三日當番ノ者ハ六時間

第十一條 非番員在官課ヲ午後十時後ニ使用シタルトキハ翌日ノ出署時刻ヲ適宜猶豫スルコトヲ得

第十二條 外勤駐在員ハ欠勤後非番當日ニ出勤スルモノハ直ニ服務セシムヘシト雖モ配當上ノ都合ニヨ

リ在宿豫備トナスコトヲ得

第十三條 外勤及豫備ノ交代ハ左ノ區別ニヨルヘシ

自四月二十日午前八時出署同九時交代  
至九月十日午前八時出署同九時交代

自九月十一日午前九時出署同十時交代  
至四月十九日午前九時出署同十時交代

第十四條 派出所勤務ノ者ハ交代後交互其一名ヲ出署セシメ他ハ直ニ仮宿セシムルコトヲ得

第三章 服務區別

第十五條 外勤ノ當務ヲ別テ左ノ三種トス

一 派出所勤務

二 署屬勤務

三 駐在勤務

第十六條 前條勤務ノ細別左ノ如シ

一 派出所勤務ハ管區務及警邏、立番、見張

二 署屬勤務ハ管區務及警邏、在署務

三 駐在勤務ハ管區務及警邏

第十七條 前條ノ勤務配當方法ハ其勤務時間及人員ニ應シ適宜之ヲ定ムヘシ

但市部ハ別紙標準ニヨルヲ要ス

第四章 管區務

第十八條 市部及署屬管區務ハ其當番中凡左ノ時間ヲ以テ服務セシムヘシ

一 市部管區ハ四時間

一 署屬管區ハ二時間

第十九條 駐在管區務ハ總テ警邏ノ都度之ニ從事セシメ戸口調査簿ノ整理等ハ即日之ヲ爲サシムヘシ

第二十條 駐在管區員ヲシテ停車場ノ取締ヲ兼チシムル場合ハ其警邏時間ヲ適宜減少セシムルコトヲ得

第五章 警邏



第二十一條 市部及署屬管區ノ警邏ハ該管區員ヲシテ共同從事セシムルモノトス  
 但其度數ハ成ルヘク夜間ニ多キヲ要ス

第二十二條 前條ノ警邏ハ毎回其線路ニ依ラシメ發途時刻及踐路ノ始終ハ時々變更スルヲ要ス

第二十三條 駐在管區中一日二回以上警邏ヲナスヘキ地ハ其一回ハ夜間ニ從事セシムヘシ

第二十四條 駐在所々在地以外ノ村落ハ毎月三日以上十日以内夜警ヲ爲サシムヘシ  
 但山間僻遠ノ地ハ此限ニアラス

第二十五條 前條ノ夜警ハ必要ノ地ヲ限リ凡四時間ヲ以テ特ニ踐路ヲ定メ毎回之ニ依ラシムヘシ

第二十六條 駐在管區内敷ケ所ニ押印表ヲ設置シ警邏ノ都度之ニ押印セシムヘシ

第二十七條 駐在管區ノ警邏發途時刻ハ其署長ニ於テ之ヲ指定シ時々變更スルヲ要ス  
 第六章 立番 見張

第二十八條 立番ハ派出所ノ前面ニ直立シ見張ハ所内ニ在リテ正面スルヲ例トス  
 但立番ハ方五十歩以内ヲ運動スルコトヲ得

第二十九條 警察署長ニ於テ必要ト認メタル場合ハ見張ヲ立番又ハ警邏ニ換ユルコトヲ得  
 第七章 在署務

第三十條 在署務トハ休日及内勤退署後ニ於テ署内ノ取締其他ノ雜務ニ服スルヲ謂フ

第三十一條 在署務ハ左ノ人員ヲ以テ充用スヘシ  
 一 名古屋警察署ハ豫備  
 二 同三分署及熱田西枇杷崎兩署ハ内勤及豫備  
 三 二項以外ノ各署ハ外勤、内勤、豫備

第三十二條 署務員ハ事務室内ニ於テ晝夜一名ツ、交互服務セシムヘキモノトス

但人少ノ場合ハ午後十時以後休憩セシムルコトヲ得

第三十三條 内勤ハ休暇ノ前日ニアラサレハ午後十時以後ノ署務ニ使用スヘカラス

第三十四條 内勤署務ノ翌日休暇ニ當ルトキハ外勤交代ノ時刻ニ退署スルコトヲ得  
 第八章 補助

第三十五條 駐在員一週間以上欠勤セントキハ豫備又ハ隣管區員ヲシテ補助セシムルコトヲ得

第三十六條 在宿豫備ハ當番豫備ノ不足アル場合ニアラサレハ之ヲ使用スルコトヲ得

第三十七條 當番豫備及在宿豫備アル場合ニ於テハ外勤ノ當番ヲシテ護送其他豫備ノ事ニ服サシムヘカラス

第三十八條 派出所勤務員欠勤ノ場合ハ豫備又ハ在宿豫備ヲ以テ補充シ他ノ派出所勤務ノ當番ヲシテ代勤セシムヘカラス  
 第九章 雜則

第三十九條 名古屋警察署ハ毎日内勤一名ヲ以テ當直トシ午後十時マテ服務セシムヘシ  
 但當直員ハ翌日早退スルコトヲ得

第四十條 前各條ノ外非常ノ際ハ勿論臨時必要ノ場合ハ警察署長ニ於テ適宜使用スルコトヲ得

第四十一條 管區務學ヲス若シハ盜難其他ノ事故多キ場合ハ警察署長ニ於テ其勤續ヲ命シ又ハ休憩セシメサルコトアルヘシ  
 (雛形略ス)

告示第五十八號  
 出火信號鐘打方左ノ通り之ヲ改ム  
 明治二十七年五月十八日



一 知ラセ○何々通ト大音ニ呼フ○同上○同上

一 近火

信號鐘ヨリ凡四町以内ノトキハ亂打スルモノトス

一 出方

消防組ノ出張ヲ要スルトキニ打ツモノトス

一 鎮火

大火災ノ時ニ限リ打ツモノトス

第九十五號 (訓令)

明治二十七年六月二十五日

警察署

警察署分署在勤警部及巡查部長ニ屬スル勤務細則左ノ通り改定ス  
但從前ノ令達中右ニ關スル條項ハ總テ廢止ス

警部及巡查部長勤務細則

第一條 本則ハ警察署分署在勤警部及巡查部長ノ勤休日時等ヲ規程スルモノトス

第二條 警察署長分署長及内勤事務ノ警部ハ一般官衙ノ例ニ依ルヘシ

第三條 内外勤兼務ノ警部ハ第二條ノ例ニ準シ土曜及暑中ト雖モ半日休暇ノ限リニアラス

第四條 外勤事務ノ警部ハ隔日勤休ニテ十六時間服務トス

第五條 巡查部長ハ左ノ區別ニ從フヘシ

一 一人詰ノ署ニ於テハ第三條ニ同シ

一 二人詰以上ノ署ニ於テハ第四條ニ同シ

警察署

第六條 警部署長外一名巡查部長二名ノ署ニ於テハ警部長ノ認可ヲ得テ各二日勤續十二時間ノ服務トナスコトヲ得

第七條 署長以下村落巡視ノ際ハ勿論臨時事務ニ服スルトキハ前各條ノ限外トス

訓令第五十號

明治二十七年七月三日

警察署  
同 分署  
町 村 役 場

消防組ヲ設置セサル地ノ町村長ハ火災ノ狀況ニ依リ其町村ノ費用ヲ以テ消防組ノ應援ヲ所轄警察官署ニ要求スルコトヲ得

縣令第四十八號

明治二十七年七月十三日

席貸茶屋及娼妓取締規則  
明治二十七年七月十三日

第一章 席貸茶屋

第一條 席貸茶屋ノ營業ハ別ニ定メタル區域内ニ限ルモノトス

第二條 席貸茶屋ヲ營業セントスルモノハ族籍住所氏名年齢及樓名又ハ屋號ヲ記シ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ願出認可ヲ受クヘシ其讓受ニ係ルモノ亦同シ

但讓受ノ願書ニハ讓渡人ノ連署ヲ要ス

第三條 左ノ記載スル事項ノ一アルトキハ三日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出ヘシ其代換ニ係ルモノ亦同シ

一 族籍住所氏名及樓名又ハ屋號ノ變換



二 廢業及ヒ休業

第四條 雇人ヲ雇入レ又ハ解雇シタルトキハ三日以内ニ其族籍身分氏名年齢ヲ所轄警察官署ニ届出ヘシ寄寓娼妓ニ於テ使用スルモノ亦同シ

第五條 遊客名簿ヲ調製シ別紙様式ニ依リ來客ノ族籍住所氏名年齢等ヲ詳記シ毎日午後十二時限リ所轄警察官署ニ差出ヘシ

但本簿ハ使用後滿五年間保存スヘシ

第六條 雇女等ヲシテ娼妓ニ類スル所業ヲ爲サシメ又ハ娼妓タラシムルノ目的ヲ以テ婦女ヲ寄寓セシメ若クハ娼妓出願中ノ者ヲ止宿セシムヘカラス(二八縣二五改正)

第七條 學校ノ徽章ヲ着ケタル生徒並十六歳未滿ノ者ニハ遊興セシムヘカラス

第八條 店頭若クハ往來ニ於テ通行人ニ遊興ヲ勸メ又ハ旅舎及車夫其他ノ者ト通謀シテ客ヲ誘引スル等ノコトアルヘカラス

第九條 娼妓ヲ往來ヨリ見透シ得ヘキ場所ニ居ラシメ又ハ濫ニ戶外ニ出スヘカラス

第十條 方法ノ如何ヲ問ハス遊客ヲ誘引スルノ目的ヲ以テ廣告ヲ爲スヘカラス

第十一條 客ノ需メサル酒食其他ノ物品ヲ出シ又ハ之ヲ強ユル等ノコトアルヘカラス

第十二條 遊興費ノ抵償トシテ客ノ衣服其他ノ物品ヲ受取ルヘカラス若シ止テ得サル場合ハ警察官吏ノ承認ヲ受クヘシ

第十三條 客ノ依頼アルモ衣類其他ノ物品ヲ質入レ若クハ賣却ヲナシ又ハ其媒介等ヲ爲スヘカラス

第十四條 客ニ面會ヲ要シ又ハ遊客名簿ノ檢閲ヲ求ムル者アルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十五條 娼妓ハ誠實ニ待遇シ若シ其規則ニ背キ又ハ規約ニ違フトキハ所轄警察官署ノ處分ヲ請ヒ私ニ矯正ノ處置ヲ爲スヘカラス

第十六條 娼妓轉寓廢業又ハ他ニセントスルトキハ正當ノ事由ナクシテ故障スルコトヲ得ス

第十七條 娼妓逃亡又ハ販賣シタルトキハ其當日中ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第二章 娼妓

第十八條 娼妓稼業ハ席貸茶屋内ニ限ルモノトス

第十九條 娼妓稼業ヲ爲サントスルモノハ其事情及左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出認可ヲ受ケヘシ但十六歳未滿ノ者ハ娼妓タルコトヲ得ス

一 父母若シ父母アラサルモノハ最近ノ親族二名ノ承諾書

二 本籍市役所町村役場ノ戶籍寫

三 健康證書

四 姓名

第二十條 娼妓稼業ハ赤貧ニシテ一家ノ生計ヲ扶助スルカ爲メ事情止テ得サルモノニアラサレハ認可セサルヘシ

但止テ得サル事情アルモ十六歳未滿ニシテ席貸茶屋又ハ娼妓ニ雇使セラレタルコトアリシ者亦同シ

第二十一條 左ニ記載スル事項ノ一ニ當ルトキハ認可ノ効ヲ失フモノトス

一 失跡三ヶ月以上ニ及ヒタル者

二 輕罪以上ノ事犯ニ依リ拘留セラレタル者

第二十二條 娼妓ハ席貸茶屋ニ寄寓スヘシ其轉寓ヲ爲ストキハ第十九條第一項ノ承諾書ヲ添ヘ雙方席貸茶屋ノ連署ヲ以テ三日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第二十三條 甲地ヨリ乙地ヘ稼換ヲナス者ハ前條ノ手續ヲ以テ乙地ノ警察官署ニ願出更ニ認可ヲ受クヘシ



但甲地ノ警察官署ニハ其旨届出ヘシ

第二十四條 左ニ記載スル事項ノ一アルトキハ三日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

一 族籍住所氏名及姓名ノ變換

二 廢業又ハ休業

第二十五條 娼妓ハ祖父母父母伯叔父母兄弟姉妹ノ吉凶又ハ看護或ハ父母ノ墓參ニアラサレハ免許地外ニ出ルコトヲ得ス

第二十六條 前條ノ事故ニ依リ免許地外ニ出ントスルトキハ其事實ヲ證明シ所轄警察官署ノ認可ヲ得テ取締役ヨリ外出券ヲ受クヘシ

但宿泊ヲ要セサル場合ハ取締役ノ承認ヲ得テ其外出券ヲ受クヘシ

第二十七條 驅毬院入院中第二十五條ノ事故ニ依リ外出ヲ爲サントスルトキハ第二十六條ノ手續ニ從ヒ其宿泊ヲ要セサル場合ハ院長ノ認可ヲ得テ取締役ヨリ外出券ヲ受クヘシ

第二十八條 徵毒以外ノ疾病ニ罹リ寓所ニ於テ治療シ難キトキハ主治醫ノ診斷書ヲ添ヘ所轄警察官署ニ願出認可ヲ受クヘシ

第二十九條 娼妓ハ客ノ勸誘ニ因ルト雖トモ免許地内ヲ徘徊シ又ハ席貸茶屋以外ニ於テ遊宴コトスル等ノコトアルヘカラス

第三十條 席貸茶屋ニ於テ本則及規約ニ違ヒタルノ故ヲ以テ苛酷ノ取扱ヲナシ又ハ轉寓、廢業、休業、外出ヲ濫ニ故障スルトキハ直ニ所轄警察官署ニ申告スルコトヲ得

### 第三章 雜則

第三十一條 席貸茶屋ハ其免許地毎ニ正副二名ノ取締役ヲ選舉シ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ但警察官署ニ於テ不適當ト認ムルトキハ再選ヲ命シ又ハ特選スルコトアルヘシ

第三十二條 取締役ハ席貸茶屋ノ戸主ニシテ滿二十五年以上ノ男子ニ限ルヘシ

第三十三條 取締役ノ任期ハ滿二ケ年トス滿期ノ後仍ホ再選スルコトヲ得

但警察官署ニ於テ不適當ノ所爲アルヲ認メタルトキハ任期中ト雖トモ改選ヲ命スルコトアルヘシ

第三十四條 取締役ハ席貸茶屋並娼妓ノ業体及娼妓身體檢査ノ諸務ニ従事スヘキモノトス

但其取扱條項ハ別ニ規定ス

第三十五條 席貸茶屋及娼妓ハ其免許地毎ニ營業上ニ屬スル規約ヲ設ケ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ其改正ノトキ亦同シ

但警察官署ニ於テ不適當ト認ムル事項ハ訂正ヲ命スルコトアルヘシ

第三十六條 席貸茶屋及娼妓ハ其取締上ニ關シ所轄警察官署ヨリ別段ノ命令アルトキハ各之ヲ遵守スヘシ

第三十七條 席貸茶屋及娼妓ヨリ所轄警察官署ニ對スル願届書中本則ニ關スルモノハ總テ取締役ノ加印ヲ要ス

第三十八條 娼妓ノ願届書ハ警察官署及身體檢査所並驅毬院ニ對スルトキ分タス總テ其寄寓席貸茶屋ノ連署ヲ要ス

### 第四章 罰則

第三十九條 認可ヲ受ケスシテ席貸茶屋又ハ娼妓ノ營業ヲ爲シ及本則第六條ニ違ヒタル者ハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

第四十條 娼妓其身體檢査規則ニ違背シタル者ハ二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス

第四十一條 本則第三條第四條第五條第七條第八條第九條第十條第十一條第十二條第十三條第十四條第十五條第十六條第十七條第二十二條第二十四條第二十五條第二十六條第二十七條第二十八條第二







巡視規程

- 第一條 本規程ハ警察署長分署長及巡查部長ノ巡視ニ關スル事項ヲ定ムルモノトス
- 第二條 市部各署部内ノ巡視ハ左ノ各項ニ從フヘシ
  - 一 警察署長分署長ハ所屬派出所ヲ毎月二回以上
  - 二 警察署長ハ前項ノ外分署及其所屬ノ派出所ヲ三月月ニ一回以上
  - 三 各署長ハ前二項ノ外適宜警邏線路ヲ踐行ス
  - 四 外勤警部及巡查部長ハ總テ警察署長ノ指定スルトコロニ依ル
- 第三條 郡部各署部内ノ巡視ハ左ノ各項ニ從フヘシ
  - 一 警察署長分署長ハ各所轄町村ヲ毎年二回以上
  - 二 警察署長ハ分署及其所轄ノ町村ヲ毎年一回以上
  - 三 各署長ハ前二項ノ外適宜ニ各所轄駐在所ノミヲ數回
  - 四 各署長ハ前各項ノ外適宜警邏線路ヲ踐行ス
  - 五 外勤警部及巡查部長ハ總テ警察署長ノ指定スルトコロニ依ルヘシ
- 第四條 熱田西枇杷嶋兩警察署長ハ第三條ノ外第一條第一項及第三項ノ巡視ヲ爲スモノトス
- 第五條 内勤事務及檢察事務ヲ兼ムル警部ハ前各條ノ限ニアラスト雖トモ毎年一回各町村ヲ巡視セシムルヲ要ス
- 第六條 派出所又ハ駐在所ノ巡視ハ一回ニ全週ヲ期セズ數次ニ周到ナラシムルヲ要ス  
但町村及警邏線路ニ係ルモノ亦同シ
- 第七條 巡視中ハ別テ左ノ各項ヲ查核スルヲ要ス
  - 一 警邏度數ノ適否及查察ノ精粗
  - 二 執行務ノ適否及戸口調査ノ精粗
  - 三 禮式及服裝等ノ整否
  - 四 苛察若クハ緩慢等ノ弊如何
  - 五 管區又ハ派出所日誌記載方ノ精粗
  - 六 給與及貸與品等保存ノ整否
  - 七 簿冊ノ整理及備品保存方ノ摸樣
- 第八條 町村巡視ノ際ハ前條ノ外各巡查ハ勿論其家族ノ品行若クハ生計ノ摸樣等ヲモ篤ト視察ヲ加フヘキモノトス
- 第九條 巡視中巡查ノ取扱上失當ノ事項ヲ認メタルトキハ即チ訂正方ヲ指示シ其管區又ハ派出所日誌ニ記載シ置クヘシ  
但本人不在ノトキハ特ニ詳記スルヲ要ス
- 第十條 外勤警部及巡查部長ニ於テ巡視中見聞シタル事件ハ巡查ニ關スルモノト否トヲ別タヌ遺漏ナク監督日誌ニ記載スヘシ
- 第十一條 第二條第四項第三條第五項ノ巡視程度ヲ定メタルトキハ圖面ヲ以テ警部長ニ申報スヘシ

第二百四十七號 (訓令)

明治二十七年八月七日

巡查精勤證書授與手續左ノ通相定ム

巡查精勤證書授與手續

第一條 巡查精勤證書ノ授與ハ該規則及此手續ニ從ヒ毎年三月及九月ニ於テ之ヲ行フ

警察署  
同 分署



第二條 警察署長分署長ハ毎年二月及八月中ニ於テ規則第三條ノ資格者ヲ調査シ別紙様式ニ依リ其授與方ヲ開申スヘシ(三一訓一三七追加)

第三條 規則第四條ニ該當シ過誤失錯ニ依リ處分ヲ受ケタル後勤續精勤セシモノハ其處分翌月ヨリ起算シ同則第三條ニ適合スルトキニ於テ開申スヘシ

第四條 (三一訓一九五削除)

第五條 精勤證書ハ規則第四條ノ外仍ホ左ノ各項ニ該當スルモノニハ之ヲ授與セス

一 滿一ヶ年間ニ於テ欠勤八日以上(多量勤勞ノモノハ之ヲ通算シ其割合ニ依リ算スル範圍ヲ越ヘサルモノハ妨ケナシ)アルモノ

但公務ノ欠勤ハ此限ニアラス

二 滿一年以内百分ノ二十以下ノ懲罰一回アルモノト雖モ故意ニ出テ其情狀重キモノ

三 看守ヨリ巡查ニ轉シ爾後滿三年ニ至ラサルモノ

第六條 精勤證書ヲ受ケタル後左ノ各項ニ該當スルモノハ之ヲ沒收ス

一 懲罰例ニ依リ免職シタルトキ

二 素行修ラサルノ所爲アリ處分シタルトキ

三 退職後ト雖モ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第七條 警察署長分署長ニ於テ前條第三項ニ適合スルモノアルヲ認メタル時ハ直ニ警部長ニ報告スヘシ

第八條 精勤證書ヲ亡失シタルモノアルトキハ警察署長分署長ニ於テ審査シ更ニ授與ノ申請ヲ爲スモノトス

但退職後ニ係ルモノハ直接警察部ヘ申出ヘキ旨ヲ指示スヘシ(三一訓一三七追加)

(書式略ス)

第二百七十七號 (訓令)

明治二十七年九月十七日

警察部各課所  
警 察 署  
同 分 署  
驅 使 院

巡查及雇員解職規程左ノ通相定ム

但從前ノ令達中本規程ニ關スル條項ハ總テ取消トス

巡查及雇員解職規程

第一條 巡查ハ其誓約期限内ニ辭職スルコトヲ得スト雖モ左ニ記載スル事情ノ一アル者ハ特ニ之ヲ許スコトアルヘシ

一 職務ニ堪ヘサル疾病ニ罹リタル者

二 父母奉養又ハ家政整理ノ爲メ歸郷セサルヘカラサル事情アル者

第二條 雇員ノ退職ハ其情願ニ任スト雖モ第三條第四條第五條ノ事實アルモノハ直ニ免職若クハ旨ヲ諭シテ辭表ヲ呈出セシムヘシ

第三條 巡查及雇員疾病若クハ負傷等ニ依リ引續欠勤九十日ヲ超ユル者又ハ老朽其他ノ事情ニ因リ職務ニ堪ヘスト認ムル者ハ旨ヲ諭シテ辭表ヲ呈出セシムヘシ

第四條 巡查及雇員左ニ記載スル事項ノ一ニ該ル者ハ懲罰例ニ準シテ免職スヘシ

一 巡查懲罰數回ニ至ルモ改悛ノ狀ナキ者

二 懲戒例若クハ懲罰例ニ依リ免職後二ヶ年未滿ナルヲ包藏シテ就職シタル者

三 巡查誓約期限内ニ強テ辭表ヲ差出シタル者

四 怠慢甚シクシテ職務ヲ放擲スルニ至リタル者



- 五 正當ノ手續ヲ履マヌシテ三日以上欠勤シタル者
- 六 素行修ラスシテ職務ノ体面ヲ汚シタル者
- 第五條 巡查及雇員禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ事犯嫌疑ニ依リ拘留セラレタル者ハ總テ免職ス其職務ニ原因シタル者ハ旨ヲ諭シテ辭表ヲ呈出セシムルコトアルヘシ
- 第六條 巡查及雇員辭職願出タルトキハ誓約期限内ト否トニ拘ハラヌ所屬長ニ於テ事實ヲ審査シ意見ヲ附シテ進達スヘキモノトス
- 第七條 第一條第一項ニ係ル者ハ警察醫又ハ所屬長ノ指名シタル醫師ノ診斷書ヲ添付セシムヘシ
- 第八條 第一條第二項ニ係ル者ハ所屬長ヨリ原籍警察官署ニ照會ヲ爲ス等適宜ノ方法ヲ以テ其實事ヲ明カナラシメ其旨意見書ニ附記スヘシ
- 第九條 第三條ニ該ル者アルトキハ所屬長ノ具申ニ依リ警部長ニ於テ諭旨狀ヲ發シ其辭表ハ所屬長ヨリ速ニ進達スヘキモノトス
- 但第三條前段ニ於ケル具申書ニハ豫後ヲ明記シタル診斷書ヲ添ユヘキモノトス(三一訓一八四追加)
- 第十條 第四條及第五條ニ該ル者アルトキハ速ニ所屬長ヨリ其實事ヲ詳具スヘキモノトス
- 但第四條第五項及第六項ニ該ルモノハ本人ノ手續書若ハ待罪書ヲ添ヘ第五條後段ノ場合ニ於テハ第九條ノ手續ニ依ルヘシ(三一訓一八四改正)
- 第十一條 本規程ニ於テ雇員トアルハ警察及衛生ニ關スル事務並技術上ニ使用スル月給雇ヲ總稱ス但愛知本支病院ノ職員ハ此限ニアラス

第二百七十八號 (訓令)

明治二十七年九月十七日

警察署

明治十七年九月警甲第五十一號達警察官吏事務受渡心得別紙ノ通改定ス

(別紙)

警察署分署事務受渡規程

- 第一條 警察署長分署長更迭ノトキハ本規程ニ依リ事務ノ受渡ヲ爲スヘシ
- 第二條 事務受渡ハ前後兩署長立會ノ上之ヲ行フヘシ(三一訓一五二改正)
- 第三條 後任者未定ナルカ又ハ其着任後ル、トキハ署務代理スヘキ署員ニ之ヲ引渡スコトヲ得但高等警察ニ屬スルモノハ此限ニアラス
- 第四條 署務代理者ニ於テ引渡ヲ受ケタル事務ハ後任署長着任ノ上更ニ之ヲ引繼クヘシ
- 第五條 事務引渡方ハ第一號書式ノ引渡書ニ引渡物件目錄ヲ添フヘキモノトス
- 第六條 重要事件ニシテ未決ノモノハ從來着手ノ要領ヲ目錄ニ記載シ之ヲ引渡スヘシ但特ニ意見アルトキハ其大要ヲモ附記スヘシ
- 第七條 事務引渡ノ當時ニ於ケル管内ノ狀況ハ勿論既往ノ事跡ト雖モ將來ノ參考トナルヘキモノハ詳細陳述シ置クヘシ
- 第八條 引渡物件中金錢ハ勿論得遺失物其他ノ領置品ハ取扱主務員ヲシテ一々點檢セシムヘシ
- 第九條 未決事件若クハ金錢物品ニ關スル處置上成規ニ違フ等ノ事由ニ依リ繼續處分シ難キモノハ警部長ノ指揮ヲ請フベシ
- 第十條 事務受渡了シタルトキハ後任者ヨリ第二號書式ノ領收書ヲ前任者ニ交付シ速署ヲ以テ受渡結了ノ旨ヲ警部長ニ申報スヘシ
- 第十一條 事務引渡物件目錄ノ種類概テ左ノ如シ(三一訓一五二改正)

一未決重要事件目錄

警察



本書ハ通常事件ト機密事件ト各別ニ記載シ一事件毎ニ第六條ニ規定ノ事由ヲ附記スルモノトス  
 一 準備金目録  
 本書ハ本照會計規則第四十條乙ノ二項ニ依リ保管スル金員ヲ記載シ證憑書類アルモノハ之ヲ添フヘシ  
 一 現在簿冊目録  
 本書ハ現在簿冊ノ員數ヲ其類別ニ記載スルモノトス但成規ノ帳簿目録ヲ以テ代用スルモ妨ケナシ

附則

第十二條 所轄町村ノ組替アルトキハ本則ニ準シ其部分ニ屬スル事務ノ受渡ヲ爲スヘシ  
 第十三條 警部及巡查部長轉免ノトキハ本則ニ準シ其擔當事務ノ受渡ヲ爲スヘシ  
 但内勤巡查ニ係ルトキ亦同シ  
 第十四條 管區受持巡查轉免ノトキハ戸口臺帳其他ノ諸帳簿ノ受渡ヲ爲サシムヘシ(三一訓一五二改正)  
 第十五條 前條受渡ノ際ハ犯罪捜査其他着手中ノ事件ハ勿論持區内ノ狀況ヲ詳細陳述セシムヘキモノトス  
 (書式略ス)  
 第三百十號 (訓令) 明治二十七年十一月五日

警 察 署  
同 分 署

明治二十四年三月無號訓令巡查休暇細則別紙ノ通改正ス

(別紙)

巡查休暇細則

第一條 巡查皆勤ノ者ニハ所屬長ニ於テ概則(巡查者守休暇細則)第二條ノ例ニ依リ其休暇ヲ與フルモノトス(二八訓三七改正)

第二條 皆勤日數ノ計算方ハ左ノ例ニ依ルヘシ(二八訓三七改正)

- 一 新任者ハ三級俸ヲ給セラレタル日欠勤者ハ其出勤ノ日ヨリ起算シ三百六十五日ヲ以テ一ケ年トシ百八十三日ヲ以テ半ケ年トス其一ケ年以上ヨ及フモノ亦同シ
- 二 概則第三條ノ外職務上傳染病ニ罹リ其治療中ノ日數及内勤ニ屬スル一般ノ休日ハ總テ皆勤日數中ニ算入ス
- 三 休職ニ引、慰勞休暇及傳染病ノ爲メ出勤ヲ停止セラレタル日數ハ皆勤又ハ欠勤中ヨリ扣除シテ其前後ヲ通算ス
- 第三條 休暇ハ其皆勤一ケ年又ハ半ケ年ニ滿チタル翌日ヨリ起算シ滿一ケ年ヲ經過スルトキハ之ヲ給與スルコトヲ得ス(二八訓三七改正)  
 但滿五年以上ヨ及フモノハ此限ニアラス
- 第四條 休暇日數ハ一週間以下ヲ分與スルヲ許サス又半ケ年ノ休暇ヲ與ヘシ者ニハ次ノ半ケ年皆勤ヲ通算シテ一ケ年ノ皆勤休暇ヲ與フルコトヲ得ス
- 第五條 休暇ハ該期限内ニ於テ適宜ニ與フヘシト雖トモ皆勤ノ前後又ハ抽籤ヲ以テ其順番ヲ豫定シ置クコトヲ得
- 但本人等ノ協議ニ任カシテ之ヲ定メサルモ妨ケナシ
- 第六條 事務繁劇ノ場合ハ前條ノ順序ヲ變更スルハ勿論或ハ全ク休暇ヲ與ヘス若クハ之ヲ與ヘタル後半ハニシテ出勤ヲ命シ其殘日數ヲ消滅セシムルコトアルヘシ
- 第七條 病氣引籠、父母看病等ノ欠勤者ニ對シテ休暇ヲ與ヘ其欠勤日數ノ全部又ハ幾部ヲ補填セシムル等ノコトアルヘカラス
- 第八條 休暇中事務繁劇ノ爲メ又ハ出火其他非常事變等ニ際シ臨時出勤シタルモノハ其執務六時間ニ



満タサレハ仍ホ休暇中ト見做スヘシ

第九條 休暇中旅行スルモノハ更ニ所屬長ノ認可ヲ受クヘシ旅行中若シ疾病其他ノ事故ニ依リ淹滞スルトキハ巡查欠勤規程第十六條ノ例ニ從フヘシ

第三百九十二號 (訓令) 明治二十七年十二月二十七日

警察署  
同分署

警察公文例左ノ通改正明治二十八年一月一日ヨリ施行ス  
但明治二十一年ニ訓令第三號訓示及示令公布式ノ件ハ本令實施ノ日ヨリ廢止ス

警察公文式

第一條 警察署及分署ニ對スル知事ノ訓令ニシテ警察部ノ發議ニ係ルモノハ其週報ニ登載スルヲ以テ頒布ノ式トス

第二條 警部長ノ名ヲ以テ其所部ノ官署ニ示達スルモノハ左ノ三種トス

示令 普通警察及衛生ニ關スル事項  
ヲ其官署ニ宛テ示スルモノ

内示 普通警察及衛生ニ關スル事項  
ヲ警部長宛ニテ示スルモノ

秘示 高等警察ニ關スル事項ヲ警察  
署長及分署長ニ示スルモノ

第三條 警部長ノ示達ハ各順次番號ヲ付シ仍ホ其定規ニ係ルモノハ甲一時ニ屬スルモノハ乙字ノ冠用スルモノトス

但數署ヲ限リ又ハ警察署分署以外ニ係ルモノハ其號外トス

第四條 警部長ノ示達中示令甲號ハ警察週報ニ登載スルヲ以テ發布ノ式トシ其他ノモノハ各別ニ配布スルモノトス

第五條 警部長ノ命ニ依リ主務課長ノ名ヲ以テ傳達ヲ爲スモノハ特ニ番號ヲ付シ警察週報ニ登載スルヲ例トス

但一時ニ屬スルモノハ號外トシテ各別ニ發送スヘシ

第六條 示令及内示ノ書式左ノ如シ

但秘示ハ内示ノ例ニ準ス

示令甲又ハ乙第何號

警察署  
分署

、規則別紙又ハノ通相定ム、改正ス、又ハ、スヘシ、心得ヘシ、取計フヘシ

年月日

愛知縣警部長氏名

内示甲第何號又ハ

年月日

愛知縣警部長氏名

、左別紙ノ通改定ス、規則中、増減ス、セラルヘシ、心得ラルヘシ、取計ハルヘシ

何々警察署長

警部氏名殿

第七條 課長ノ傳達ニ係ル書式左ノ如シ

警第何號又ハ

、、、、右ハ警部長ノ命ニ依リ及御傳達候也

警察部何々課長

年月日

警部氏名印



何々警察署長

警部氏名殿

週報ニ登載スルモノハ各警察署分署長殿警察部何々課長ト略記スルヲ例トス

第八條 知事又ハ警部長ニ對スル進達書ニハ其事項ニ應シ左ノ前書ヲ置クモノトス

知事ニ宛ツルモノ

何々ノ義上申、具狀、伺

警部長ニ宛ツルモノ

何々ノ義稟議、開申、報告、申請

第九條 前條進達書ノ結文ハ左ノ例ニ依ルヘシ

但別ニ書式アルモノハ此限ニアラス

知事ニ宛ツルモノ

、、、、、此段又ハ及上申、及具狀、相伺候也

年月日

何々警察署長

愛知縣知事氏名殿

警部氏名印

警部長ニ宛ツルモノ

、、、、、此段又ハ及稟議、及開申、及報告、及申請候也

年月日

何々警察署長

愛知縣警部長氏名殿

警部氏名印

第十條 稟議ニ對スル警部長ノ指令ハ左ノ例ニ依ルヘシ  
明治何年何月何日付名發<sup>又ハ</sup>第何號

、、、之趣ハ、ト心得ラルヘシ取計ハルヘシ又ハ其意見ノ通又ハ認可ス  
年月日 愛知縣警部長氏名印

何々警察署長  
警部氏名殿

第十一條 前各條ノ外縣令、訓令、告示、及官民ニ對スル指令書式ハ本廳處務細則附錄ノ例ニ依リ普通ノ往復文書ハ關係官署ノ如何ヲ分テ總テ從來ノ慣例ニ從フヘシ

縣令第一號 明治二十八年一月十四日

宿屋營業取締規則左ノ通改正ス

但明治二十年<sup>七</sup>縣令第七十八號<sup>宿屋取締規則</sup>ハ本則實施ノ日ヨリ廢止ス

宿屋營業取締規則

第一條 本則ニ於テハ宿屋ヲ左ノ三種ニ分ツ

一 旅人宿 一泊毎ノ賄料ヲ得テ止宿セシムルモノヲ謂フ

二 下宿屋 賄料ノ月額ヲ約定シテ寄宿セシムルモノヲ謂フ

三 木賃宿 飲食ヲ客ノ自辨ニ任セ止宿セシムルモノ其他安泊ノ類ヲ謂フ

第二條 宿屋營業ヲ爲サントスルモノハ其種類ヲ記シ客室間取ノ圖面ヲ添ヘ警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ其支店ヲ設クルトキ亦同シ

但客室間取ヲ變更シタルトキハ更ニ届出ヘシ

第三條 廢業改氏名又ハ代替ヲ爲シタルトキハ三日以内ニ警察官署ニ届出ヘシ

警察



第四條 旅人宿ハ營業認可ヲ得タル後一週間以内ニ其宿泊料(賃食代)ヲ警察官署ニ届出ヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第五條 宿屋ハ宿泊人名簿ヲ調製シ別紙第一號様式ニ依リ其發着等ヲ詳記シ警察官吏ノ点檢ニ供スヘシ但本簿ハ最終記載ノ日ヨリ滿三年間之ヲ保存スヘシ

第六條 別紙第二號第三號様式ニ依リ其投宿並出發ヲ毎日午後十一時其以後ノ分ハ翌日午前九時迄ニ所轄警察官署若シハ派出所駐在所ニ届出ヘシ但派出所駐在所アラサル地ニ於テハ巡回ノ警察官吏ニ之ヲナスコトヲ得(三二縣五九改正)

內務省令第三十二號第二條ノ用紙ハ別紙第四號様式ニ依ルヘシ若シ外國人其國語ヲ以テ記載シタルトキハ其儘差出スコトヲ得

第七條 宿泊人滞在中外泊シタルモノアルトキハ直チニ其旨ヲ宿泊人名簿ニ記載シ置クヘシ

第八條 旅人宿ハ其宿泊料(賃食代)及人力車馬車賃ノ定額ヲ店頭其他警察官署ノ指定スル箇所ニ掲ケ置クヘシ

第九條 旅人宿ハ正當ノ事由ナクシテ宿泊ノ求メヲ謝絶スルコトヲ得ス

第十條 旅人宿ハ宿引ヲ出スハ勿論同業者相通シ又ハ人力車夫ト馴合ヒ其他方法ノ如何ヲ問ハス強テ客ヲ誘引スル等ノコトアルヘカラス

第十一條 旅人宿ノ客席ハ宿泊人一名ニ付少ナクモ一坪半ヲ供スヘシ但客ノ承諾ヲ得タルモノハ此限ニアラス

第十二條 旅人宿ハ同業者モアラサル宿泊人ヲ同室セシムルトキハ双方ノ承諾ヲ受クヘシ

第十三條 旅人宿ハ夜間十二時後歌舞音曲其他喧噪ヲ爲シ宿泊人ノ安眠ヲ妨クル等ノ事アルヘカラス

第十四條 宿屋ハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

一 宿泊人ヲ隠蔽シ又ハ宿泊人名簿ノ閱覽ヲ拒ムコトヲ得ス

二 宿泊人ノ承諾ナクシテ來訪者等ヲ濫リニ其室内ニ入ラシムルコトヲ得ス

三 宿泊人ニ對シ遊興ハ勿論演劇其他ノ遊覽ヲ勸誘スルコトヲ得ス

四 宿泊人ノ需メニ依リ人力車等ヲ周旋スルトキハ其定額ノ賃價ヲ超過スルコトヲ得ス

五 宿泊人ノ所有品ヲ質入若シハ賣却ノ周旋ヲ爲シ又ハ宿泊料ノ抵償トシテ之ヲ受取ラントスルトキハ警察官吏ニ申告スヘシ

第十五條 營業上ニ關シ風俗ヲ紊リ又ハ不正ノ所爲アリト認めタルトキハ其認可ヲ取消スコトアルヘシ認可ヲ取消シタルトキハ改悛ノ情アルニアラザレハ再ヒ營業ヲ認可セサルヘシ

第十六條 本則第二條第三條第四條第五條第七條第八條第九條第十條第十一條第十二條第十三條第十四條ニ違背シタルモノハ貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下ノ科料ニ處ス(三二縣五九改正)

附則

第十七條 従前許可シタル營業者ハ此除本則第二條ノ届出ヲ要セス

第十八條 名古屋熱田岡崎豊橋及其接續市街ニ於ケル木賃宿營業ハ従前指定シタル區域ニ限ルヘシ

第十九條 本則第五條第六條ノ様式ハ明治二十八年二月一日ヨリ施行スヘシ(様式略ス)(三二縣五九様式中改正)

訓令第十號 明治二十八年一月二十一日

警察署 同分署 市役所 町村役場



消防組頭ノ服裝ハ便宜左ノ雛形ノ洋服ヲ用キシムルコトヲ得

(雛形略ス)

縣令第十四號

明治二十八年二月十二日

道路取締規則

第一章 通則

- 第一條 本則ニ於テ道路ト稱スルハ國縣里道及之ニ沿フタル下水、並木敷、玉縁、並橋梁ヲ謂フ但其名稱ナキモ現ニ公衆ヲ通行セシムル場所亦同シ
- 第二條 道路ハ建物ヲ設ケ又軒檐其他ノ物件ヲ出ス等態ニ使用スルコトヲ得
- 第三條 左ノ事項ハ其制限ニ從ヒ道路ニ張出スコトヲ得
  - 一 釣看板 地盤ヲ距ル一丈以上ニ限リ二尺以内
  - 二 掲燈 地盤ヲ距ル六尺以上ニ限リ一尺以内
  - 三 目除ケ 支柱ヲ用キス地盤ヲ距ル七尺以上ニ限リ三尺以内但市街ニ於テハ布片(無地)ノ類ニ限ル
- 第四條 左ノ事項ニ係ルモノハ警察官署ノ認可ヲ得テ一時道路ヲ使用スルコトヲ得但第三項第四項ハ其期限ヲ標記スヘシ
  - 一 神輿、祭車、舞臺ノ類又ハ提燈屋形ヲ出ス
  - 二 床店、薦賣張ヲ設クル
  - 三 工事ノ爲メ足代板圍繩張ヲ設ケ又ハ竹木土石ヲ置ク
  - 四 家屋牆壁等ノ傾斜傾倒ヲ防ク爲メ支柱ヲ設クル
  - 五 神佛開扉其他ノ廣告標ヲ設クル
  - 六 架渡シ日除ケヲ設クル

第五條 旗柱柵欄圍止石又ハ指道標ハ道敷一尺五寸以内ニ限リ警察官署ノ認可ヲ得テ建設スルコトヲ得

第六條 架渡シ日除ケニシテ市街地ニ係ルモノハ支柱ヲ用キルコトヲ許サス又其物質ハ布片(無地)ニ限ルヘシ

第七條 市街ニ於テハ道路ニ沿フタル場所ニ便所及塵芥容器等ヲ私設スルコトヲ得

第八條 第三條以下ノ規定ニ從ヘルモノト雖モ危險又ハ妨害ト認メタルモ警察官署ニ於テ其使用ヲ停止シ又ハ撤去ヲ命スルコトアルヘシ

第九條 道路ヲ使用シ之ヲ毀損シタルモノハ直ニ原形ニ復スヘシ

第二章 安寧

- 第十條 道路ニ沿フタル場所ニ竹木等ヲ立置クトキハ適當ノ斜度ヲ取り又ハ強韌ナル繩索ヲ以テ之ヲ纏束シ薪炭其他ノ物件ヲ堆積スルトキハ傾倒墮落ノ虞ナキ様裝置スヘシ
- 第十一條 道路ニ沿フタル建設物及樹木崩壞傾倒ノ虞アルモノハ速ニ修理撤却又ハ扶植伐採スヘシ
- 第十二條 道路ヲ經テ建物ヲ移シ又ハ道路ヲ壅塞スヘキ長大ノ物件ヲ運搬セントスルモノハ警察官署ニ届出ヘシ夜中ノ道路ニ停メ置クトキハ路傍ニ片寄セ標燈ヲ掲クヘシ
- 第十三條 路上ノ井溝其他危險ノ箇所ニ蓋若ハ防圍ヲ爲シ又ハ竹木土石類ヲ路上ニ置クトキハ標識ヲ設クヘシ
- 第十四條 簷滴ノ道路ヲ毀損スヘキ處アル軒檐ニハ軒檐及壁面ヲ設ヘクシ但壁面ハ道敷内ニ出スコトヲ得
- 第十五條 道路下水ヲ毀損壅塞シ又ハ路上ノ樹木ヲ採折シ街燈ヲ毀損若ハ消滅スル等ノコトアルヘカラス
- 第十六條 制札標識及報告ノ榜標又ハ招牌邸宅ノ番號札等ヲ毀棄若ハ汚損スル等ノコトアルヘカラス
- 第十七條 路上ノ便所塵芥容器及牆壁其他ノ建設物ニ樂書貼紙等ヲナシ又ハ之ヲ毀棄若クハ汚損スル等ノコトアルヘカラス



第十八條 人家稠密ノ場所ニ於テ濫リニ煙火其他爆發質ノ物品ヲ玩フヘカラス

第十九條 路上ニ諸車ヲ置キ又ハ薪炭其他ノ物件ヲ排列シテ通行ノ妨害ヲ爲スヘカラス(三二縣三五改正)

第二十條 犬其他ノ獸類ヲ嘯シ若クハ驚逸セシメ又ハ緊留ノ牛馬ヲ解放スヘカラス

第二十一條 道路ニ於テ荷造、木挽、土埴リ等ノ作業ヲ爲シ又ハ鷄鶩類ヲ飼養スヘカラス(三二縣三五改正)

第二十二條 電柱及牆壁等ニ廣告札ヲ掲クルモノハ見苦シカラサル機裝置スヘシ但電柱ニ係ルモノハ高サ七尺以上ニシテ其圓形ニ倣フヘシ

第二十三條 祝祭日等ニ際シ松飾、絲門、旗幟ノ類ヲ設クルモノハ通行ノ妨害トナラサル様特ニ注意スヘシ但店飾ハ軒先キ三尺ヲ限ルモノトス

第二十四條 露店屋臺等ハ通行ノ妨害ナラサル場所ニ開設シ人道馬車道ノ區別アル個所ニ於テハ車馬道ニ向ツテ之ヲ開クヘカラス但日除ケ風除ケ等ヲ設クルトキハ見苦シカラサル機裝置シ其布片ヲ用

井ルモノハ無地ニ限ルヘシ

第二十五條 路上ノ並木ニ牛馬ヲ繫クヘカラス(三二縣三五改正)

第二十六條 路上ノ鐵軌、電柱、電線、電燈及其附屬品ヲ毀損シ若ハ之ニ妨害ヲ爲スヘカラス(三二縣三五改正)

第三章 通行(三二縣三五改正)

第二十七條 夜中燈火ナクシテ牛馬又ハ諸車ヲ牽キ又ハ自轉車ニ乗ルヘカラス(三二縣三五改正)

第二十八條 人道車馬道ノ區別アル場所ニ於テハ牛馬、諸車ヲ人道ニ牽入ルヘカラス但人道ニ於テ水車ヲ使用シ小兒車ヲ押シ及牛馬諸車ヲ沿道ノ家屋ニ出入スル者ハ此限ニアラス(三二縣三五改正)

第二十九條 竹木其他細長ノ物件ヲ市街ニ運搬スルトキハ末口ヲ纏束スル等危険ナキ様注意スヘシ

第三十條 牛馬諸車ヲ並ヘ牽キ若ハ濫リニ車馬ヲ疾驅シテ行人ノ妨害ヲ爲シ又ハ牛馬ヲ繫クコトヲ忽ニスヘカラス

第三十一條 軌道ニ據ル諸車ノ通行近ソクトキハ軌道外ニ避ケ其軌道ヲ横切ラントスルトキハ車ノ通過ヲ俟テ通行スヘシ(三二縣三五改正)

第三十二條 街角橋上其他往來ノ妨害トナルヘキ場所ニ牛馬諸車ヲ駐止スヘカラス

第三十三條 諸車行途フトキハ互ニ左ニ避ケ實車ニ對シテハ空車ニ對シテハ空車ニ避ケ坂路ハ上リ車ニ於テ避讓スヘシ但軍隊及軍用車ニ對シテハ右ニ避クルモノトス

第三十四條 火藥運搬車郵便及消防用ノ諸車又ハ灌水車等ニ行途フトキハ便宜ノ方ヘ避讓スヘシ

第三十五條 前車ヲ超行セントスル後車ハ相當ノ合圖ヲ爲シ前車ハ左ノ避ソヘシ

第三十六條 往來雜沓又ハ狹隘ノ場所及街角橋上ヲ通行スル車馬ハ相當ノ合圖ヲ爲シテ徐行スヘシ

第三十七條 車馬街角ヲ通行スルトキハ右ハ大廻リヲ爲シ左ハ小廻リヲ爲スヘシ

第三十八條 路上ニ於テ紙屑ヲ揚ケ糞糞羽子手鞠其他ノ遊戯ヲ爲シ通行ノ妨害ヲ爲スヘカラス

第三十九條 市街ニ於テ軍談輕業其他ノ人寄ヲ爲シ通行ノ妨害ヲ爲スヘカラス

第四十條 市街ニ於テ自轉車ノ練習ヲ爲スヘカラス

第四十一條 市街ニ於テ濫リニ放歌高聲ヲ發シ若ハ喧噪スル等ノコトアルヘカラス

第四十二條 頬冠鉢巻又ハ股ヲ露ハシテ市街ヲ通行シ若ハ市街及市街ヨリ公然見透シノ場所ニ於テ裸体袒裼ヲ爲スヘカラス(三二縣三五改正)

第四章 清潔

第四十三條 市街ハ毎朝夕掃除ヲ爲シ塵芥雜草等ヲ存スヘカラス其下水ハ壅塞セサル様時々浚深スヘシ但通行頻繁ナル個所ノ積雪ハ其都度片付クヘシ



第四十四條 通行頻繁ナル路上ニハ毎日二回以上撒水スヘシ但水結ノ虞アルトキハ此限ニアラス  
第四十五條 市街ノ下水ハ毎年二回(三月十月)一般ニ大掃除ヲ爲スヘシ但大下水ハ流域沿道ナラサル  
個所ト雖モ亦同シ

第四十六條 前條々ノ掃除撒水浸漬等ハ左ノ區別ニ從フモノトス但從來ノ慣行アル場所ハ此限ニアラス

一 家屋前兩側ノ個所ハ各居住者ニ於テ其夾ヲ分擔シ片側ノ個所ハ全路ヲ負擔スヘシ

二 空屋及穴地ニ接スル個所ハ前項ノ區別ニ依リ其家主若クハ地主ニ於テ負擔スヘシ

三 人道車馬道ノ區別アル場所ニ在リテハ其人道ヲ居住者ニ於テ負擔スヘシ

第四十七條 掃除撒水浸漬等ノ受負人ヲ定メタルモ其住所氏名並ニ受持ノ區域ヲ警察官署ニ告知スヘシ

第四十八條 市街ニ於テ下水浸揚ノ汚泥ハ即日相當ノ場所ニ投棄シ路傍ニ存置スル等ノコアルヘカラス

第四十九條 瓦礫塵芥水雪及禽獸ノ死屍其他ノ汚穢物ヲ道路ニ擲投シ又ハ市街ニ於テ煤塵ヲ拂ヒ汚水  
ヲ撒布スル等ノコトアルヘカラス

第五十條 肥料骨腸塵芥其他ノ汚物ヲ市街ニ運搬スルモノハ適當ノ容器ヲ用シ臭氣ノ發散ヲ防キ又ハ  
墜落飛散漏出セシムヘカラス但途中ニ於テ容器ヲ換ユルコトヲ得ス

第五十一條 市街ニ於テハ染料ニ使用シタル液汁又ハ惡臭ノ甚シキ汚水ヲ下水ニ放流スル等ノコトアル  
ルヘカラス

第五十二條 市街ニ於テ道路ニ臨ミタル屋根物干又ハ窓手摺等ニ懸襪其他見苦敷物品ヲ出シ若ハ墜落  
ノ虞アル物件ヲ置クヘカラス

第五十三條 市街ニ於テハ道路ニ臨ミタル軒下ニ不潔ノ物品ヲ出シ又ハ自用ノ燃料等ヲ積置クヘカラス

第五十四條 便所ニアラサル場所ニ於テ大小便ヲ爲シ又ハ之ヲ爲サシムルヘカラス

第五十五條 塵芥容器ニハ瓦礫ヲ投スヘカラス其塵芥ヲ投棄シタルトキハ必ス蓋ヲ閉置ヘシ

第五章 罰則

第五十六條 左ノ諸件ニ渡ルモノハ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ  
處ス但刑法ニ明文アルモノハ其正條ニ據ル

一 第二條第三條第四條第五條第七條第九條第十二條第十三條第十五條第十六條第十七條第十八條

第十九條第廿條第廿二條第廿三條第廿五條第廿六條第廿七條第廿八條第廿九條第三十條第卅一條

第卅二條第卅三條第卅四條第卅五條第卅六條第卅七條第卅八條第卅九條第四十條第四十二條第四十九條第

五十條第五十二條第五十四條第五十五條ニ違背シタル者(三二縣三五改正)

二 第二十一條第二十四條第四十條第四十一條第五十一條第五十三條ニ違背シテ制止ヲ肯セサル者  
(三二縣三五改正)

三 第十條第十一條第十四條第四十三條第四十五條第四十八條ニ違背シテ督促ニ從ハサル者

四 第四十四條ニ違背シテ督促ニ從ハス若シハ制止ヲ肯セサル者

五 (三二縣三五削除)

六 第八條ノ命令ニ從ハサル者

附則  
一 從前街路及道路取締規則ニ依リ許可シタルモノハ更ニ出願ヲ要セスト雖モ其場合ニ依リ本則第八  
條ヲ適用スルコトアルヘシ

縣令第三十八號 明治二十八年五月二十日

瀝漚機取締規則別紙ノ通相定ム

(別紙) 瀝漚機取締規則







理等ハ總テ持主ノ負擔トス

第十五條 検査ニ依リ汽罐汽機ノ使用ニ堪ヘサルヲ認メタルトキハ直ニ罐體ニ消印シ其検査証ヲ返納セシムヘシ

第十六條 定期検査ノ通知ヲ受ケタルトキハ汽罐ノ貯水ヲ排出シ人孔泥孔及爐格並火橋ヲ取外シ罐體ヲ冷却セシメ汽筒ノ蓋ヲ取拂ヒ煙突其他検査ニ必要ノ部分ヲ洒掃シ受檢ノ準備ヲ爲シ置クヘシ

第十七條 検査ノトキハ定期臨時ヲ分クス其持主及汽罐汽機取扱主任現場ニ立會ナシテ検査官吏ノ指示ニ從フヘシ

第十八條 第十六條ノ準備ヲ忘リ又ハ事故ニ托シテ検査ヲ拒ミ及持主並取扱主任立會セサルトキハ汽罐汽機ノ使用ヲ停止スルコトアルヘシ

第十九條 汽罐汽機ノ設置場ハ第十三條ニ係ル検査ノ外時々警察官吏ヲシテ其狀況ヲ視察セシムルコトアルヘシ

第二十條 本則中縣廳ニ差出ス願届書ハ總テ其所轄警察官署ヲ經由スヘキモノトス

第二十一條 本則第一條ノ免許ヲ受ケスシテ汽罐汽機ヲ設置シ及第二條第二項第十條ニ違背シ又ハ第十二條第十八條ノ停止若シハ禁止ヲ犯シタル者ハ二回以上五回以下ノ罰金又ハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ第三條第四條第六條第九條ニ違背シタル者ハ一回九十五錢以下ノ科料ニ處ス

附則

一 從來設置ノ汽罐汽機ハ本則第一條ニ準シ本月三十日限り届出ヘシ

二 本則第二條ノ手續ハ從來設置ノモノハ明治二十九年定期檢定ノ際ニ於テ施行シ新ニ設置ノモノハ當分ノ内施行セス

縣令第三十九號 明治二十八年五月二十日

狩獵法ニ關スル出願手續左ノ通相定ム

狩獵法ニ關スル出願手續

第一條 狩獵免狀下付ノ願書ニハ狩獵法施行細則第三條ニ據ルノ外左ノ事項ヲ記載シ所轄警察官署ニ差出スヘシ(二九縣六四改正)

一 所得稅若クハ地租ヲ納ムルモノハ其納額 一 狩獵免狀一等ニ相當スル者ノ家族ハ前項ノ外戶主トノ關係 一 所用ノ銃名又ハ獵具ノ種類

第二條 狩獵法施行細則第五條ノ願書ハ所轄警察官署ニ差出スヘシ

第三條 共同狩獵地ニ關スル願届書ハ所轄警察官署ヲ經由縣廳ニ差出スヘシ

第四條 禁獵制札建設ノ願書ニハ其地形面積制札ノ位置等ヲ記載シタル圖面ヲ添ヘ所轄警察官署ヲ經由縣廳ニ差出スヘシ其區域ヲ變更スルトキ亦同シ

第五條 前條ノ許可ヲ得タルモノハ制札ヲ調製シ所轄警察官署ニ差出シ禁條ノ記載ヲ請フヘシ其腐朽ニ至リ更換ヲ要スルトキ亦同シ

第六條 學術研究其他特別ノ理由ニ依リ鳥獸ヲ捕獲セントスルトキ又ハ有害鳥獸ノ驅除ヲ要スルトキハ左ノ事項ヲ詳記シ所轄警察官署ヲ經由縣廳ニ願出ヘシ(二八縣四五改正)

一 住所族籍職業氏名年齢 一 捕獲又ハ驅除ヲ要スル理由及其方法期限 一 鳥獸ノ種類員數(員數ハ捕獲禁止ノ鳥獸ニ限リ) 一 有害鳥獸ノ驅除ニ就テハ前各項ノ外被害ノ狀況及其場所ノ圖面

第七條 前條ノ許可ヲ得タルモノハ鳥獸ノ名稱及員數等左ノ表式ニ依リ滿期ノ後五日以内ニ所轄警察官署ヲ經由縣廳ヘ届出ヘシ

鳥	獸	名	雌	雄	北	壯	計	郡	村	氏	名
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

鳥獸捕獲表

自明治 年 月 日 至明治 年 月 日



備考	有害鳥獸驅除表	自治年月日	自治年月日	鳥獸名	數	被害ノ狀	況	郡	村	氏名

縣令第四十七號 明治二十八年八月二十五日  
 古物商取締法施行手續左ノ通相定ム但明治十七年五月甲第二十八號布達古物商取締細則ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

古物商取締法施行手續

第一條 古物商取締法並同細則中行政廳ノ職權 取締法細則第一條第二項但書ノ場合ヲ除クハ總テ警察署長及ヒ警察分署長ニ委任ス

第二條 古物商ノ營業ニ關スル願届ハ總テ所轄警察署又ハ警察分署ニ差出スヘシ

第三條 營業免許願書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ  
 一 營業物品ノ種類 二 行商及露店ヲ出ス者ハ其區別 三 族籍住所氏名年齢屋號又ハ通稱

第四條 營業所又ハ店舗ヲ設クルモノハ前條願書中ニ其場所ヲ附記シ届出ニ換ユルコトヲ得

第五條 營業免許ヲ與フルトキハ甲號證書ヲ下付シ行商又ハ露店ハ乙號ノ鑑札ヲ附與ス但單ニ行商又ハ露店ヲ出スモノハ別ニ甲號證書ヲ下付セス

長三寸六分 巾二寸五分

甲號

用紙 厚紙

第 號 古物商免許證

種 類 署印

明治 年 月 日 免許

裏 現本 土族 平民 通稱 氏 名 生 年 月

乙號

檜材

第 號 古物商鑑札

種 類 烙印

明治 年 月 日 免許

裏 現本 土族 平民 氏 名 生 年 月

家族雇人ナルトキハ肩書ニ其旨ヲ記スヘシ

第六條 免許證及鑑札ヲ遺失毀損シタルトキハ五日以内ニ其事由ヲ疏明シ更ニ下付方ヲ願出ヘシ

第七條 免許證及鑑札ハ營業ノ廢止營業人死亡等届出ノ際之ヲ返納スヘシ

第八條 營業用ノ帳簿種類及其記載方左ノ如シ

● 一 物品買入讓受明細帳 此帳簿ニハ買受讓受又ハ交換ニ因リテ得タル物品ノ番號(一々識別シ得ヘキ物ヲ一括ストキハ何號ノ)種類品質換樣數賣主讓渡主交換主ノ住所氏名代價又ハ給付シタル交換物ノ番號及年月日ヲ記載シ露店市場糶賣途上其他公ノ場所ニ於テ取引シタルトキハ其場所ヲ記載スヘシ但



物質ニ依リ番號ヲ附シ難キモノハ物品ニ合號ヲ附スルヲ要セス○取締法第七條但書ノ場合ニ係ルモノハ證人ノ住所氏名若クハ警察官吏官氏名ヲモ併記スヘシ○自用ノ物品又ハ寄藏ヲ受ケタル物品ヲ賣品ニ供スルトキハ其番號種類品質摸樣員數年月日及事由等ヲ記載スヘシ ●二物品賣拂讓渡明細帳 此帳簿ニハ賣渡讓渡又ハ交換ニ因リテ給付スヘキ物品ノ番號種類品質摸樣員數代價又ハ受取リタル交換物ノ番號及年月日ヲ記載スヘシ○賣品ヲ自用ニ供スルトキハ其番號種類品質摸樣年月日及事由ヲ記載スヘシ

第九條 前條ノ帳簿ハ賣買物品ノ種類毎ニ之ヲ設クヘシ但一帳簿ニ編冊シテ種類別ケト爲シ又ハ便宜物品買入讓受明細帳ニ賣拂讓渡ノ要件ヲ併記スルコトヲ得

第十條 物品買入讓受明細帳物品賣拂讓渡明細帳ハ其使用前ニ於テ紙數ヲ初葉ニ記載シ警察署又ハ分署ノ檢印ヲ受クヘシ

第十一條 品觸寫書ハ到達順ヲ以テ編綴シ之ヲ廢棄セントスルトキハ警察署又ハ警察分署ニ願出ヘシ但品觸解除ニ係ル品目ニハ其年月日ヲ記入シ置クヘシ

第十二條 帳簿ハ總テ恣ニ紙數ヲ増減シ又塗抹改竄スヘカラス但其訂正ヲ要シタルトキト雖モ原字ヲ存スヘシ

第十三條 物品買入讓受明細帳及物品賣拂讓渡明細帳ノ登記ハ其事實ノ生シタルトキ直ニ記載スヘシ(第十四、十五條削除)

第十六條 左ニ掲クル諸項ノ一ニ該ルモノハ貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下ノ料料ニ處ス

一 第六條第十條第十一條第十二條第十三條ニ違背シタルモノ  
二 第八條ノ記載方ニ違背シタルモノ

附則

第十七條 從前營業免許ヲ得タルモノハ此際出願ヲ要セスト雖モ其行商ヲ爲シ露店ヲ出スモノ又ハ其營業所及店舗ノ所在ハ明治二十八年九月三十日迄ニ警察署又ハ警察分署ニ届出ヘシ

明治二十八年八月二十五日

縣令第四十八號 質屋取締法施行手續左ノ通相定ム但明治十七年五月甲第三十號布達質屋取締細則ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

質屋取締法施行手續

第一條 質屋取締法並同細則中行政廳ノ職權取締法細則第一條第二項但書ノ場合ヲ除クハ總テ警察署長及警察分署長ニ委任ス

第二條 質屋ノ營業ニ關スル願届ハ總テ所轄警察署又ハ警察分署ニ差出スヘシ

第三條 營業免許願書ニハ店舗ノ所在族籍住所氏名年齢屋號又ハ通稱及取締法第六條ノ事項ヲ記載スヘシ但免許ヲ受クヘキ警察署警察分署ノ所轄地内ニ於テ支店ヲ設クルモノハ願書中ニ其場所ヲ附記スルモ妨ケナシ

第四條 營業免許ヲ與ヘ支店ノ設置ヲ允許スルトキハ左ノ免許證ヲ下付スヘシ  
長三寸六分 巾二寸五分

用紙	第 號 質屋免許證	裏	本 署 印
厚紙	店 舖 (又ハ支店)	住 所	住 所
	年 月 日 免許	通 稱	通 稱
		氏 名	氏 名
		生 年 月	生 年 月

第五條 免許證ヲ遺失毀損シタルトキハ五日以内ニ其事由ヲ説明シ更ニ下付方ヲ願出ヘシ

第六條 免許證ハ營業ノ廢止營業人ノ死亡等届出ノ際之ヲ返納スヘシ

第七條 營業用ノ帳簿種類及其記載方左ノ如シ  
●一質物臺帳 此帳簿ニハ質物ノ番號(一々識別シ得ヘキ物品ハ毎品起號シ數品)種類品質摸樣員數貸金及利

警察



金額質入主(代理人又ハ)ノ住所氏名質入受戻入換流質ノ年月日ヲ記載スヘシ但物質ニ依リ番號ヲ附シ難キモノハ物品ニ合號ヲ附スルヲ要セス○取締法第四條但書ノ場合ニ係ルモノハ證人ノ住所氏名若クハ警察官吏官氏名ヲモ併記スヘシ ●二流質物賣拂帳 此帳簿ニハ賣却セル流質物ノ番號種類品質摸樣員數代價年月日及買主ノ住所氏名ヲ記載スヘシ○流質物ヲ自用ニ供スルトキハ其番號種類品質摸樣員數年月日及其事由ヲ記載スヘシ

第八條 質物臺帳及流質物賣拂帳ハ各別ニ之ヲ設クヘシト雖モ便宜質物臺帳ニ流質品處分ノ要件ヲ併記スルコトヲ得

第九條 質物臺帳及流質物賣拂帳ハ其使用前ニ於テ紙數及取締法第六條ノ事項ヲ初葉ニ記載シ警察署又ハ警察分署ノ檢印ヲ受クヘシ

第十條 品觸寫書ハ到達願ヲ以テ編綴シ之ヲ廢棄セントスルトキハ警察署又ハ警察分署ニ願出ヘシ但品觸解除ニ係ル品目ニハ其年月日ヲ記入シ置クヘシ

第十一條 帳簿ハ總テ恣ニ紙數ヲ増減シ又ハ塗抹改竄スヘカラス但其訂正ヲ要シタルトキト雖モ原字ヲ存スヘシ

第十二條 質物臺帳及流質物賣拂帳ノ登記ハ其事實ノ生シタルトキ直ニ記載スヘシ

第十三條 質札及通帳ニハ取締法細則第七條ノ外取締法第六條ノ事項ヲ記載スヘシ

(第十四條ヨリ第十六條マテ削除)

第十七條 左ニ掲クル諸項ノ一ニ該ルモノハ貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下ノ科料ニ處ス

一 第五條第九條第十條第十一條第十二條第十三條ニ違背シタルモノ(二九縣四二改正)

二 第七條ノ記載方ニ違背シタルモノ

附則

第十八條 從前營業免許ヲ得タルモノハ總テ此際出願ヲ要セスト雖モ其店舗及支店ノ所在地名ハ明治二十八年九月三十日迄ニ警察署分署ニ届出ヘシ

訓令第八十一號 明治二十八年九月二十六日

警察署  
同分署

船燈信號器救命具檢定及監査心得左ノ通相定メ本年十月一日ヨリ實施ス但明治二十年三月訓令警第四號船燈信號器取締心得ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢ス

船燈信號器救命具檢定及監査心得

第一條 船燈信號器及救命具取締規則第十六條ノ監査ハ一ヶ年二回警察署長又ハ分署長ニ於テ執行スヘシ但特ニ其必要アルトキハ臨時之ヲ行フコトヲ得

第二條 同則第二十五條船燈信號器及救命具試驗檢定及監査手續第八條ノ檢定監査ニ使用スヘキ極印紙札朱肉印章左ノ如シ(二八縣八五雜形改正)

極印 愛知縣 每字用材銅

長一寸五分

紙 愛知縣 分八巾

綠色細紋洋紙

警察



朱肉印

愛知縣

市八分

用材黃楊樹

長一寸五分

第三條 監査ヲ行ヒタルトキハ船燈信號器及救命具試驗檢定及監査手續第二號第三號書式ニ依リ毎回其成績ヲ報告スヘシ

縣令第一號

明治二十九年一月二十日

紹介人取締規則左ノ通相定ム

紹介人取締規則

第一條 此規則ニ於テ紹介人ト稱スルハ娼妓ヲラントスル者又ハ轉寓セントスル娼妓ヲ席貸茶屋ニ紹介スル者ヲ謂フ

第二條 紹介人タラントスルモノハ所轄警察官署ニ願出免許ヲ受クヘシ但席貸茶屋免許地域内ニ住居シ盜罪詐欺取財ノ罪殺傷姦淫ノ罪幼者ヲ略取誘拐スル罪又ハ賣淫ノ媒合容止ヲ爲スノ罪等ヲ犯シタルコトナキ者ニ限ル

第三條 紹介人ハ紹介ニ關スル手数料ヲ定メ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ

第四條 紹介人廣業轉居又ハ氏名ヲ改稱シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第五條 紹介人ハ席貸茶屋及雇人口入營業ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 紹介人ハ紹介明細簿ヲ調製シ紹介ヲ爲シタル毎ニ之ニ登載シ警察官吏ノ檢閱ニ供スヘシ

第七條 前條ノ帳簿ハ所轄警察官署ノ許可ヲ受クルニアラサレハ廢棄スルコトヲ得ス若シ失毀損シタルコトナキ者ニ限ル

ルルハ五日以内ニ届出ヘシ

第八條 紹介人ハ手数料ノ外何等ノ名義ニ拘ラス金錢物品ヲ受クルコトヲ得ス

第九條 紹介人ハ娼妓ヲラントスル者ニ金貨物品ヲ貸與シ又ハ之ヲ宿泊セシムルコトヲ得ス

第十條 左ノ事項ニ相當スルモノハ紹介ヲ爲スヘカラス

一 年齢拾六年未滿ノ者

二 父母又ハ尊族親ノ承諾ヲ得サル者

第十一條 紹介人ハ娼妓ヲラントラコトヲ勸誘シ又ハ娼妓ノ逃亡シ若シハ轉寓ヲ教唆スル等ノコトアルヘカラス

第十二條 紹介人ハ其紹介ヲ爲シタル娼妓ノ逃亡シタルトキハ席貸茶屋ニ對シ搜索ノ義務アルモノトス

第十三條 紹介人同居ノ雇人ヲシテ其業務ヲ補助セシメシトスルルハ族籍氏名年齢ヲ記シ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ但雇人ヲ解雇シタルルハ其旨五日以内ニ届出ヘシ

第十四條 第八條第九條第十條第十一條ハ家族雇人ノ行爲ニモ之ヲ適用ス

第十五條 紹介人此規則ニ觸レ警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ其免許ヲ取消スコトヲ得

第十六條 第二條ノ免許ヲ受ケスシテ紹介シタル者又ハ第三條第五條第八條第九條第十條第十一條第十二條第十三條ニ違背シタルモノハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

第十七條 第四條第六條第七條ニ違背シタル者ハ一日以上三日以下ノ拘留ニ處シ又ハ貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下ノ科料ニ處ス

紹介明細簿式

警察

三三



事 故	人 免 責	紹 介	借 金 額	妓 開 貸	樓 主 娼	氏 住 茶 席 所 屋 貸 名	妓		承 諾 シ タ ル 父 母 又 ハ 羣 族 親 住 所 氏 名	
							所 住 現	籍 本		年 齡
		一年月日娼妓死亡								
	一年月日娼妓廢業									
	一年月日何々									
要 領	搜 索	亡 及	娼 妓 逃 ノ	娼 妓 逃 ノ	娼 妓 逃 ノ					
										一年月日娼妓逃亡 一年月日何地ニ於テ發見歸寓セシム 一右搜索實費金何圓ヲ收受ス

告示第三十一號  
 明治二十九年三月二十七日(三一告三〇、告一一二、三二告四二改正)  
 巡查駐在所名稱位置及受持町村別冊ノ通相定メ來四月一日ヨリ施行ス  
 (別冊)

愛知郡ノ内		熱田警察署	
駐在所名	同位置	受持町	村名
笈瀬村	同大字米野	笈瀬村	
日置	同大字日置	笈瀬村大字露橋	同日置 同平野 同北一色
收野	笈瀬村大字收野	笈瀬村大字收野	同米野
日比津村	同	日比津村	鷹場村
岩塚村	同	岩塚村	織豊村
柳森村	柳森村大字烏森	柳森村	松葉村
八幡村	同大字八熊	八幡村	
寶田村	同大字熱田新田東組	寶田村	
一柳村	同大字中島新田	一柳村	明德村
御厨村	同大字野田	御厨村	荒子村

警察

三三

三四







春日井村	同大字春日井	春日井村	味美村
駐在所名	東春日井郡ノ内	受持	警察署川小牧分署
境村	同大字西ノ島	境村	和多里村
岩崎村	同大字岩崎	岩崎村	久保一色村
池林村	同大字林村	池林村	大野村
田樂村	同大字田樂	田樂村	陶村
下原村	同大字下原	下原村	大草村
外山村	同大字南外山	外山村	片山村
駐在所名	東春日井郡ノ内	受持	警察署川瀬戸分署
下品野村	同大字下品野	下品野村	上品野村
水野村	同大字中水野	水野村	掛川村
八白村	同大字今村	八白村	
印場村	同	印場村	新居村

志談村	同大字下志段味	志談村	上志談味村
駐在所名	西春日井郡	受持	西枇杷島警察署
清水町	同	清水町	杉村
六郷村	同大字山田	六郷村	
庄内村	同大字稻生	庄内村	萩野村
金城村	同大字田幡	金城村	
比良村	同	比良村	大ノ木村
豊場村	同	豊場村	青山村
味鏡村	同	味鏡村	川中村
小木村	同大字小木	小木村	尾張村
熊之庄村	同	熊之庄村	鹿田村
平田村	同	平田村	上小田井村
上拾個村	同大字徳重	上拾個村	九ノ坪村
下拾個村	同大字中ノ郷	下拾個村	下ノ郷村
			落合村



清洲町	同	清洲町	一場村
須ヶ口村	同	須ヶ口村	西堀江村
		朝田村	寺野村
			阿原村
丹羽郡ノ内			
駐在所名	同	受持	町村名
太田村	同大字豊田	太田村	
旭村	同大字宮後	旭村	兩高屋村
古知野町	同	古知野町	
秋津村	同大字今市場	秋津村	
東野村	同大字東野	東野村	榮村
瀬部村	同	瀬部村	時ノ島村
穂波村	同大字西大海道	穂波村	赤羽村
九日市場村	同	九日市場村	二川村
浮野村	同大字浮野	浮野村	青木村
淺淵村	同大字淺野	淺淵村	多加森村
豊富村	同大字小山	豊富村	幼村

布袋警察署 犬山分署

島野村	同大字北島	島野村	豊秋村
岩倉町	同	岩倉町	
丹羽郡ノ内			
駐在所名	同	受持	町村名
高雄村	同大字高雄	高雄村	
山名村	同大字山名	山名村	和勝村
柏森村	同大字柏森	柏森村	豊國村
小口村	同	小口村	富成村
樂田村	同	樂田村	
羽黒村	同大字羽黒	羽黒村	岩橋村
岩田村	同大字塔ノ地	岩田村	善師野村
池野村	同	池野村	今井村
葉栗郡			
駐在所名	同	受持	町村名
北方村	同大字北方	北方村	

大田島警察署



主ノ井村	同	玉ノ井村	里小牧村
黒田町	同大字黒田	黒田町大字内割田	同黒田
木曾川	同大字木曾川	黒田町大字曾根	同外割田
浅井村	同大字東浅井	同三寶寺	
飛保村	同大字前飛保		
宮田村	同	飛保村	
瑞穂村	同大字極楽寺	宮田村	
草井村	同	瑞穂村	光明寺村
		草井村	小鹿村
			村久野村
中島郡ノ内 一宮警察署			
駐在所名	同	受持	町村名
馬寄村	同	馬寄村	神戸村
開明村	同大字開明	開明村	
奥町	同	奥町	
三條村	同大字刈安智新田	三條村	
日光村	同大字毛受	日光村	

起町	同	起町	小信中島村
大徳村	同大字蓮池	大徳村	
明地村	同	明地村	祐賀村
萩原村	同大字萩原	萩原村	
刈安賀村	同	刈安賀村	高井村
妙興寺村	同大字妙興寺	妙興寺村	三輪村
中島村	同大字中島	中島村	新明村
中島郡ノ内 一宮警察署 稻澤分署			
駐在所名	同	受持	町村名
國分村	同大字矢合	國分村	五郷村
四郷村	同大字山口	四郷村	光堂村
三宅村	同大字三宅	三宅村	井長谷村
六輪村	同	六輪村	
吉田村	同大字階島	吉田村	豊田村
北島村	同	北島村	玉田村
			奥田村

警察

三

三



四家村	同大字六角堂	四家村	日下部村	市田村
下津村	同	下津村	山形村	
國府宮村	同大字國府宮	國府宮村	稻保村	
一治村	同大字高御堂	一治村	大塚村	
中島郡ノ内				
駐在所名	同	受	持	町
山崎村	同	山崎村	玉野村	村
領内村	同大字森上	領内村		名
片原一色村	同	西島村	玉野村	
丸甲村	同	丸甲村	左右川村	
四貫村	同	西鶴ノ本村 十町野村	神明津村	馬飼村 四貫村
牧川村	同大字中牧	牧川村		
海東郡ノ内				
駐在所名	同	受	持	町
佐依木村	同大字須依	佐依木村		村
津島警察署				

八幡村	同大字稻葉	八幡村		
大井村	同	大井村	千秋村	
神島田村	同大字中一色	神島田村		
越治村	同大字下切	越治村	野間村	諸古村
神守村	同	神守村	寶村	篠田村
大治村	同大字砂子	大治村		
白鷹村	同大字上條	白鷹村	東今宿村	春富村 森村
甚目寺村	同大字甚目寺	甚目寺村	萱津村	
蜂須賀村	同大字木田	蜂須賀村		
正則村	同大字富塚	正則村	新居屋村	
勝幡村	同大字勝幡	勝幡村	藤浪村	
川淵村	同大字西川端	川淵村	草場村	
海東郡ノ内				
駐在所名	同	受	持	町
福屋村	同大字西福田	福屋村	新蟹江村	村
津島警察署 蟹江分署				



關治村	東市江村	十四山村	飛島村	大藤村	兩國村	駐在所名	海西郡	須成村	益和村	伊福村	万須田村	戸田村	茶屋村	福田村
同大字開治	同大字東條	同大字子寶	同大字飛島	同大字鎌島	同大字加稻	同位置		同	同大字神尾	同大字伊福	同大字万場	同大字戸田	同大字茶屋新田	同
開治村	東市江村 市腰村	十四山村	飛島村	大藤村 寶地村	兩國村	受持町村名	彌富警察署	須成村 西之森村	益和村 百高村	伊福村 井和村	万須田村 赤星村	戸田村 豐治村	茶屋村	福田村

八輪村	早尾村	川治村	立和村	知多郡ノ内	駐在所名	第一成岩町	第二成岩町	武豊町	布土村	小鈴谷村	古塲村	常滑町第一	常滑町第二	多屋村
同大字立石	同	同大字山路	同大字立田		同位置	同字北村	同大字板山	同	同	同	同	同	同	同
八輪村	早尾村 六和村	川治村 五會村	立和村	半田警察署	受持町村名	成岩町ノ内	成岩町ノ内	武豊町	布土村 富貴村	小鈴谷村 坂井村 大谷村	古塲村 荊屋村 西阿野村 樽水村	常滑町ノ内	常滑町ノ内	多屋村 榎戸村

警察

三



西ノ口村	同	西ノ口村	金山村
大野町	同	大野町	
日長村	同	日長村	金澤村
久米村	同	久米村	矢田村
上阿久比村	同大字卯坂	上阿久比村	阿久比村
東阿久比村	同大字宮津	東阿久比村	
藤江村	同	藤江村	有脇村
石濱村	同	石濱村	生路村
第一龜崎町	同字石橋	龜崎町ノ内	
第二龜崎町	同字神前	龜崎町ノ内	
乙川村	同	乙川村	
知多郡ノ内		警務署田横須賀分署	
駐在所名	同	受持	町村名
八幡村	同	八幡村	
岡田村	同	岡田村	新地村 佐布里村

加木屋村	同	加木屋村	吉田村
太田村	同	太田村	高濱須賀村
荒尾村	同	荒尾村	富木島村
名和村	同	名和村	
大高町	同	大高町	
有松町	同	有松町	北崎村
共和村	同	共和村	長草村
大府村	同	大府村	横根村
緒川村	同	緒川村	森岡村
知多郡ノ内		警務署田内海分署	
駐在所名	同	受持	町村名
河和村	同大字河和	河和村	
豊丘村	同大字豊丘	豊丘村	
師崎町	同	師崎町	大井村
篠島村	同	篠島村	日間賀嶋村







棚尾村第二	同	棚尾村ノ内	
志貴崎村	同大字平七	志貴崎村	伏見屋村
鷺塚村	同	鷺塚村	根崎村
米津村	同大字米津	米津村	三ッ川村
和泉村	同	和泉村	城ヶ入村 榎前村
西端村	同	西端村	東端村
高棚村	同	高棚村	高取村
高濱村	同	高濱村	
新川町第一	同	新川町ノ内	
新川町第二	同	新川町ノ内	
駐在所名	同	位	置
西ノ町村	同大字上町	西ノ町村	
平坂町	同大字平坂	平坂町	中畑村
寺津村	同大字寺津	寺津村	西崎村
幡豆郡ノ内		西尾警察署	

奥津村	同大字上矢田	奥津村	
豊田村	同大字熱池	豊田村	六郷村
久麻久村	同	久麻久村	
横須賀町	同大字上横須賀	横須賀町	
井崎村	同大字細池	井崎村	大寶村
松坂村	同大字六ッ栗	松坂村	豊國村
瀬門村	同大字寺嶋	瀬門村	厨村
室場村	同大字室	室場村	花明村 平原村 吹羽良村
川崎村	同大字小嶋	川崎村	御鍛村
幡豆郡ノ内		西尾警察署一色分署	
駐在所名	同	位	置
榮生村	同大字治明	味澤村	榮生村
衣崎村	同大字千間	衣崎村	
五保村	同大字大塚	五保村	
吉田村	同大字吉田	吉田村	
幡豆郡ノ内		西尾警察署	

警察

三三



廣幡町	同大字井田	廣幡町	大樹寺村
宮崎村	同大字龜穴	宮崎村	榮枝村
豐岡村	同大字榎山	豐岡村	高富村
本宿村	同大字本宿	本宿村	山中村
藤川村	同大字藤川	藤川村	龍ヶ谷村
形野村	同大字鍛野	形野村	下山村
河合村	同大字生平	河合村	美合村
男川村	同大字大平	男川村	
額田郡	同大字	岡崎警察署	
佐久嶋村	同大字東幡豆	佐久嶋村	
東幡豆村	同大字西幡豆	東幡豆村	
幡豆村	同大字乙川	幡豆村	
保定村	同大字	保定村	宮崎村
荻原村	同大字荻原	荻原村	富田村

岩津村	同大字岩津	岩津村	細川村	奥殿村
常盤村	同大字米河内	常盤村	乙見村	
岡崎村	同大字羽根	岡崎村	三嶋村	
福岡町	同大字福岡	福岡町		
深溝村	同大字深溝	深溝村		
相見村	同大字高カ	相見村	坂崎村	
西加茂郡	同大字	學母警察署		
駐在所名	同位置	受持	町村名	
野見村	同大字野見	野見村	根川村	益富村
上郷村	同大字越戸	上郷村	梅坪村	
中野村	同大字中金	中野村	七重村	石下瀬村
寺部村	同	寺部村	四ッ谷村	市木村
本城村	同大字市場	本城村	清原村	平井村
福原村	同大字上仁木	福原村	豊原村	
高岡村	同大字木瀬	高岡村	富貴下村	

警察

三

三



廣澤村	同大字加納	廣澤村	藤河村
伊保村	同大字上伊保	伊保村	橋見村
三好村	同大字三好	三好村	筋生村
逢妻村	同大字千足	逢妻村	明越村
			宮口村
東加茂郡 足助警察署			
駐在所名	同位置	受持	町村名
阿摺村	同大字廣岡	阿摺村	瑞穂村
介木村	同大字小渡	介木村	生駒村
伊勢神村	同大字明川	伊勢神村	筑羽村
金澤村	同大字東大見	金澤村	富義村
大沼村	同大字東大沼	大沼村	下山村
豐榮村	同大字仁王	豐榮村	松平村
小川村	同大字九久平	小川村	志賀村
穂積村	同大字則定	穂積村	盛岡村
北設樂郡 田口警察署			

駐在所名	同位置	受持	町村名
名倉村	同大字東納庫	名倉村	
段嶺村	同大字田嶺	段嶺村	
稻橋村	同大字稻橋	稻橋村	武節村
上津具村	同	上津具村	下津具村
豐根村	同大字下黒川	豐根村	富山村
本郷村	同大字本郷	本郷村	園村
三輪村	同大字長岡	三輪村	
振草村	同大字上栗代	振草村	御殿村
南設樂郡 新坂警察署			
駐在所名	同位置	受持	町村名
千秋村	同大字野田	千秋村	西郷村
信樂村	同大字八束穂	信樂村	石座村
長篠村	同大字長篠	長篠村	平井村
鳳來寺村	同大字玖老勢	鳳來寺村	

警察

三

三



海老町	同大字海老	海老町	同大字高里	田代村	杉原村	保永村	高松村
巴村	同大字高里	田代村	荒原村	大和田村	只持村		
菅沼村	同大字菅沼	菅沼村	愛郷村	一色村			
鹽濱村		布里村					
御油警察署							
駐在所名	同位置	受持	町村名				
赤阪町	同	赤阪町	長澤村	菽村			
國府町	同大字國府	國府町	白鳥村				
穂原村	同大字市田	穂原村	平幡村				
豐川町	同大字豐川	豐川町					
陸美村	同大字當古	陸美村	明子村				
桑富村	同大字一宮	桑富村	麻生田村				
本茂村	同大字上長山	本茂村					
牛久保町	同大字牛久保	牛久保町					
豐秋村	同大字宿	豐秋村					
鹿管村	同大字下五井	鹿管村	大村				
下地町	同	下地町					
前芝村	同大字前芝	前芝村	伊奈村	佐脇村			
御津村	同大字西方	御津村	御馬村				
大塚村	同大字大塚	大塚村					
三谷町	同	三谷町					
蒲郡町	同大字蒲郡	蒲郡町					
靜里村	同大字清田	靜里村	豐岡村				
鹽津村	同大字竹ノ谷	鹽津村	神ノ郷村				
形原村	同大字形原	形原村					
西浦村	同	西浦村					
溫美郡ノ内		豐橋警察署					
駐在所名	同位置	受持	町村名				
豐岡村	同大字岩田	豐岡村					
大川町	同大字二川	大川町					
細谷村	同大字上細谷	細谷村					

警察

三

三



小澤村	同大字小松原	小澤村	高根村
豐南村	同大字西赤澤	豐南村	六連村
老津村	同	老津村	
高師村	同	高師村	野依村
植田村	同	植田村	大崎村
福岡村	同	福岡村	磯部村
牟呂村	同	牟呂村	
吉田方村	同大字東登田	吉田方村	花田村
渥美郡ノ内			
駐在所名	同	受持	田原分署
位	位	町	村
置	置	村	名
重浦村	同大字重浦村	重浦村	
野田村	同大字野田	野田村	大久保村
泉村	同大字江比間	泉村	
福江町	同大字島村	福江町	
清田村	同大字古田	清田村	

中山村	同	中山村	
堀切村	同大字堀切	堀切村	伊良湖村
若戸村	同大字越戸	若戸村	和地村
赤羽根村	同	赤羽根村	
神戸村	同大字南神戸	神戸村	
相川村	同大字豊嶋	相川村	
杉山村	同	杉山村	
高松村	同	高松村	
八名郡			
駐在所名	同	受持	富岡警察署
位	位	町	村
置	置	村	名
長部村	同大字庭野	長部村	口吉村
大野町	同	大野町	名乗本村
高岡村	同大字巢山	高岡村	井代村
山吉田村	同大字下吉田	山吉田村	能登瀬村
賀茂村	同	賀茂村	橋尾村
		三上村	豊津村
			金澤村



西郷村	同	大字平野	西郷村
玉川村	同		玉川村 嵩山村 三輪村
牛川村	同		牛川村 下條村 多米村

縣令第二十二號

明治二十九年六月八日

消防組規則施行細則別冊ノ通相定ム

但明治二十七年五月縣令第三十八號（消防組規則）及同第三十九號（消防組規則）ヲ廢止ス

（別冊）

消防組規則施行細則

第一章 組織

- 第一條 消防組ヲ設置スヘキ市町村及其定員ハ別ニ之ヲ定ム
- 第二條 消防組ノ名稱ハ市町村若クハ大字名ヲ冠シ之ヲ數部ニ分チタルキハ何消防組第何部ト稱スヘシ
- 第三條 消防組ハ組頭一人小頭一人消防手四十人以上ヲ以テ編制ス但組チ數部ニ分ントキハ組頭ノ下ニ每部小頭一人ヲ置ク
- 第四條 消防組ハ所轄警察署長又ハ分署長ノ指揮監督ニ屬セシム
- 第五條 組頭及小頭ハ警察署長ニ於テ之ヲ命免シ消防手ハ警察署長又ハ分署長之ヲ命免ス
- 第六條 消防組ニハ左ノ器具ヲ設備スヘシ但其員數ハ警察署長又ハ分署長ノ定ムル所ニ據ル
- 一 繩
- 一 唧筒
- 一 階梯

- 一 刺叉
  - 一 斧
  - 一 鋸口
  - 一 鋸
  - 一 引倒網
  - 一 汲水具
  - 一 運水具
  - 一 運搬具
  - 一 弓張提燈
- 第七條 前條ノ器具ハ土地ノ情況ニ依リ警察署長又ハ分署長ニ於テ事情ヲ具狀シ認可ヲ經テ其種類ヲ増減變更スルコトヲ得
- 第八條 消防組設置ノ地ニハ一ヶ所以上ノ出火信號鐘ヲ設備シ其擔當者ヲシテ信號ヲ報セシム但信號ハ別ニ定ムル所ニ據ル
- 第九條 器具置場及信號鐘ヲ設備スヘキ位置ハ警察署長又ハ分署長ニ於テ之ヲ定ム
- 第十條 繩、提燈及被服ノ徵章ハ別紙様式ニ據ルヘシ
- 第二章 服務
- 第十一條 消防組員ハ出火信號アルトキハ速ニ器具置場ニ到リ各自擔當ノ器具ヲ携ヘ現場ニ駆付ケ消防ニ從事スヘシ
- 第十二條 消防組員ハ出火現場ニ於テ左ノ各項ヲ恪守スヘシ
- 一 協力其事ニ當リ苟モ功ヲ爭フ等ノコトアルヘカラス



- 一 擅ニ駈引ヲ爲シ又ハ私ニ其持場ヲ離ルヘカラス
- 一 親戚故舊タリト雖モ家財ノ運搬等ニ助力スヘカラス
- 一 常食ノ外私ニ飲食スヘカラス

- 一 私ニ金錢物品ヲ受ケ又ハ受クルノ約束ヲ爲スヘカラス

第十三條 家屋其他ノ建造物ヲ毀壞スルノ必要アルトキハ警察官ノ指揮ヲ受クヘシ

第十四條 鎮火ノ際ハ警察官ノ指揮ニ依リ一定ノ場所ニ參集シ器具其他ノ点檢ヲ受クヘシ

第十五條 消防組員疾病其他ノ事故ニ依リ參集スル能ハサルトキハ其事由ヲ警察官署又ハ組頭若クハ

小頭ニ届出ヘシ

第十六條 消防區域以外ノ出火ト雖モ信號アルトキハ前各條ニ從フヘシ

第十七條 烈風其他警戒ノ必要アルトキハ警察署長又ハ分署長ハ消防組員ヲシテ之ニ從事セシムルコトアルヘシ

第十八條 信號擔當者疾病其他ノ事故ニ依リ服務スル能ハサルトキハ代務者ヲ定メ組頭ヲ經テ警察官署ニ届出ヘシ

第十九條 消防組員ハ平常左ノ各項ヲ恪守スヘシ

- 一 懇和ヲ旨トシ荷モ黨與ヲ結ヒ其他紛議ヲ惹起ス等ノコトアルヘカラス
- 一 分限ヲ守リ言行ヲ慎ミ他ノ行爲ニ關與シ若クハ紛争ニ立入ル等ノコトアルヘカラス
- 一 何等ノ名義ニ拘ラス數人相會シ又ハ組名ヲ以テ職務外ノ事ヲ爲スヘカラス

第三章 賞 罰

第二十條 消防組員ニシテ其職務ニ關シ功勞顯著ナルモノニハ金參圓以下ヲ賞與スルコトアルヘシ

第二十一條 消防組員規則又ハ命令ニ違背シタルモノハ施行規則第十九條ノ區別ニ依リ懲戒スヘシ

第四章 演習及檢閱

第二十二條 組頭及小頭ノ賞罰ハ警部長ニ於テ之ヲ行ヒ消防手ニ係ルトキハ警察署長又ハ分署長ニ於テ行フヘシ

第二十三條 消防組ノ演習ヲ分チテ定期演習臨時演習ノ二トシ定期演習ハ消防組全部ニ之ヲ行ヒ臨時演習ハ團荷運轉ノ一部ニ限リ之ヲ行フモノトス

第二十四條 定期演習ノ期月左ノ如シ但警察署長又ハ分署長ニ於テ臨時變更スルコトアルヘシ

一 七月

一 一月

第二十五條 檢閱ハ一年二回トシ其時期ハ警察署長又ハ分署長ニ於テ臨時之ヲ指定ス但演習及檢閱ハ併セ行フコトアルヘシ(三〇縣三七改正)

第五章 給 與

第二十六條 消防組員ニハ左ノ手當ヲ給與スヘシ但土地ノ狀況ニ依リ其種目ノ幾分ヲ限リ又ハ全ク給セサルコトヲ得

- 一 組頭年手當
- 一 小頭同
- 一 消防手同
- 一 信號擔當者同
- 一 出場手當
- 一 檢閱手當
- 一 演習手當

- 一 金貳拾四圓以下
- 一 金六圓以下
- 一 金壹圓以下
- 一 金貳圓四拾錢以下
- 一 一時間金拾貳錢以下
- 一 一回金拾貳錢以下
- 一 一回金貳拾錢以下

警察

二五



一 警戒手當

一日金貳拾五錢以下

以上ノ外器具掃除等ノ爲メニ消防手ヲ使用シタルトキハ一回金拾錢以下ヲ支給スルコトヲ得

第二十七條 前條ノ年額ハ上半年分ヲ九月ニ下半年分ヲ三月ニ於テ支給シ其新任解職若クハ停職ノ場  
合ニハ月割ヲ以テ支給ス

第二十八條 組頭ニハ筆墨紙其他雜用ノ實費ヲ給ス

第二十九條 消防組員ニハ左ノ被服及付屬品ヲ給與スヘシ但土地ノ情況ニ依リ其種類ノ幾分ヲ限リ又  
ハ代金ヲ以テ支給シ或ハ全ク給セサルコトヲ得

一半纏

一頭巾

一股引

一手袋

第三十條 前條ノ給與品ハ服務以外ノ時ニ着用シ又ハ貸借スルコトヲ許サス

第三十一條 消防組員職務ノ爲メ死傷シタルトキハ左ノ吊祭料扶助料療治料ヲ給與スヘシ

一 吊祭料ハ金拾五圓乃至參拾圓トシ重傷死ニ至リタルモノニ給ス但親戚故舊ナキモノハ組合ニ下  
付シテ便宜處分セシム

一 遺族扶助料ハ金參拾圓乃至百圓トシ父母妻子若クハ死者ニヨリ從來生計ヲ爲セルモノニ給ス

一 傷痕扶助料

一 一等ハ金參拾圓乃至百圓トシ終身不具トナリ自用ヲ辨スル能ハサルモノニ給ス

一 二等ハ金拾圓乃至五拾圓トシ終身不具トナルモ自用ヲ辨シ得ルモノニ給ス

一 療治料ハ傷痕ノ輕重ニ依リ適度ヲ量リ之ヲ支給ス

一 傷痕日當ハ一日金貳拾錢以下トシ傷痕ノ爲メ三日以上休業ニ至リタルモノニ給ス

第六章 組頭職務

第三十二條 消防組内ニ關スル諸般ノ事務ハ組頭ニ於テ調理スヘシ其概目左ノ如シ

一 消防器具ヲ管理シ及其現況報告ノ事

一 小頭以下ノ願届ヲ調査スル事

一 組員名簿及器具目錄整理ノ事

一 小頭以下ニ屬スル諸給與類ヲ調査スル事

一 前項ノ外警察署長又ハ分署長ヨリ命セラレタル事項

第三十三條 組頭ハ小頭以下ノ進退賞罰ヲ警察署長又ハ分署長ニ開申スルコトヲ得

第三十四條 組頭ハ消防器具ノ調製及置場ノ造設ヲ要スルトキハ其事由ヲ警察署長又ハ分署長ニ開申  
スルコトヲ得

第三十五條 組ヲ數部ニ分チタル地ニ於テ組頭ノ代理タルヘキ小頭ハ警部長之ヲ指定ス

(様式略ス)

縣令第二十五號

明治二十九年六月十一日

電氣事業取締規則ニ關スル願届書類ハ其事件所屬地ノ警察官署ヲ經由スヘシ但數署ニ關連セル事件ハ  
其最近ノ警察官署ニ差出スコトヲ得

縣令第三十三號

明治二十九年六月二十二日(三〇縣五三一部改正)

商事會社ニアラスンテ講社其他何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハヌズ公衆ヨリ掛ケ金又ハ預ケ金ヲ爲サシ  
メンタルモノハ發起人ニ於テ其場所並關係人ノ住所氏名及ヒ規約方法ヲ詳記シ所轄警察官署ニ届出  
認可ヲ受クヘシ其認可ヲ受ケタルモノト雖モ公安ヲ害スルノ所爲アリト認ムルトキハ何時モ認可



ヲ取消スコトアルヘシ

從來設置ノモノハ本令實施ノ日ヨリ十日以内ニ更ニ第一項ノ手續ヲ爲スニアラサレハ之ヲ繼續スルコトヲ得ス

本令ニ違フモノハ貳圓以上拾圓以下ノ罰金ニ處ス

縣令第六十九號 明治二十九年十二月二十八日

湯屋營業取締規則左ノ逋改正ス

湯屋營業取締規則

第一條 湯屋營業ヲサントスルモノハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ其變更ヲ要スルトキ亦同シ

一 營業場所

二 浴湯ノ種類及燃料ノ種質

三 營業用ニ供スル建物及汚水排出線路ノ圖面

四 浴槽浴場火焚場及烟筒ノ構造仕様書

五 藥湯ノ賣藥又ハ其請賣ノ免許鑑札寫

六 鑛泉海水ヲ用ヰルモノハ探酌ノ場所名及ヒ鑛泉定性分析表

七 藥湯鑛泉ハ浴水交換ノ期日及其浴法

第二條 第一條第四號ノ構造落成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出検査ヲ受クヘシ其検査前ニ使用スルコトヲ得ス

第三條 左ニ掲クル場合ニ於テハ三日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

一 營業用ノ建物ヲ賣買讓與シタルトキ但其事由ヲ詳記スルヲ要ス

二 改氏名

三 廢業

第四條 營業者營業場所ニ居住セサルトキハ相當ノ管理人ヲ擇キ其人名ヲ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第五條 湯屋ハ警察官吏ニ於テ隨時検査シ危險其他公害アリト認メタル時ハ其改造ヲ命シ狀況ニヨリ一時休業セシムルコトアルヘシ

第六條 營業用ニ供スル建物ノ構造及其附屬裝置ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 出入口ハ男女ヲ別ニスヘシ

二 脱衣場浴場及浴槽ハ男女ヲ別ニシ其間ヲ嚴畫シ互ニ見透サ、ル障扉ヲ設クヘシ

三 脱衣場及浴場ハ適當ノ方法ヲ以テ屋外ヨリ見透サ、ル裝置ヲ施スヘシ

四 浴場及汚水排出路ハ厚板又ハ不滲透質物ヲ以テ構造スヘシ

五 浴場ニハ水槽ヲ設ケ且湯氣窓ヲ付スヘシ

六 烟筒ハ棟瓦其他不燃質物ヲ用キ屋上ニ五尺以上突出セシムヘシ但其家屋ニ接スル部分ハ特ニ燃

燒ヲ防クノ裝置ヲ要ス

七 火焰ノ管外ニ及フモノハ其部分ヲ漆喰塗トナシ若クハ不燃質物ヲ以テ覆フヘシ

八 火消所及灰置場ヲ設クルトキハ地盤ヲ穿チ不燃質物ヲ以テ周邊ヲ構造シ且同質ノ蓋ヲ覆フヘシ

九 薪置場ハ火焚場火消所及灰置場ヨリ八尺以上ノ距離ヲ取ルヘシ

本條第三號ノ裝置及第六號ノ烟筒ハ土地ノ狀況ニヨリ特別ノ構造方法ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 浴槽浴場火焚場及烟筒ニ破損ヲ生シタルトキハ速ニ修理スヘシ

第八條 浴槽及浴場ハ常ニ清潔ニシ烟筒ハ毎月三回以上掃除スヘシ

第九條 浴槽 毎日ノ期日ノ定メアルモ 交換シ不潔ノ水ヲ用ウヘカラス



第十條 營業時間ハ日出ヨリ夜間十二時ヲ限リトス但烈風ノ時ハ時間ニ拘ハラズ焚火ヲ停止ヘシ  
慣例ニヨリ時間外營業セントスルトキハ所轄警察官署ニ届出スヘシ

第十一條 汚水排出路ハ臭氣ヲ發セサル様蓋ヲ覆ヒ時々浚深スヘシ

第十二條 浴槽浴場及脱衣場ニ於テハ放歌喧嘩又ハ不潔ノ所爲アラシムヘカラス

第十三條 男女ヲ混浴セシムルヘカラス但年齢七歳未満ノモノハ此限リニアラス

第十四條 醉者又ハ老幼者ニシテ危險ト認ムルトキハ入浴セシムヘカラス

第十五條 本則第一條第七號、第十二條及第十三條ノ事項並ニ湯錢等ハ浴客ノ見易キ場所ニ揭示スル  
モノトス

第十六條 浴客ノ衣類及携帶品ハ適當ノ容器ヲ設ケテ之ヲ看守スヘシ

第十七條 浴客中盜難ニ罹リタルモノアルトキハ即時其事ヲ所轄警察官署ニ届出ヘシ但事機急速ヲ  
要スルトキハ最寄巡查ニ申告スルモ妨ケナシ

第十八條 遺留品若クハ換易品アリタルトキハ五日間浴客ノ見易キ場所ニ揭示シ期限内物主不明ナル  
トキハ警察官署ニ届出ヘシ

第十九條 本則第一條第二條ニ違背シ又ハ第八條ノ督促ニ從ハサルモノハ三日以上十日以下ノ拘留又  
ハ壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

第二十條 從來營業者ハ別ニ出願許可ヲ受クルヲ要セスト雖トモ其構造裝置本則第六條ノ制限ニ適  
セサルモノハ本則實施ノ日ヨリ三十日以内ニ改修期限ヲ定メ更ニ届出認可ヲ受クヘシ

附則

第二十條 從來營業者ハ別ニ出願許可ヲ受クルヲ要セスト雖トモ其構造裝置本則第六條ノ制限ニ適  
セサルモノハ本則實施ノ日ヨリ三十日以内ニ改修期限ヲ定メ更ニ届出認可ヲ受クヘシ

第二十一條 僻陬ノ部落ニ限リ營業者ノ出願ニ依リ其構造裝置ハ本則第六條ノ制限ヲ斟酌シ特ニ許可  
スルコトアルヘシ

第二十三號 (訓令) 明治三十年二月九日

警察署  
同分署

違警罪即決手續左ノ通り定ム

但明治十九年一警甲第四號達及ヒ本手續ニ抵觸スル從前ノ規程ヲ廢止ス

違警罪即決手續

第一條 違警罪即決ノ場合ニ於テ警察署長又ハ警察分署長差支アルトキハ其代理タル警部若クハ巡查  
(巡查部長)之ヲ行フヘキモノトス

第二條 告訴發テ受ケタルトキハ直ニ取調ヲ爲スヘシ其煩雜ナルモノ若クハ口述ヲ以テシタル場合  
ハ其調書ヲ作ルヘキモノトス

第三條 被告事件外國人ニ係ルトキハ先ツ其犯狀及國籍住所氏名ヲ知事ニ申報スヘシ

第四條 被告事件其管轄ニ屬セサルモノナルトキハ所轄官署ニ移付スヘシ

第五條 被告人管轄地外ニアルトキハ取調ノ幾分又ハ言渡書ノ送達若クハ刑ノ執行ノ一ニ限リ所轄警  
察官署ニ囑托スルコトヲ得但言渡書ヲ送達スルトキ便宜刑ノ執行ヲ併セ囑托スルモ妨ケナシ

第六條 即決ノ言渡又ハ必要ニヨリ留置ノ處分ヲ爲ストキハ言渡書若クハ命令書ヲ作ルヘシ

但本條必要ノ處分ヲナス場合ハ住所ニ信ヲ措キ難ク又ハ逃走ノ虞アルモノニ限ルモノトス

第七條 言渡書及ヒ命令書ニハ主任(署長又ハ其代理官)ノ官職氏名ヲ署スヘキモノトス

第八條 即決言渡書ハ原本ヲ保存シ正本ヲ送達スヘシ但送達手續ハ便宜トス



第九條 科料ノ言渡ヲ受ケタルモノ限内納完セサルトキハ換刑命令書ヲ作り引致スルコトヲ得

第十條 科料金又ハ保證金ヲ納メタルトキハ領收證ヲ交付スヘシ其保證金ヲ還付スル場合ニハ別ニ領

收證ヲ徴スヘキモノトス

第十一條 正式裁判ヲ請求スル申立書(區裁判所監督判事宛)ヲ差出シタルトキハ其期間ヲ調査シ速ニ

送致手續ヲ爲スヘシ

第十二條 正式裁判ノ結果ハ檢事ニ照會シ其言渡謄本ヲ受ケ申報スヘシ

第十三條 拘留ノ刑ヲ執行スルニハ監獄署又ハ同支署ニ送致スヘシ其刑期短キモノ又ハ遠隔ノ地ニア

リテハ留置場ニ於テスルコトヲ得

第十四條 即決事件ノ籍、軍籍又ハ租稅等ニ關スルトキハ確定ノ後王官ノ官署公署ニ通牒スヘシ

第十五條 違警罪事件ニ屬スル簿冊左ノ如シ

一 違警罪處分簿  
二 違警罪書類編冊

處分簿ト合號ヲ付シ處分ノ順序ニ從ヒ編綴スルモノトス

第十六條 即決言渡書、命令書及ヒ處分簿ハ別紙様式ニ據ル

(別紙)

即決言渡書(様式)

何府縣何郡市何町村番戶(地)  
士族(平民)職業

何  
年 某  
齡

明治年月日時何處ニ於テ何々シタル所爲(何々シタルモト認定ス其所爲)ハ刑法(何法律規則)第何  
條何項ヲ犯シタルモノナルヲ以テ何條ニ照シ拘留何日(科料何圓)ニ處ス此言渡ニ對シテ正式裁判ヲ  
請求スルハ何日以内トス

年 月 日 何警察署長(代理) 官 氏 名

(無罪免訴等ニ係ルモノモ之レニ準シ其理由ヲ明記スルモノトス)  
命令書(様式)

住 所 氏 名

科料金若干假納セサルニ付違警罪即決例第九條ニ依リ何日留置ス

(年月日署名等前ニ同シ)

拘留何日ニ處シ保證金若干差出サ、ルニ付違警罪即決例第十條ニ依リ何日間留置ス  
年月日科料若干ニ處シタル限内納完セサルニ付刑法第三十條ニヨリ拘留何日ニ換フ

違警罪處分簿(様式)

一 告訴告發ヲ受ケタルモノハ結局ノ如何ヲ問ハス之ニ收録スヘキモノトス

二 被告人一人毎ニ一葉ヲ用ヒ番號ハ一年ヲ通シ一事件ニ數被告人アルトキハ何號ノ一二三ト記スル  
モノトス

三 無罪免訴ニ係ルモノハ其理由ヲ明記スルヲ要ス

(様式器ス)

第二十四號 (訓令) 明治三十年二月九日

警察



警察署  
同分署

被監視人取扱手續左ノ通り改定ス  
但監視人ニ係ル從前ノ規定ハ總テ廢止ス

被監視人取扱手續

- 第一條 被監視人ノ護送ヲ受ケタル警察官署ニ於テ其關係書類ヲ送致スルトキハ別紙第一號書式ノ送致書ヲ附スヘシ
- 第二條 被監視人他管轄地ニ旅行願出タルトキハ其事由ヲ精査スルヲ要ス其許可ヲ與ヘタルモノハ往先地警察官署ニ通牒スヘシ但日歸行程ニハ旅券及通知ヲ要セサルモ監視票ハ何レノ場合ニ於テモ携帶セシムヘキモノトス
- 第三條 被監視人所轄外ニ轉住願出タルトキハ豫メ其警察官署ニ照會ヲ遂クルヲ要ス其許可ヲ與ヘタルモノハ總テ關係書類ヲ移送スヘシ
- 第四條 被監視人途中ニ於ケル疾病其他ノ事故ノ爲メ願出ニ對シ證明書ヲ付與シタルトキハ其事由ヲ關係官署ニ通知スヘシ
- 第五條 被監視人ノ住所警察官署ヲ遠隔スル場合ニハ巡查駐在所ニ於テ監視票及旅券ノ認印又ハ事故ノ證明ヲ爲サシムルヲ得但證明書ヲ與ヘタルトキハ其巡查ヨリ直ニ署長ニ報告セシムヘキモノトス
- 第六條 被監視人ノ關係書類ヲ官署ニ送致スルトキハ郵便又ハ便宜ノ手續ニ據ルヲ妨ケスト雖モ被監視人ニ齎ラシムル等ノコトアルヘカラス
- 第七條 旅券及監視票ノ記載方明治十五年三月内務省乙第十九號達及同年五月乙第三十一號達ニ依ル
- 第八條 被監視人ハ毎月少クモ二回以上受持照査ヲシテ臨檢又ハ視察セシメ其狀況ヲ詳報セシムヘシ

第九條 被監視人ノ狀況常ニ之ヲ摘録シ視察ノ資料ニ供スルヲ要ス

第十條 監視假免ノ上申ハ警察署長又ハ警察分署長ヨリ其後改ノ情狀裁判言渡書謄本又ハ抄本監視期限表寫ヲ具シ知事ヲ經由スヘキモノトス但上申書用紙ハ美濃紙ヲ以テシ且知事ヘ經由ノ副申書ヲ添付スルヲ要ス

第十一條 特別監視ニ付セラレタルモノ及ヒ假出場ヲ許サレタルモノモ此手續ニ準據スヘシ

第十二條 警察官署ニ左ノ簿冊ヲ備フヘシ  
一 監視錄  
本人護送又ハ書類送致ヲ問ハス其部内ニ於テ監視スルモノハ本人ノ出願セサルト否トニ拘ハラズ直ニ之ニ收録シ其狀況領末ヲ明ニスルヲ要ス

二 監視人關係書類編冊  
被監視人ニ關スル書類ハ總テ之レニ編ムヘキモノトス

三 監視人送致書類編冊  
監獄所在地ノ官署ニ限リ之ヲ備ヘ其收發ヲ明ニスヘキモノトス  
右簿冊ハ別記第二號以下様式ニ據ルヘシ  
別紙(一)

監視書類送致書

住 所 氏 名  
右ノ者監視執行ノ爲メ刑法附則第二十五條ニヨリ何月何日官署ヘ到着スヘキ旅券ヲ附與候條別紙書類相添及御通知候也  
年 月 日  
愛知縣何警察署

警察



何警察署宛

別紙(二)

監視録

- 一 本簿ハ一年一冊ヲ限リトシ満期又ハ逃走等ノモノモ其儘保存シ年末現在員ノ分ハ翌年ノ簿冊ニ改綴スヘキモノトス
- 二 番號ハ一年間ヲ通シテ監視票ト同號タルヘシ其前年ヨリノ越員ニ係ルモノハ年初ニ番號ヲ改ムヘキモノトス
- 三 事故ニヨリ監視票ヲ再渡シタルトキモ原番號ヲ用ヒルモノトス
- 四 事項多クシテ記入スル能ハサルトキハ其欄目ニ掛紙ヲ爲スモノトス
- 五 謹慎表ノ認印ハ署長若クハ其代理者トス被監視人ノ巡査駐在所ニ出頭スルモノハ巡査ニ認印セシメ本簿ニハ其報告ヲ待チ追記認印スルヲ要ス
- 六 監視票ヲ付與スルトキハ番號欄旅券ヲ附與スルトキハ旅行ノ欄ト契印スルモノトス
- 七 特別監視人及假出場人ニ係ル分ハ謹慎表ノ欄ヲ適宜ニ區別スヘシ但特別監視ノ期限滿盡シ通常監視ノ期限ニ入ルモノハ監視録ヲ改ムヘキハ勿論ナリトス

(簿冊ハ畧ス)

縣令第九號

明治三十年二月二十二日

何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラズ金錢物品其他ノ報酬ヲ受ケ又ハ受ケルノ契約ヲ以テ五年未滿ノ幼児ヲ引受ケ養育スルモノハ引取リタル日ヨリ七日以内ニ左ノ事項ヲ記載シ所轄警察官署ニ届出ヘシ届出ノ後其事項ニ變更ヲ生シ又ハ養兒死亡シタルトキハ即日届出ヘシ

一 養兒ノ氏名、生年月日及其實父母(或生兒ニアリテハルル也)ノ住所氏名

二 養育料其他ノ報酬ヲ受ケ又ハ受ケル契約ニ關スル事項

三 養育者ノ住所氏名及ヒ家族ノ員數

警察官署ニ於テ必要ト認メタルトキハ隨時臨檢スルコトアルヘシ

本令ニ違ヒ正當ノ事故ナクシテ期間ニ届出ヲ爲サス又ハ警察官吏ノ臨檢ヲ拒ミタルモノハ三日以上十日以下ノ拘留又ハ壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

附則

本令發布前既ニ本令第一項ニ該當スル養兒アルモノハ本令實施後二十日以内ニ届出ヘシ違フモノハ前項ニ依リ處斷ス

縣令第十號

明治三十年二月二十二日

船燈信號器及救命具取締規則ニ關スル願届書類ハ自今所轄警察官署ヲ經由スヘシ

縣令第十八號

明治三十年三月二十二日

待合茶屋、料理屋取締規則左ノ通相定ム

待合茶屋、料理屋取締規則

第一條 待合茶屋、料理屋ノ營業ヲ爲サントスル者ハ族籍住所氏名年齢屋號及營業ノ場所ヲ詳記シ所轄警察官署ヘ届出認可ヲ受クヘシ

第二條 營業者其營業ノ場所ニ居住セサルトキハ管理者ヲ定メ其族籍氏名年齢ヲ所轄警察官署ニ届出クヘシ

第三條 前二條ノ届書ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シ又ハ廢業ヲ爲シタルキハ三日以内ニ届出ツヘシ

第四條 營業者ハ雇人名簿ヲ調製シ其族籍氏名年齢等ヲ詳記シ常ニ出入ヲ明カニシ置クヘシ

警察



第五條 藝妓期間又ハ遊藝稼業遊藝師匠ハ包含セズニアラサル者ヲシテ客席ニ於テ演藝セシムルコトヲ得ス  
 第六條 營業者ハ夜間十二時後ハ歌舞音曲其他喧噪ニ涉ルコトヲ爲サシムヘカラス但貸座敷允許地ハ此限ニアラス

第七條 營業者ハ來客ヲ宿泊セシムルコトヲ得ス但止ヲ得サル事情アリテ宿泊セシメントスルトキハ所轄警察官若又ハ巡查駐在所ノ承認ヲ經ヘシ

第八條 營業者飲食料、席料等ノ抵償トシテ來客ヨリ物品ヲ受ケ又ハ質入若クハ質却ノ依頼ニヨリ周旋ヲ爲サントスルトキハ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 營業者ニシテ風俗ヲ害シ又ハ他人ニ名義ヲ假スノ事實ヲ認メタルトキハ營業認可ヲ取消スコトアルヘシ

第十條 左ノ諸件ニ該當スル者ハ一日以上三日以下ノ拘留又ハ貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下ノ科料ニ處ス

一 第一條第二條ノ届出ヲ爲サ、ル者  
 二 第四條第五條第六條第七條第八條ニ違背シタル者

附則

第十一條 從來ノ營業者ニシテ引續營業ヲ爲サントスル者ハ本則施行ノ日ヨリ五日以内ニ第一條ノ手續ニ依リ届出認可ヲ受クヘシ違フ者ハ罰前條ニ同シ

第十二條 飲食店ニシテ客室ノ設ケアル者ハ總テ本則ヲ適用ス

縣令第五十號

明治三十年九月十三日

出火場心得左ノ通り之ヲ定ム但明治十七年八月甲第八十五號當縣布達ハ廢止ス

出火場心得

第一條 出火場ハ凡ソ其二町方位ヲ非常警戒區域ト定メ巡查ヲ其區域ニ配置スヘシ

第二條 非常警戒區域内ニハ左ニ掲クルモノ、外溢リニ立入ルコトヲ得ヌ

- 一 區域内ニ家屋ヲ有シ又ハ居住スルモノ
  - 二 前號ノ親戚知人ニシテ其救援ヲ爲サントスルモノ
  - 三 區域内ノ官署、公署ニ奉職シ又ハ公務ヲ帶フルモノ
  - 四 區域内ノ社寺、校舍、會社等ニ勤務スルモノ
  - 五 區域内ニ關係ヲ有スル電氣事業者ノ派出員
  - 六 郵便集配遞送人及ヒ電信配達人
  - 七 器具ヲ用ヰテ消防ニ助力セントスルモノ
  - 八 警察官署ノ認可ヲ受ケシ證票ヲ有スルモノ
- 第三條 保險會社其他事業上利害ノ關係ヲ有シ臨時警戒區域内ニ立入ラントスルモノハ其事由ヲ詳記シ豫メ警察官署ニ届出其證票ヲ受クヘシ
- 第四條 此心得第二條七號及ヒ八號ニ該當スルモノハ總テ警察官ノ指揮監督ニ從フヘシ
- 縣令第五十四號 明治三十年九月三十日
- 石油發動機ヲ使用スルモノニハ明治二十八年五月縣令第三十八號蒸氣機取締規則ヲ準用ス但機關構造圖書ニハ左ノ事項ヲ明記スヘシ
- イ 種類(積立等)及個數(何個)
  - ロ 寸法(シリンドル徑何吋衝程長何呎)
  - ハ 回轉數(一分時間何回)
  - ニ 實馬力(何程)



ホ 石油費消高(一時間何程)

ハ 製作所名及其年月並履歴(何處何人ノ製作、買受何年月)

ト 石油貯藏器ノ構造及取付方法並排氣ノ方法(何器ニ貯ヘ何處ニ取付何處ニ排除スル等圖示スヘシ) 從來設置及出願中ノモノハ本令實施ノ日ヨリ二十日以内ニ更ニ願出許可ヲ受クヘシ

第二百八十九號 (訓令)

明治三十年十一月三十日

警察署

明治二十七年三月訓令第八十九號警察署分署職務規程別紙之通改ム

(別紙)

警察署分署職務規程

第一條 署長ハ其所轄内警察ノ事務ヲ掌理シ署員ヲ監督ス

第二條 署長ハ巡查ノ進退及功過ヲ具狀ス

第三條 署長ハ法律命令ニ依リ執行スヘキモノ、外左ノ事項ヲ專行ス

一 署員ニ分掌又ハ配置ヲ命スルコト

二 巡查ヲ管内外ニ派遣スルコト

三 巡查ノ身上ニ關シ例規アル諸願届ヲ許否スルコト

四 使丁ノ進退ニ關スルコト

第四條 警察署長ハ其分署部内ニ係ルモノト雖モ重要又ハ緊急事件ハ直チニ執行シ後チ分署長ニ通知スルコトヲ得

第五條 警察署長ハ時機緊急ノ場合ニ限リ署僚警部ヲ管内ニ派遣スルコトヲ得此場合ニ於テハ即時其

事由ヲ警部長ニ報告スヘシ

第六條 署僚警部ハ署長シ輔ケ内外勤ノ事務ヲ兼掌シ署員ノ勤務ヲ監督ス市部警察署ニ限リ警部長ノ

認可ヲ經テ署僚警部ノ内司法警察專務員ヲ置クコトヲ得

第七條 巡查部長ハ專ラ巡查勤務上ノ監督ヲ補助ス

署僚警部及内勤員アラサル署ニ限リ便宜巡查部長ヲシテ内勤事務ヲ補助セシムルコトヲ得

第八條 署長事故アルトキハ上席署僚警部其在ラサルトキハ巡查部長之レカ職務ヲ代理ス但往復文書

ハ總テ署長名又ハ署名ヲ用フヘシ

第九條 高等警察ノ事務及犯罪取調ハ署長親ラ之ヲ爲スヘキモノトス但事故アルトキハ署僚警部之ヲ

爲スヘシ

第十條 司法警察ノ事務ハ警部事故アル場合ニ限リ巡查部長ヲシテ其代理ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 巡查ハ其部長ヲ除ク外仍ホ内勤外勤特務刑事ノ四種ニ分チ服務セシム

第十二條 分署長ニ於テ縣經濟ニ關スル事項ヲ稟議セントスルトキハ警察署長ヲ經由スヘキモノトス

但時機緊急ノ場合ニ於テハ一面直ニ稟請シ一面報告スルコトヲ得

第十三條 署長ニ於テ特ニ處務ヲ細目ヲ設クルノ必要アルモノハ案ヲ具シ豫メ警部長ノ認可ヲ經ヘシ

但分署長ハ警察署長ヲ經由スヘシ

第二百九十號 (訓令)

明治三十年十一月三十日

警察部  
警察署  
同 分署

巡查考試規程細則別紙ノ通相定ム



- 第一條 實務成績ノ考查ハ精勤書ヲ有スル者ニ對シ之ヲ行フ
- 第二條 考查表ハ警察部及警察署又ハ分署ニ備置クモノトス
- 第三條 所屬署長ハ精勤證書ヲ受ケタル者アルトキ又ハ之ヲ有シタル新任者アルトキハ考查表別様式第一ニ一通ヲ作り其一通ヲ警部長ニ進達スヘシ但警察部附屬ノ巡查ニ關スルモノハ警務課長ニ於テ之ヲ作ルモノトス
- 第四條 實務ノ成績ハ毎年三月ニ於テ巡查看守考試規程第二條各號ノ外左ノ項目ニ從ヒ考查スヘシ
  - 一 警察ニ關スル法律命令ノ解釋適用
  - 二 武術ノ勉否及優劣
- 第五條 前條第一號ハ所屬署長警察部附屬員ハ警務課長ノ面前ニ於テ警部長ヨリ發シタル問題ノ答案ヲ筆記セシム其答案ハ一問ニ對シ一時間以内トス但科目ニ依リ字數ヲ定限スルコトアルヘシ
- 前項ノ外ハ所屬署長ニ於テ前滿一年間自三月一日起至三月三十一日ノ成績ヲ考查シ意見書別様式第二ヲ作り前項答案ト共ニ警部長ニ進達スヘキモノトス
- 第六條 前條答案ハ警部長ニ於テ評點ヲ附シ該評點數ハ所屬署長ニ通知スヘキモノトス
- 第七條 考查表ハ左ノ事項ヲ記入スヘシ但任用試験ノ成績記入ハ警察部保管ノモノニ限ルモノトス
  - 一 進級、補職、賞罰ニ關スル事項
  - 二 性行、志望、特技及生計ノ摸樣
  - 三 第四條ノ考查及任用試験ノ成績
- 第八條 警部長ハ警部任用試験ヲ行フヘキ者ヲ推薦シ及科題ヲ選定スヘシ
- 外國語ハ受験者ノ希望アルトキノ外當分試験セサルモノトス
- 第九條 試験ハ筆答トナシ其答案ハ一問ニ對シ一時間以内トシ着席番號ノミヲ記載スルモノトス但科

- 目ニ依リ字數ヲ定限スルコトアルヘシ
  - 第十條 試験ノ成績ハ點數ニ依リ之ヲ定ム其採點法ハ一科目百點ヲ定點トナシ平均六十點以上ヲ合格トス但一科三十點以下ノ日アルトキハ此限ニアラス
  - 試験ノ成績ハ試験官ヨリ知事ニ報告別様式第三スヘシ
  - 第十一條 第四條ノ考查及第九條ノ試験ニ關スル書類ハ考查表末ニ合編スルモノトス
  - 第十二條 巡查配置轉換ノ場合ニ於テハ所屬署長五ニ考查表ヲ送致スヘシ
  - 第十三條 考查表ハ警務課長及所屬署長ニ於テ保管シ警部以上ニアラザレハ取扱フコトヲ得サルモノトス
- 附 則
- 第十四條 現ニ精勤證書ヲ有スル巡查ニ關スル考查表ハ本細則發布ノ日ヨリ十五日以内ニ所屬署長ニ於テ之ヲ作り警部長ニ進達スヘシ
- (様式畧ス)

明治三十年十二月六日

縣令第六十四號  
 銃砲取扱規則左ノ通定ム但明治十七年七當縣甲第六十八號布達銃砲所持ノモノノ轉居其他ノトキ届出ノ件及明治二十二年七當縣令第三十五號銃砲取扱規則ノ件ハ廢止ス

銃砲取扱規則

- 第一條 免許ノ銃類ヲ取得シタル者ハ賣主又ハ讓主ノ連署ヲ以テ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ
- 第二條 前條免許以外ノ銃類ヲ取得セントスルモノハ賣主又ハ讓主ノ連署ヲ以テ所轄警察官署ニ願出免手形ヲ受クヘシ
- 第三條 銃砲所有者左ノ事項ニ該當スルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ
  - 一 縣外ヨリ轉住シ若クハ縣外ニ移轉セントスルトキ



- 二 族籍住所氏名ヲ變更シタルトキ但他ノ警察官署ノ所轄内ニ移轉シタルトキハ前住地警察官署ニ届出ルヲ要ス
- 三 相續ニヨリ銃砲ヲ取得シタルトキ
- 四 他ノ警察官署所轄内ノモノハ銃砲ヲ賣渡又ハ讓渡タルトキ
- 五 銃砲ヲ亡失シタルトキ
- 第四條 銃砲ヲ鑄造シ又ハ改造シ若クハ廢棄セントスルハ所轄警察官署ニ届出檢印ノ消除ヲ請フヘシ
- 第五條 銃砲ニ關スル願届書類ニハ左ノ事項ヲ詳記スヘシ
  - 一 銃種(獵銃、軍用銃、拳銃、杖銃、室内射的銃、空氣銃ノ類)
  - 二 銃名(スナイドル、エンピール、村田銃ノ類)
  - 三 製式(火繩銃、管打、元込、中折、單身、二連、單發、何連發ノ類)
  - 四 玉目(火繩銃ニアリテハ何処何分玉、他ノ銃ハ何番形又ハ其口徑若干)
  - 五 檢印及番號 現存ノ通號寫スヘシ)
- 第六條 免許商ニ於テ取扱ヒタル銃砲賣買高ハ翌月五日限り所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 第七條 此規則第一條第二條第三條第四條及第六條ニ違背シタルモノハ一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下ノ科料ニ處ス但明治五年第二百八十二號布告ニ依ルヘキモノハ此限ニアラス

第二十三號 (訓令)

明治三十一年一月二十四日

警察署  
同 分 署

囚人及刑事被告人押送規則執行心得左之通定ム

- 第一條 囚人及刑事被告人押送規則執行心得
- 第二條 押送地若シ遞傳線路以外ノ岐路ニ涉リ若クハ名古屋市内各署ニ係ルモノハ最近ノ線路ヲ取リ直接ニ交付スヘシ但裁判所ニ送致スルモノハ所在地警察官署(市内ハ)ニ於テハ之ヲ受繼カサルモノトス
- 第三條 被押送者ヲシテ市街ヲ通行セシムルトキハ成ルヘク衆人雜踏ノ地ヲ避クヘキモノトス
- 第四條 鷺谷山開原野等ノ押送ハ本道ヲ撰ミテ之ヲ爲シ閑道其他逃走ヲ容易ニスヘキ地ヲ通行セシムヘカラス
- 第五條 派車又ハ派船ノ便アル地ハ可成的其便ヲ利用シ且線路中間ノ遞傳ヲ爲サス其最端地(例セハ東京ヘ送ルモノハ濱松マテ直送スルノ類)ニ送致スルモノトス但途中急病死亡等ノ事故アルトキニ限り最寄警察官署ニ交付スルコトヲ得
- 第六條 其署ノ逮捕ニ係ル刑事被告人ニシテ要急又ハ特別ノ事由アルトキハ遞傳ニ據ラス直ニ當該官署ニ送致スルヲ得
- 第六條 押送ノ場合ニ於テ最後ニ送付ヲ受クヘキ官署ニ通知ヲ爲ストキハ別紙様式ノ通知書ヲ以テスヘシ但逃走、暴行等ノ虞アルモノハ其旨ヲ附記シ且次ノ送付ヲ受クヘキ官署ニモ豫メ通知スルヲ要ス
- 第七條 押送ハ一時ニ被押送者十人以上以内トシ三人毎ニ巡查一人ヲ標準トス其集治監送致ニ係ルモノハ二囚ニ巡查一人ヲ付スヘシ但逃走、暴行其他危險ノ虞アルモノニハ押送者ヲ増シ警戒ヲ嚴ニスヘシ
- 第八條 戒具ハ總テ手鎖ヲ用ウヘシ但逃走、暴行其他危險ノ虞アルモノニハ尙ホ縛繩ヲ加フルヲ得
- 第九條 被押送者ノ雨具ハ男女ニ拘ハラズ簾笠ヲ用ウヘシ若シ被押送者攜帶ノ雨具アルトキハ之ヲ代用セシムルモ妨ケナシ
- 第十條 押送スヘキ物品ニシテ危險ノ虞アルモノ又ハ押送者ノ攜帶ニ堪ヘサルモノハ通運便其他便宜



ノ方法ヲ用ウヘシ

第十一條 被押送者ヲ發送スルトキハ特ニ其身體着服ヲ検査シ危險ノ虞アル物件ヲ隠匿スルコトナキヤニ注意スヘシ

第十二條 左ノ場合ニ限り人力車又ハ馬車ヲ用キテ押送スヘキモノトス

一 被押送者疾病ニ罹リ又ハ老衰虛弱其他歩行ニ堪ヘサルモノナルトキ

二 逃走、暴行又ハ却惑セラル、ノ虞アルトキ

三 要急其他特別ノ事由已ムヲ得サルトキ

第十三條 押送途中ノ休憩所ハ豫メ之ヲ定メ置キ其以外ノ場所ニハ休憩セシメサルヲ要ス

第十四條 被押送者ハ押送狀ヲ証トシテ領置シ直ニ別紙様式ノ受領証ヲ交付スヘシ但現行犯逮捕ニ係ルモノ、外ハ令狀其他相當ノ書類ヲ認ムルニアラサレハ之ヲ領置スルヲ得ス

第十五條 送致ノ書類、金品ハ受領ノ際其目録ト照合点檢シ金錢ハ其都度固封スヘシ

第十六條 遞傳ハ速ニ之ヲ爲シ一時ニ數人ヲ淹留スル等ノコトアルヘカラス共犯ノ刑事被告人ニ係ルトキハ各別ニ押送シ若シ止ムヲ得スシテ共犯者ヲ同時ニ押送スル場合ニハ戒護ヲ嚴ニシ通謀ノ弊ヲカラシムヘシ

第十七條 押送中押送者疾病其他ノ事故ニ因リ押送シカタクキハ速ニ發出及ヒ最後ニ送付ヲ受クヘキ官署ニ其事由ヲ通知スヘシ

第十八條 被押送者ヲ警察官署ニ宿泊セシムルトキハ留置人取扱規程ニ據ルヘシ

第十九條 被押送者傳染病流行地ヲ經由シタルカ爲メ隔離消毒法ヲ要スルトキハ嚴ニ消毒法ヲ行ヒ便宜隔離ノ方法ヲ爲スヘシ

第二十條 他ノ官署ヨリ支辨スヘキ費用ハ一時繰換拂ヲ爲シ其月分ヲ取纏メ翌月五日限り當該官署ニ

請求スヘシ其手續ハ別ニ定ム

第二十一條 被押送者若シ逃走又ハ死亡シタル時ハ當該官署ニ通報スルト同時ニ警部長ニ申報スヘシ

第二十二條 押送者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 押送途中ハ被押送者ヲ先行セシメ押送者ハ其左側一二歩ノ距離ヲ取り腰繩アルモノハ必ス之ヲ把持スヘシ

二 被押送者使用ノトキハ豫定ノ休憩所又ハ最寄巡査駐在所派出所等ニ就キテ上圍セシメカメテ逃走ノ虞ナキヲ期スヘシ

三 途中上圍其他ノ場合ニ於テ手鎖ヲ解クトキハ可成の一止メ尙ホ必ス縛繩ヲ施シテ之ヲ把持スヘシ

四 被押送者發病ノ爲メ歩行シカタクキハ醫師ノ診斷ヲ得テ人力車又ハ馬車ニ乘ラシムルヲ得但醫師ヲ求メカタクキハ歸署ノ上其旨ヲ証明スヘシ

五 漁車又ハ漁船ニ頼ルトキハ係員ノ承諾ヲ得テ公衆ノ乘込前ニ之レニ乘ルヲ要ス

六 被押送者ト同車スルトキハ被押送者ヲ右方ニ坐セシメ押送者ハ其左方ニ居リ腰繩ヲ把持スヘシ但押送者二人以上ナルトキハ其一人ハ被押送者ノ前ニ在ルヘシ

七 途中ニ於テハ如何ナル事情アルモ被押送者ヲシテ他人ニ面附セシメ又ハ互ニ交話セシムヘカラス

八 被押送者ニハ常食ノ外濫ニ飲食其他ノ物品ヲ給與セシムヘカラス

九 押送者送付官署ニ到達シタルトキハ先ツ被押送者ヲ引渡又ハ看守セシムルノ手續ヲ爲シ後チ書類金品等ノ交付ヲ爲スヘシ

十 前項ノ交付了リタルトキハ相當ノ受領証ヲ請取ルヘシ

十一 若シ被押送者逃走シタルトキハ一面逮捕ノ手續ヲ爲シ一面最寄警察官憲兵等ニ急報シテ搜索



方ヲ求ムヘシ

十二 押送途中ニ於ケル被押送者ノ賄料診斷料又ハ車賃等ハ押送者ニテ繰換置キ正當ノ領收証ヲ徴シテ請求スヘシ

第二十三條 裁判所ニ送付スヘキ被告人ニシテ途中其他事故ノ爲メ當日引渡シカタキハ其所在地警察官署ニ留置ヲ囑託スルヲ得

前項ノ囑託ヲ受ケタル場合ニハ其警察官署ニ於テ裁判所ヘ交付ノ手續ヲ爲スヘシ(三一訓一九四追加) 第二十四條 甲裁判所ヨリ乙裁判所ニ移サレタル刑事被告人ニシテ拘留狀及檢事ノ命令書ヲ附セルモノハ先監獄署ニ送致シ交付ノ手續ヲ爲シタル後該書類ヲ裁判所ニ交付スヘシ(三一訓一九四改正)

第二十五條 押送規則ハ懲治人別房留置人ニ對シテモ準用セラル、モノトス 第二十六條 押送帳簿、押送狀及送致金品目錄ハ別紙附録ノ如ク取扱フヘシ (別紙略ス)

第三百三十六號 (訓令)

明治三十一年四月一日

警察部

英語教習規則左之通相定ム

英語教習規則

第一條 英語ハ巡查教習所ニ於テ之ヲ教授ス可シ

第二條 英語教習生ハ每期十名トシ現任巡查中ニ於テ撰拔ス可シ

第三條 英語教習生ハ所屬警察署長分署長ニ於テ適當ト認ムルモノニ對シ警察部長ノ發シタル問題書依リ試験ヲ行ヒ其答按及撰拔ノ事由ヲ警察部長ニ詳具シ警察部長之ヲ特選ス可シ

第四條 英語教習生ハ成業後正當ノ事故ナクシテ滿五ヶ年以内ニ辭職セサル旨ヲ誓約ス可シ

第五條 英語教習生ハ指定ノ所ニ宿舍セシメ其教習中ハ現俸給ノ外相當手當ヲ給スルモノトス

但事情止ムヲ得サル者ハ警察部長ノ認可ヲ經テ散宿スルヲ得

第六條 英語教習期間ハ一ヶ年以内トシ其授業時間ハ毎日凡ソ五時間以上トス

第七條 每一ヶ月終リニ於テ試験試験ヲ行ヒ其成果ヲ檢閱ス可シ

第八條 英語教習生ニシテ一ヶ月以上授業ヲ受ケ又疾病其他ノ事故ニ依リ成業ノ見込ナキ者ハ退所セシムルヲアル可シ

第九條 英語教習生ハ巡查教習所長及巡查教習所教官ノ命令ヲ遵守ス可シ

第十條 現ニ警察ニ職ヲ奉スル者ニシテ有志ノ者ハ所屬、課、所、署長ノ允許証ヲ添ヘ警察部長ノ認可ヲ請ヒ英語ノ授業ヲ受ケルヲ得

第十一條 英語教習生試験ノ成績實地應用ニ差支ナシト認ムルモノハ卒業證書ヲ附與ス可シ

但現任巡查ニシテ卒業證書ヲ得ントスルモノハ臨時試験ノ上之ヲ附與スルヲアルヘシ

第十二條 英語教習生ノ心得ニ關スル條項並ニ授業ノ順序時間ノ配當及試験ノ方法ハ警察部長ノ定ムル所ニ依ル可シ

(卒業証雛形)用紙ハ巡查教習生ノ修業証ニ同シ

巡查 何 某

英語科 程 卒業之証

年月日

愛知縣巡查教習所

縣令第十七號

明治三十一年五月二日

電氣鐵道取締規則左ノ通り定ム

電氣鐵道取締規則

警察

二五



第一條 電車ニハ一定ノ方法ヲ以テ車体ノ見易キ所ニ其進行スル方向ヲ表示スヘシ

前項ノ方法ヲ定メタルトキハ縣廳ニ届出ヘシ其變更ヲ要スルトキ亦同シ

第二條 街角曲道其他交通頻繁ナル場所ニハ必要ニ應ジ信號所及ヒ信號人ヲ置キ且電車行動ニ關スル  
一 信號方法ヲ定メ縣廳ニ届出認可ヲ受クヘシ其變更ヲ要スルトキ亦同シ

警察官署ニ於テ臨時必要ヲ認ムルトキハ特ニ場所ヲ指定シ信號人ヲ置カシムルイアルヘシ

第三條 電車ヲ運轉スルトキハ車掌、運轉手ヲ欠クヘカラス

第四條 左ノ事項ハ官廳ヨリ特ニ指示スル所ノ制限ニ從フヘシ

- 一 電車ノ速力
- 二 電車ノ寸法
- 三 乘車定員
- 四 荷物積量

第五條 乗客ノ運送賃ハ豫メ所轄警察官署ニ届出ヘシ其變更ヲ要スルトキ亦同シ

第六條 乗客定員及運送賃ハ電車内ニ指示スヘシ

第七條 軌道内及軌道左右二尺以内ハ事業者ニ於テ毎日二回以上掃除スヘシ

第八條 事業者ニ於テ車掌、運轉手、信號人、其他電車ニ使用スルモノヲ雇入レタル片ハ其種別、族籍、  
氏名、年齢ヲ記シ三日以内ニ縣廳ニ届出ヘシ其解雇ノトキ亦同シ

運轉手滿二十年以上ノ男子ニシテ技術ニ熟達シ若クハ一ヶ月以上他ノ運轉手ト同乗習熟シタルモノ  
ニ限ル

第九條 車掌ハ就業中左ノ事項ニ違背スヘカラス

- 一 車掌ハ電車ヲ離ルヘカラサルコト

二 車掌臺ニ客ヲ乗載セサルコト但適當ノ構造ヲ爲シ縣廳ノ認可ヲ得タルモノハ此限ニアラス

三 橋上又ハ交通ノ妨害トナルヘキ場所ニ於テ客ヲ昇降セシメサルコト

四 客ヲ昇降セシムルトキハ車ノ進行ヲ停止スルコト

五 軍隊、郵便又ハ消防用ノ車馬若クハ葬儀ニ行途フトキハ其進行ニ障害ヲ與ヘサル様適當ノ方法  
ヲ執ルコト

六 届出額以上ノ運送賃ヲ受ケサルコト

七 定員以外ノ人ヲ乗載セサルコト

八 犬其他人ノ厭忌スヘキ動物若クハ物件ヲ乗載セサルコト

九 複線軌道ノ一方ニアル電車ニハ他ノ軌道ニ面スル方側ヨリ客ヲ昇降セシメサルコト

第十條 運轉手ハ就業中左ノ事項ニ違背スヘカラス

一 電車行動中ハ其前面ノ運轉所ヲ離ルヘカラサルコト

二 街角橋上又ハ往來雜沓ノ場所ヲ進行スルトキハ其速力ヲ緩メ且相當ノ信號ヲ爲スコト

三 行人ニ於テ電車ノ進行ヲ覺知セサルカ若クハ軌道ニ障礙物アルトキハ速ニ其前進ヲ防止スルノ  
方法ヲ爲スコト

警察官又ハ憲兵ニ於テ停止ヲ命シタルトキ亦同シ

四 電車ハ二輛以上連繫セス且後車ハ前車ヨリ六十間以上ノ距離ヲ有ツコト但破損其他ノ事故ヲ生  
シ客ヲ乗載セサル車ハ此限ニアラス

第十一條 信號人ハ電車行動中信號所ニアリテ一定ノ信號ヲ怠ル可カラス

第十二條 非常事變ニ際シ又ハ公益ノ爲メ必要ト認メタルトキハ縣廳ニ於テ一時電車ノ運轉ヲ停止ス  
ルコトアルヘシ



警察官署ニ於テ線路又ハ車体ニ危険アリト認ムルトキ亦同シ

第十三條 此規則ニ從ヒ懸懸ハ出ヘキ願届書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十四條 左ノ賭件ヲ犯シタルモ、ハ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五拾錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

一 第一條第二條第一項、第三條第五條第八條第九條第十條及第十一條ニ違背シタルモノ

二 第六條及第七條ニ違ヒ官吏ノ督促ニ從ハサルモノ

三 第二條第二項及第四條ノ命令ニ從ハサルモノ

第二百五號 (訓令) 明治三十一年七月四日

警察部

警察署

警察分署

巡查服裝細則左ノ通相定ム但明治廿七年五月訓令第百四十二號巡查服裝規程ハ本細則施行ノ日ヨリ廢止

巡查服裝細則

第一條 服裝ハ規則第十四條ノ場合ニアラスト雖トモ可成齊一ニスヘシ

第二條 制服着用期節左ノ通但正裝ノ場合ハ此限ニアラス

自六月一日起至九月三十日 夏衣袴

自九月一日起至五月三十一日 冬衣袴

第三條 日履ハ夏衣袴着用ノ期間之ヲ用フルコトヲ得但垂布ヲ除クヘシ

第四條 十二月一日ヨリ三月十五日ニ至ルノ期間ハ晝間防寒ノ爲メニ外套ヲ着用スルヲ得

第五條 下襟ハ常ニ著裝スヘシ

署外ノ勤務ニ服スルトキハ袴ニ釣帶ヲ掛クヘシ

第六條 銀帶ハ衣下腰部ニ締ムヘシ外套着用ノトキ亦同シ

第七條 似ハ柄頭ヲ前方ニ向ケ自然ニ垂下シ尙甲種外套着用ノトキハ左ノ區別ニ依ルヘシ

一 雨雪ノトキハ柄頭ノミヲ外面ニ露ハスコト

二 防寒ノトキハ全部ヲ外面ニ露ハスコト

第八條 鞋ヲ穿ツトキハ紺色ノ脚絆及同色ノ足袋ヲ用フヘシ

第九條 夜間密行巡邏ニ從事スルトキハ所屬長ノ見込ニ依リ便宜ノ服裝ヲ爲サシムルヲ得

第七十六號 (訓令) 明治三十二年三月十七日(三二訓一〇七巡查俸給別定員表削除)

警察署

警察分署

巡查履職別及俸給別定員左表ノ通り相定メ來四月一日ヨリ施行ス但明治三十一年三月訓令第百拾號

明治三十二年巡查履定員表

署名	職別	巡查部長	勤務	署所在地駐在	刑事	水上	特務	事務	計	內勤
和泉町		五	三	五四	三	二	六	二	九	八四
鍋屋町		五	三	四七	三			三	九	七〇
門前町		五	四	五八	三	二			一〇	八二











ナ記載スヘシ又姓氏國籍變更等ノ場合ニハ朱ニテ訂正スルモノトス

第三 外國人登録簿ハ第二號様式ニ依リ索引ヲ附スヘシ

第四 甲警察官署所轄内ヨリ乙警察官署所轄内ニ移轉シタル外國人アルキハ甲署ヨリ乙署ニ通報スヘシ

第五 省令第八條ニ依リ外國人登録簿ノ謄本又ハ抄本ヲ請求スルモノアルトキハ第一號様式ノ用紙ヲ用キ空欄ニハ朱線ヲ施スモノトス

前項ノ場合ニ於テハ用紙ノ前欄外ニ年月日及謄本抄本ノ區別ヲ記入シ且ツ警察署長若クハ分署長ニ於テ官職氏名ヲ署シ官印ヲ捺捺交附スヘシ

第六 内務省訓令第二十五號ニ依リ戶籍吏ニ通知スル書式ハ前項謄本ニ準シ作製スヘシ登録簿中變更ニ係ル事項ハ其部分ノミヲ適宜記載通知スルモノトス

第七 外國人登録簿ヲ閱覽セシムルトキハ署員ニ於テ之ニ立會フヘシ

第八 外國人ノ登録ヲナシタルトキハ謄本一部ヲ製シ速ニ警部長ニ申報スヘシ登録事項ニ變更アリタルトキハ其事項ノミヲ申報スルモノトス

第九 省令第三條及第四條ニ依ル届書式ハ第三號第四號様式ニ據ラシムヘシ最モ届出人ニ於テ適宜必要ノ事項ヲ記載シ來リタルトキハ之ヲ受理シ必シモ該様式ニ據ラシムルニ及ハス

第十 戶口調査ハ從來全ク便宜ノ取扱ニ屬シ之ヲ強行スルノ途ナカリシヲ以テ省令第九條ノ規定ヲ設ケラレタリト雖モ戶口調査ノ目的ハ元ト實際ノ視察ヲ爲スニ在リテ徒ラニ形式ニ拘ハルヘキモノニアラス又之カ爲メ人民ニ其煩ヲ感セシムルコトアルヘカラス

第十一 戶口調査ニ依リ戶口ニ關スル届出ヲ怠ル者アルコトヲ發見スルモ其正當ノ事由アリト認ムルモノハ可成將來ヲ訓誡スルニ止メ懲罰ノ取扱ヲ爲スヘシ

(様式略ス)

◎ 衛生

甲第四號

明治十二年一月十日

飲食物ノ中毒及ヒ藥物ノ誤用等ヨリ死ヲ致ス者有之候節ハ其毒物之品名并ニ中毒ノ症狀等詳細取調且毒物ノ現品相添可届出此旨布達候事

乙第九十六號

明治十二年三月十九日

酒類賣藥區分ノ儀ニ付内務大藏ノ兩省ヨリ別紙之通被達候條藥舖並賣藥營業ノ者ハ無洩可相達候事

(別紙)

乙第十二號

府 縣

從來酒類ニ藥品ヲ配伍シ販賣候者ハ賣藥免許證札下付致シ來候向モ有之候處右ハ醫藥ニ供スル別紙記載ノ品類ヲ除クノ外酒類ヲ和シ飲料ニ供スルモノハ假令藥品ヲ配伍スト雖モ總テ酒類稅則ニ據リ課稅可致就テハ是迄下付致居候證札ハ返納致サセ可申此旨相達候事

但鑑札返納ノ上ハ其品目内務大藏兩省ニ届出ツ可シ

明治十二年二月二十六日

内務卿 伊藤博文  
大藏卿 大隈重信

精 劑

酒精 再餾酒精 ホフマン氏鎮痛液 甘鹽精 甘硝石精 硝砂精 硝砂加阿魏精 複方白芷精 アチ

衛生



一ス精 芳香精 芳香鹵砂精 複方アルモニシア精 カヤフーテ精 龍腦精 コロ、フォルム精 桂  
 皮精 拘櫟皮精 山芥菜精 蟻精 杜松子精 複方杜松子精 ラーヘンデル精 複方ラーヘンデル精  
 檸檬精 複方マスチック精 英國縮葉薄荷精 椒性薄荷精 薄荷精ミールシア精 肉豆蔻精 迷迭香  
 精 石鹼精 セルヒルリ精 芥子精 双慈菊精 荳蔻精 失鳩答精 實荳答利精 菲沃斯精 高荳精  
 番木髓精 アルニカ花精 コロシクム實精 橙皮精  
 丁 幾

亞爾蘇丁幾 複方亞爾蘇丁幾 芳香酸丁幾 雙鸞菊丁幾 藍苔丁幾 複方藍苔丁幾 (藍苔沒藥丁幾)  
 苦味丁幾 ホーメ氏苦味丁幾 アルニカ丁幾 芳香丁幾 阿魏丁幾 亞的兒製阿魏丁幾 橙皮丁幾  
 新蘇橙皮丁幾 ハルサム丁幾 荳蔻丁幾 安息香丁幾 複方安息香丁幾 ビコツニ丁幾 泥莖丁幾  
 コロンホ丁幾 複方龍腦丁幾 亞的兒製龍腦丁幾 荳蔻丁幾 亞的兒製荳蔻丁幾 番椒丁幾 益智丁  
 幾 複方益智丁幾 カスカリル丁幾 亞的兒製カスカリル丁幾 カナダ産カスカリル丁幾 シピリア産  
 カストル丁幾 阿仙藥丁幾 褐色機那丁幾 赤色機那丁幾 複方機那丁幾 キノイジチー丁幾 キチ  
 タ丁幾 複方コロロホルム丁幾 黄色機那丁幾 桂皮丁幾 コーレチール丁幾 ユルシクム丁  
 幾 コロシント丁幾 失鳩答丁幾 サフラン丁幾 畢澄茄丁幾 (キユエハ丁幾) 温梓丁幾 石鹼丁  
 幾 複方アルモラシヤ丁幾 ジギタリス丁幾 亞的兒製ジギタリス丁幾 續隨子丁幾 醋酸鉄丁幾  
 鹽化鉄丁幾 亞的兒製鹽化鉄丁幾 林檎酸鉄丁幾 沒食子丁幾 ゲンチアナ丁幾 複方ゲンチアナ丁  
 幾 癩瘡木丁幾 揮發性癩瘡木丁幾 (鹵砂加癩瘡木丁幾) 綠黎藍丁幾 ヘレニ一丁幾 忽布丁幾  
 ヒオス丁幾 ヨジウム丁幾 複方ヨジウム丁幾 脫色ヨジウム丁幾 吐根丁幾 ヤーラツバ丁幾 複  
 方ヤーラツバ丁幾 キノ丁幾 タタニア丁幾 ラリシス丁幾 複方ラーヘンデル丁幾 (ラーヘンデル  
 丁幾) 檸檬丁幾 ロベリア丁幾 亞的兒製ロベリア丁幾 リユプリニア丁幾 肉豆蔻丁幾 亞的兒製

肉豆蔻丁幾 麝香丁幾 沒藥丁幾 揮發鹽化鉄丁幾 (ベスチユーフ氏神經丁幾) 番木髓丁幾 阿片丁  
 幾 安息香阿片丁幾 舍電華謨氏阿片丁幾 單阿片丁幾 脫臭阿片丁幾 鹵砂精加阿片丁幾 地榆丁  
 幾 複方松芽丁幾 ビントロユム丁幾 括失亞丁幾 規尼涅丁幾 鹵砂精加規尼涅丁幾 ヤーラツバ  
 脂丁幾 大黃丁幾 水製大黃丁幾 酒製大黃丁幾 大黃加那那丁幾 サピナ丁幾 麒麟血丁幾 海葱  
 丁幾 加里加海葱丁幾 麥奴丁幾 遠志丁幾 旃那丁幾 セルベンタリア丁幾 複方スピランチス丁  
 幾 蔓陀羅華丁幾 亞的兒製馬錢子丁幾 琥珀丁幾 シュンブル丁幾 チユヤ丁幾 トリユタナ丁幾  
 トキシコデンドリ丁幾 細草丁幾 亞的兒製細草丁幾 鹵砂精加細草丁幾 アアニルラ丁幾 生姜  
 丁幾 強生薑丁幾 亞的兒製強生薑丁幾 亞的兒製失鳩答丁幾 亞的兒製非沃斯丁幾 亞的兒製龍腦丁  
 幾 白藜蘆丁幾

酒劑

藍苔酒 苦味酒 芳香酒 橙皮酒 龍腦酒 機那酒 コロシクム酒 コロシクム根酒 コロシクム實  
 酒 麥奴酒 鎮酒 拘櫟酸鎮酒 (拘櫟酸アンモニア鎮酒) 吐根酒 ベフシ子酒 大黃酒 海葱酒 アン  
 ナモニ一酒 煙草酒 酒石酸加甲鎮酒

乙第百五十號

明治十二年五月二十二日

酒類賣藥區分ノ儀ニ付本年當縣乙第九十六號ヲ以相達置候儀モ有之候處酒類受賣鑑札所持セスシテ  
 肉ケレ一酒等賣却候者往々有之哉ニ相聞不都合ニ候條自今右達中科目無之酒銘ヲ以販賣候者ハ都テ酒  
 類受賣鑑札申受サセ候儀ト可相心得爲念此旨相達候事

甲第百八十六號

明治十三年十一月十日

飲食物ノ中毒及ヒ藥物ノ誤用等ヨリ死チ致ス者有之節ハ其毒物ノ品名並中毒ノ症狀等取調毒物ノ現品



相添可届出旨昨十二年常陸甲第四號ヲ以テ及布達置候處自今中毒死ニ至ラサル分ト雖モ右同様可届出  
且前顯毒物品ノ義ハ物質ニ因リ腐敗セサル様「アルニール」又ハ「グリスリン」ニ浸漬シ可差出此旨布達  
候事

但本文飲食シテヨリ中毒症ヲ發セシ時間並<sup>死亡</sup>迄ノ時間ヲ記シ或ハ慢性症ナルコトヲ記入差出スヘシ

明治十五年六月二十七日

甲第百十一號  
飲食物玩弄品ノ著色料ハ左ニ列記スル品類ノ外施用スルヲ許サス此旨布達候事

但左ノ品類ノ外飲食物玩弄品ノ著色料ニ相用度品類ハ其品名産地或ハ製造人性名及ヒ無害ノ理由等  
可成詳細ニ記載シ現品相添願出許可ヲ受クヘシ

無害著色料  
赤色ノ部

一ベンガラ (一名鐵丹即第二酸化鐵)

一猩燕脂 (コージェニールヲ以テ製スルモノ)

一茜草

一蘇木

一日本紅 (笹紅、小町紅ノ類即チ紅花ヲ以テ製スルモノ)

一黃柏 黃色ノ部

一白英蘭

一山梔子 (棠梨ノ皮ヲ以テ製スルモノ)

一構皮并ニ煉ズミ (棠梨ノ皮ヲ以テ製スルモノ)

一鑲金 (鑲金根ヨリ製スルモノ)

青色ノ部

一日本藍 (藍玉、藍紙ノ類ニシテ藍葉ヲ以テ製スルモノ)

一生藍 (藍葉ヨリ製スルモノ)

綠色ノ部

一青粉 (野菜ヲ以テ製スルモノ)

一末茶

紫色ノ部

一紫根

黑色ノ部

一油煙

金并銀色ノ部

一金箔

一金粉

一銀箔

一銀粉

以上二十種ハ飲食物并玩弄品ニ用フル著色料ニシテ此品類ノ内單味或ハ調合シテ用フルモ妨ケナシ  
(炭酸石灰)

一胡粉

一角粉

一石膏



- 一 砥ノ粉
- 一 地ノ粉
- 一 黄土
- 一 代赭石
- 一 麒麟血
- 一 玉墨

以上九種ハ玩弄品ニ用フル著色料ニシテ此品類及ヒ前項二十種ノ内單味或ハ調合シテ用フルモ妨ケナシ

右ニ違背シタルモノハ違背罪ヲ以テ罰セラルヘシ(一六甲四〇追加)

甲第百八十二號

明治十五年十二月十一日

從來醫術開業ノ者ニシテ乙號免狀所持スル者若シ事故アリテ相續權ヲ失スルトキハ營業スルヲ許サス直ニ免狀返納可致此旨布達候事

甲第九十三號

明治十六年十二月十日

醫學經驗ノ爲メ又ハ致命ノ理由ヲ知ラント欲シ死者ノ解剖ヲ致ス者ハ左ノ規則ニ因ルヘシ此旨布達候事但從前ノ指令本文ニ抵觸ノモノハ總テ廢止ト心得ヘシ

解剖規則

第一條 死体ノ解剖ハ縣立醫學學校病院又ハ醫師若シクハ官公立醫學學校ニ於テ醫學卒業ノ者ニ非ラサレハ之ヲ行フヲ許サス

第二條 死体解剖ハ死者生前ノ情願若シクハ死者遺族ノ承諾アルニ非ラサレハ局部全体ヲ問ハス剖視

スルコトヲ許サス

但死刑者遺体ノ下付ヲ乞フ者ナキトキハ直チニ之ヲ剖視スルコトヲ得

第三條 解剖ヲ行ハントスル者ハ其解剖場所ヲ詳記シ死者生前若シクハ遺族者ノ承諾書(刑罰下付ヲ乞フ者無キ者ハ此旨ヲ添ヘ郡區役所ヲ經テ縣廳ヘ願出ヘシ(一七甲一八文中改正))

但縣立醫學學校病院ハ直チニ縣廳ヘ願出ヘシ

第四條 解剖セシトキハ其實況ヲ詳記シ其郡區郡役所ヲ經テ縣廳ヘ差出ヘシ

但縣立醫學學校病院ハ直チニ縣廳ヘ差出ヘシ

第五條 解剖ノ後ハ速ニ死体ヲ縫理シテ埋葬セシムヘシ

但骨格保存ハ何等ノ事情アルモ之レヲ許サス

第六條 檢察官ノ請求ニ應シ剖視スルハ届出ルニ及ハスト雖トモ尚ホ第四條ノ手續ヲ盡スヘシ

甲第六十二號

明治十七年七月十六日

賣藥規則外藥劑調製販賣規則左ノ通相定來ル八月一日ヨリ施行ス但從前該營業ノ者ハ本則ニ因リ右同日迄ニ願出ヘシ

右布達候事

賣藥規則外藥劑調製並販賣規則

第一條 此規則ニ稱スル賣藥規則外藥劑トハ人畜治病ノ目的ニ出スシテ鼠取蠅取蚤虱失藥蚊遣香等動物ヲ殺除シ及飲食物ノ腐敗臭氣等ヲ防止スルカ爲メ製劑シ販賣スルモノヲ云フ

第二條 前條ニ掲クル藥劑ヲ調製シテ販賣セントスル者ハ方名藥味分量製法用法功能ヲ詳記シ第一號書式ニ準シ製劑相添ヘ縣廳ニ願出免許鑑札ヲ受クヘシ

第三條 藥味分量製法用法功能方名等ヲ改正セントスルハ第二號書式ニ準シ製劑相添檢査願出ヘシ



但方名ヲ改正セントスルトキハ鑑札ヲ添フヘシ

第四條 第一條ニ掲グル藥劑ヲ請賣セントスルモノハ第三號書式ニ準シ其製劑者所持ノ免許鑑札寫(白他府縣  
ヲ同ハス)相添所轄郡役所へ願出請賣鑑札ヲ受クヘシ

第五條 製劑者及請賣者ニ於テ自ラ行商シ又ハ賣子ヲ派出シ行商爲サシメントスルモハ第四號書式ニ準シ所轄郡區役所へ願出行商鑑札ヲ受ケ行商ノ際之ヲ携帶スヘシ

第六條 免許ノ藥劑ト雖トモ有害品ナルヲ更ニ發見スルトキハ直チニ鑑札取上ケ發賣ヲ禁止スルコトアルヘシ

第七條 製劑者廢業スルカ又ハ禁止セラル、トキハ速ニ請賣及行商者ニ通知シ請賣行商者ハ直チニ販賣ヲ止メ鑑札ヲ返納スヘシ

第八條 製劑者免許藥方ヲ他人ニ讓渡サント欲スルトキハ第五號書式ニ準シ縣廳ニ願出鑑札書換ヲ請フヘシ

第九條 鑑札ハ貸借スヘカラス本人廢業若シハ死亡又ハ他管へ轉籍スルトキハ速ニ返納シ改氏名スルトキハ書換願出ヘシ

但鑑札ヲ返納スルトキハ請賣行商者住所氏名ヲ記載シ届出ヘシ

第十條 水火盜難等ニ依リ鑑札ヲ毀失シタルトキハ其事由ヲ詳記シ更ニ願受クヘシ

第十一條 他府縣ニ於テ檢査未済ノ藥劑ハ本縣ノ許可ヲ經サレハ販賣スルコトヲ得ス

第十二條 此規則ニ違背シタル者ハ違警罪ヲ以テ罰セラル可シ

(書式略ス)

甲第六十三號

私立病院設置規則別冊之通制定ス

明治十七年七月十六日

但從前許可ノ分モ本則ニ因リ八月一日限リ更ニ願出ヘシ  
右布達候事

(別冊)

私立病院設置規則

第一條 私立病院ヲ設置セントスル者ハ別紙書式ニ準據シ左ノ數項ヲ具シ縣廳へ願出ヘシ

但院長ノ外二名以上ノ醫員及相當ノ藥局員ノナキモノ且患者十名以上ヲ容ルヘキ病室ノ備ヘナキモノハ之ヲ病院トシテ設置スルコトヲ得ス

一 病院位置

一名稱

一 院則

一 病院設置ノ主旨

一 病院建物敷地ノ略圖坪數及其所有ノ區別

一 院長以下醫員藥局員履歷

一 院長以下醫員藥局員給料

一 病院備付醫療用諸器械

一 病院費收支ノ見込

第二條 前條ニ依リ願書ヲ差出スモノアルモハ郡區長ニ於テ事實ヲ調査シ意見書ヲ添へ進達スヘシ但時宜ニ依リ縣廳ヨリ更ニ檢査スルコトアルヘシ

第三條 私立病院ハ左ノ雜形ノ標札ヲ門戸ニ掲出スヘシ

標札雜形



木材  
適宜

○	私
●	立
.....(名稱)	

第四條 私立病院ノ開院ハ十日以前ニ縣廳ヘ届出ヘシ

第五條 私立病院ノ位置名稱院則及院長醫員藥局員ニ變更アルキハ其都度届出ヘシ

第六條 私立病院ヲ廢止スルルハ其旨届出ヘシ

第七條 私立病院ノ分支院ヲ設置セントスルルハ總テ此規則ニ準據スヘシ

私立病院設置願

一 病院位置

何國何區何町何番地或ハ何某居宅

一 名稱

私立何々病院

一 院則

別冊之通

一 病院設置ノ主旨

一 病院建物敷地ノ略圖坪數及其所有者ノ姓名

建物 何百何拾坪 所有、、、、、

敷地 同 所有、、、、、

別紙繪圖面之通

一 院長以下醫員藥局員履歷

別紙之通

一 院長以下院員藥局員給料

院長何某給料

醫員何某給料

醫員何某給料

藥局員何某給料

藥局員何某給料

(醫師結社設立ニテ各自給料ヲ定メサルモハ其旨ヲ記スヘシ)

一 病院備付醫療用病室用藥局用諸器械

別紙之通

一 病院費用

給料額 一ヶ月金若干  
          一ヶ月金若干  
          (給料ノ定メナキモノ)  
          ハ其旨ヲ記スヘシ)

院費額 一ヶ月金若干  
          一ヶ月金若干

但金若干藥品買入費金若干諸器械買入費金若干營繕費金若干諸雜費

右費用總計一ヶ月金若干此内有志寄附金若干私財金若干何々金若干收入金若干ヲ以テ收支ノ見込等云々



右之通設置仕度此段奉願候也

年月日

設立人 何ノ誰印

(結社設立ノモノハ社中總代トシ  
テ二名以上連署スヘシ)

何<sup>府</sup>華士族平民  
何<sup>郡</sup>何<sup>町</sup>何<sup>番</sup>地住(寄留)  
醫師或ハ何業

愛知縣令氏名殿

(履歴書々式) (郡區長以下與書式ハ一般ノ例ニ同シ)

履歴書

院長(醫員)(藥局長)

何<sup>府</sup>華士族平民  
何<sup>郡</sup>何<sup>町</sup>住  
何<sup>國</sup>何<sup>村</sup>住  
之誰

當何月何年何月

一證書

何年何月東京大學醫學部ニ於テ醫學本科卒業證書ヲ受ケ同月學位ヲ受ケ  
同何年何月内務省ニ於テ醫術開業免狀ヲ受ケ

(成規ノ試驗ニヨリ免狀ヲ受ケ又ハ種々ノ事山ニヨリ免狀ヲ受ケ  
及ヒ府廳限リノ鑑札ヲ受ケルモノモ此例ニ準スヘシ)

一學業

何年何月ヨリ同何年何月迄東京大學醫學部ニ於テ豫科及ヒ本科修業  
(家私塾ニ於テ修業シタルモノモ此例ニ準スヘシ)

一職務

何年何月何府縣ニ於テ何々病院長ヲ拜命同何年何月前職差免サル

(一己開業スルモノ此項ニ詳記スヘシ)

一賞罰

何年何月何府縣ニ於テ勉勵相勸候ニ付手當トシテ金何圓支給セラル

(罰俸呵責等ニ係ルモノモ本文ニ準シ記スヘシ且賞罰トモニ之ナキモノハ單ニ無之旨ヲ記スヘシ)

右之通ニ候也

年月日

右 何之誰印

甲第六十六號

明治十七年七月十六日

今般入齒拔齒營業取締規則別紙之通制定ス

但從來營業ノ者ハ來ル八月一日限リ願出ヘシ

右布達候事

(別紙)

入齒拔齒營業取締規則

第一條 免許鑑札ヲ所持スルニ非ラサレハ營業ヲナスヲ得ス

(第二條削除)

第三條 廢業死亡又ハ他府縣へ轉籍寄留鑑札返納シ改姓名或ハ管内轉籍寄留ハ鑑札書換願出ヘシ

但町村名改稱モ本文ニ準シ願出ヘシ

第四條 鑑札遺失毀損セシトキハ更ニ鑑札願受クヘシ

衛生

101

100



第五條 入齒拔齒ノ他ニ齒牙ノ治療ヲ施シ又ハ藥劑ヲ與ヘ若クハ藥方ヲ指示スル等ノ所業ヲ爲スヲ得ス  
但拔齒ノ際外用止血藥ヲ用ユルハ本條ノ限リニ非ラスト雖トモ其藥名ヲ豫テ届置クヘシ(一七甲  
一一二追加)

第六條 此規則ニ違背シタル者ハ鑑札ヲ取揚ケ營業禁止スルコトアルヘシ

甲第百三十二號

明治十七年十二月二十日

墓地及埋葬取締細則別紙ノ通相定ム

但明治十三年甲第五拾九號布達<sup>火葬場</sup>葬場設立手續書同年甲第貳百十號布達埋葬火葬規則ハ廢止ス  
右布達候事

(別紙)

墓地及埋葬取締細則

第一條 墓地及火葬場ハ從前許可シタルモノニ限ル

第二條 墓地ハ種族宗旨ヲ別タス其町村ニ本籍ヲ有シ若クハ其町村ニ於テ死シタルモノハ何人ニテモ  
之ニ葬ルコトヲ得其從前別段ノ習慣アルモノハ此限ニアラス

但死刑ニ處セラレタル者ハ墓地ノ一隅ヲ區劃シテ其内ニ埋葬スルモノトス

第三條 墓地ノ周圍<sup>墓地ノ境界ヲ云フ</sup>ハ樹木ヲ栽ユヘシ墓地ノ内ニハ一丈以上ノ樹木塀牆ヲ存スヘカ  
ラサルモノトス

但從前ヨリ現存スルモノハ此限ニアラス

第四條 墳穴ノ深サハ六尺以上タルヘシ若シ土地ニ依リ六尺ニ至リ難キモノ及ヒ火葬ノ遺骨ヲ埋藏ス  
ルモノハ格別ナリトス

第五條 火葬場ハ火爐煙筒又備ヘ臭煙ヲ防クノ裝置ヲナシ且周圍ニ塀牆ヲ設クヘシ

但山林原野等ニシテ人家ヲ隔タル場所ナルトハ格別ナリトス

第六條 火葬ハ成ルヘク日没後之ヲ行フヘシ

第七條 墓地火葬場ハ清潔ヲ旨トシ掃除及修繕ヲ怠ルヘカラス

但火葬シタル灰燼ハ散亂セザル様妨害ナキ地ニ埋没スヘシ

第八條 墓地火葬場ニハ必ス管理者ヲ置キ其住所氏名ヲ所轄警察署又ハ分署及戸長役場ヘ届出ヘシ  
但管理者改氏名又ハ轉任等ノトハ本條ニ準シ届出ヘシ(一八甲一〇七改正)

第九條 死屍ヲ埋葬又ハ火葬セント欲スルモノハ自家ノ届書ニ左ノ種別ノ書面ヲ添ヘテ戸長ノ認許證  
ヲ受ケ之ヲ管理者ニ差出スヘシ

第一項 主治醫ノ死亡届書

第二項 醫師ノ治療ヲ受ケル猶豫ナクシテ死亡シタルモノハ醫師ノ檢案書

第三項 妊娠四ヶ月以上ノ死胎ニ係ルキハ醫師若クハ產婆ノ死産證書

第四項 變死ニ係ルキハ檢視官ノ檢印ヲ受ケタル醫師ノ檢案書

第五項 囚徒ノ死屍ハ病死若クハ死刑ニ處セラレタル司獄官ノ證明書

第十條 改葬セント欲スルモノハ第一號書式ニ準シ原墓地所轄警察署又ハ分署ニ願出許可證ヲ受ケ之  
ヲ管理者ニ差出スヘシ(二四縣一〇改正)

但警察官吏ニ於テ臨檢スルコトアルヘシ

第十一條 管理者ニ於テ認許證又ハ許可證ヲ受ケタルキハ其都度該證書ノ裏面ニ第二號雜形ノ如ク執  
行ノ年月日時ヲ記入シ署名捺印スヘシ

第十二條 管理者ハ前條ノ認許證ヲ取纏メ三ヶ月毎ニ所轄警察署又ハ分署ノ檢閱ヲ受ケ然ル後チ之ヲ  
戸長役場ヘ返納スヘシ(一八甲一〇七改正)



第十三條 管理者ハ第三號第四號雜形ニ準シ墓地又ハ火葬場ノ繪圖及第五號書式ノ墓籍ヲ調製シ置ク

但繪圖ハ其一葉ヲ所轄警察署又ハ分署ニ差出スヘシ

第十四條 誌銘傳費等ヲ刻シタル碑表ヲ建設セント欲スルモノハ第六號書式ニ準シ所轄警察署又ハ分署ニ願出許可ヲ受クヘシ(二四縣一〇改正)

但死者ノ氏名族籍官位勳爵法號及生死ノ年月日建立者ノ氏名ノミヲ記シタル墓標ハ本條ノ限ニアラス

第十五條 溢リニ墓標ノ位置ヲ變換シ又ハ之ヲ取除ク等ノコアルヘカラス

第十六條 止テ得サル事情アリテ墓地火葬場ヲ取廣メ又ハ新設スル場合ニ於テハ第七號書式ニ準シ縣廳ニ願出ヘシ(一八甲一〇七改正)

第十七條 墓地ヲ新設スルハ一町村以上ノ共用ニアラサレハ之ヲ許可セス(同追加)

第十八條 墓地ヲ取廣メ又ハ新設スルハ國道縣道鐵道大川ニ沿ハス人家ヲ隔ルコト凡ソ六十間以上ニシテ土地高燥飲用水ニ障ナキ地ヲ撰ムヘシ(一八甲一〇七改正)

第十九條 火葬場ヲ取廣メ又ハ新設スルハ人家及人民輻輳ノ地ヲ隔ル凡ソ百二十間以上ニシテ風上ニ位セサル地ヲ撰ムヘシ(ク)

第二十條 本則第四條第九條第十條第十二條第十四條第十五條第十六條ヲ犯シタル者及ヒ第三條第七條ヲ犯シ督促ニ從ハサル者ハ刑法第四百二十六條第四項ニ依リ二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五十錢以上一圓五十錢以下ノ科料ニ處ス(二四縣一〇改正)

(書式畧ス)

甲第三十四號

明治十八年四月廿八日

明治十四年 當縣乙第六十六號ヲ以テ相違置候傳染病豫防心得書ヲ自今申號布達ニ變更シ其附録トシテ種痘心得書左ノ通追加ス

但本文豫防心得書ハ郡區役所又ハ町村衛生委員ノ許ニ就テ一覽スヘシ  
右布達候事

種痘施行心得書

種痘術ヲ施ス者ハ種痘ノ適否接種ノ方法種苗採取及貯蓄ノ法善感不善感ノ鑑別種痘ノ注意等ヲ詳知セサル可カラズ其要左ノ如シ

第一種痘ノ適否

- 第一條 種痘ハ左ニ掲クル者ニハ施サ、ルヲ可トス
  - 一 生後七十日ヲ經サル者
  - 二 種痘ノ爲ニ一時増進スヘキ病患アル者
  - 三 丹毒流行ノ土地ニ居住スル者
  - 四 蔓延性ノ皮膚病アル者
  - 五 熱性病ニ罹リ居ル者

第二條 種痘ニ適スル時期ハ春(三月四月五月)秋(九月十月十一月)二季ヲ以テ最良トス然レトモ四季共ニ之ヲ施シテ妨ナシ

第二接種ノ方法

第三條 種痘ヲ施スハ上膊<sup>三稜筋</sup>止<sup>部位</sup>ニ於テ各々三針乃至五針<sup>受位者ノ年齢依質等ニ隨フ</sup>トシ各針ノ距離曲尺五分以上ニシテ痘疤ノ量輪互ニ密接セサル様注意スヘシ

第四條 施術ニ先テ針尖ヲ拭淨シ一時ニ數人ニ接種スルトキハ一人毎ニ之ヲ拭淨スヘシ

衛生

104



第五條 眞性ナル痘漿ヲ採リテ移種スルヲ確實ノ良法トスレトモ此法ヲ行フコト能ハサルトキハ貯蓄  
ノ痘苗ニシテ成ルヘク新鮮ナル者ヲ撰ヒ用フヘシ但表皮ハ用ヒサルヲ可トス

第三痘苗採收及貯蓄ノ法

第六條 痘苗ハ左ニ掲クル者ヨリ採收スヘカラス

一 痘疱ノ成形過度及過大ノ者 發暈非常ニ大ナル者 疱疹又ハ暈部ニ水疱ヲ生スル者 痘疱非常  
ニ隆起シテ澄明ノ漿液ヲ漏出スル者 一種ノ疑フヘキ色例ヘハ紅藍色ヲ呈セルカ如キ者  
但此等ノ異常痘疱ノ近傍ニ在ル正疱モ亦同シ

二 痘漿ノ血液ヲ混セル者 疱ノ中央ニ在ル痘漿ノ腐敗ニ向ントスル者 痘疱ノ已ニ化膿ニ傾キシ  
者 爬搔又ハ摩擦ノ爲ニ痘疱破潰セシ者

三 微毒腺病及ヒ皮膚病ニ罹リ居ル者 營養不頁ノ者

四 丹毒ヲ併發セル者 經過不整ニシテ不善感ノ疑アル者第十四條ヲ參照スヘシ

五 天然痘ヲ經タル者 再三種ノ者

第七條 痘漿ヲ採ルハ通常接種後第八日二十四時間ヲ以テ一日ト算ス下皆同シニ以テ佳トスト雖時候ノ寒暖及各人ノ性質ニ  
隨ヒ第七日又ハ第九日ヲ以テ適度トスルコトアリ痘疱ハ善感眞性ノ者ニシテ其含包セル所ノ漿液ハ  
渾濁セズ粘稠露滴ノ如クナルヘシ

第八條 痘漿ヲ採ルニハ痘疱ノ中心ヲ避テ疱面ヨリ斜ニ淺刺シ深ク刺シテ出血セシムヘカラス

第九條 發痘一類ナル者ノ痘疱ハ其漿液ヲ採ルヘカラス又數顆アルモ其一顆ハ傷クヘカラス

第十條 痘苗ヲ貯蓄シテ接種ノ用ニ供セントスルニハ硝子板間ニ貯ヘテ密封シ又ハ硝子製毛細管ニ吸  
入セシメテ其兩端ヲ固封シ日光及寒熱ノ劇度ニ避ケ貯フヘシ(痘苗ノ貯蓄法甚宜シキヲ得ルハ五  
ヶ月間充分ノ効力アリ)

第四善感不善感ノ鑑別

第十一條 種痘ノ善感不善感ヲ鑑別スルニハ左ノ各項ヲ以テ要點ト爲ス

一 接種後第二日以内ニ成形ヲ始メシヤ否

二 痘疱常形ニシテ其大サ及ヒ硬サハ皮下皮上共ニ同一ナルヤ否

三 紅暈ハ常形ナルヤ否

四 經過整然トシテ其時期ヲ誤ラサルヤ否

五 第八日ニ至リテ微熱ヲ發スルヤ或ハ然ラサルモ其他ノ徵候ヲ呈スルヤ否

六 痂皮ハ黯褐色又ハ黑色ニシテ其厚サ及ヒ硬サハ常度ナルヤ否

第十二條 種痘善感ノ徵候ハ左ノ經過ニ就キテ知ルヘシ

接種後第一日第二日ノ間ハ他ノ刺傷ニ異ナルコト無シ施術後針痕ノ周圍ニ淡紅色ノ小暈ヲ發スレト暫  
時ニシテ消失ス(或ハ此暈ヲ見サルコトアリ)第三日ニハ針痕ノ部ニ小ナル紅點ヲ生シ試ニ指頭ヲ以テ  
之ニ觸ルレハ稍々隆起セルヲ覺ユ(經過緩慢ナル者ハ第四日第五日ニ至リ始テ此紅點ヲ生スルコト  
有リ)

第四日ニハ紅色ニシテ硬ク且ツ隆起セル圓形若クハ橢圓形ノ小結節ヲ生ス

第五日ニハ結節細小ノ水疱ト爲リ其周圍ニ狹キ紅暈ヲ見ル

第六日ニハ水疱稍々増大シ其邊緣隆起シテ疱ノ中央ニハ陷凹ヲ呈シ疱中ニハ稀薄透明ニシテ稍々帶  
藍色ナル液ヲ充實シ周圍ノ紅暈稍々増大ス第七日ニハ諸症益々増進ス

第八日ニハ痘疱全ク成形ス其大サハ豆大ニシテ周圍ハ痂腫シ微シク疼痛アリ疱中ノ液ハ倍々充實シ  
紅暈亦著シク増大ス此期ニ當リ(或ハ此期以前)微熱ヲ發シ或ハ全ク熱候ナク顔面ハ蒼白色ヲ呈スル  
コトアリ又腋下ニ疼痛ヲ覺エ水脈腺腫起スルコト有リ



第九日ニハ紅暈更ニ増大シ其色澤モ亦加ル  
 第十日ニハ疱液化膿シテ白濁或ハ黃色ノ濃稠液ト爲リ疱ノ中央稍々凸隆ス然レトモ其形必ス扁圓ナリ  
 第十二日ニ至ルマテハ痘疱其形狀ヲ變スルコト無ク此日ヨリ收斂ヲ始メ疱ノ中央ヨリ邊緣ニ向ヒテ  
 次第ニ乾固シ漸ク褐色ニ變シ周圍ノ紅暈モ亦漸ク消退ス  
 爾後黯褐色又ハ黑色ニシテ堅實ナル厚痂ヲ結ヒ初ハ皮膚ニ緊著シテ容易ニ剝離セス結痂後八日乃至  
 十日ニ至リ始テ剝脫ス其剝脫ノ後ニ遺セル癍痕ハ圓形又ハ橢圓形ニシテ淺キ凹窩ヲ爲シ其窩内ニハ  
 更ニ數多ノ小凹點ヲ呈ス  
 但一回種痘セシ者ニ再三種痘シテ感染スルコトアルモ其痘顆小ニシテ七八日間ニ全ク經過スルヲ常トス

第十三條 種痘不善感ノ諸徴ハ左ノ如シ

- 一 接種後第二日以内ニ成形ヲ始メ常形ニ達セスシテ直ニ廣ク蔓延セル炎症ヲ發シ皮下ニ硬キヲ覺  
 ヘスシテ紅暈ハ不整形ナリ痘疱ハ速ニ化膿シ其隆起ノ狀或ハ半球形或ハ圓錐形ト爲リ乾固スレハ  
 黃色ニシテ鬆疏ナル痂皮ヲ結フ(時トシテ第二日後ニ成形ヲ始ムル者アレトモ其經過總テ不整形ナ  
 ルヲ以テ自ラ善感ノ者ト區別スルヲ得ヘシ又不善感ノ者ト雖モ腋下ニ疼痛ヲ覺エ微熱ヲ發スルコ  
 無キニ非ス)
- 二 接種後第一日ニ大ナル赤色ノ疱ヲ生シ速ニ漿液ヲ充實シ上皮破レテ膿面ヲ呈シ或ハ濕潤セル淡  
 色ノ痂皮ト爲ルヲ見ル
- 三 紅暈速ニ増大シテ腫起シ或ハ速ニ潰瘍ニ陥ル
- 四 第八日ニ至リ數疱相合シテ一大潰瘍ト爲リ或ハ一面ノ痂皮ヲ結ヒ其潰瘍又ハ痂皮ノ周圍ニハ廣  
 ク赤色ヲ呈ス
- 五 痂皮剝脫ノ後ニ遺セル癍痕ハ深クシテ不整形ヲ呈シ其底面平滑ナリ

第五種痘ノ注意

- 第十四條 初種ノ不善感ハ痘苗ノ不良ナルカ或ハ其人一時ノ不感性ヲ有セルニ因ル者ナルカ故更ニ三  
 四週ノ後善良ナル痘苗ヲ撰ヒテ再ヒ接種スヘシ
- 第十五條 種痘ヲ施スニ當リテハ併發症ヲ防キ殊ニ天然痘流行ノ際ニハ接種後第八日ニ至ルマテハ嚴  
 ニ其感染ヲ防禦スヘシ然レモ受痘者已ニ暗ニ天然痘ニ感染シ其潜伏期ニ於テ接種スルコト間々之アリ
- 第十六條 天然痘流行シ種痘ヲ猶豫ス可カラサル際ニハ第一條各項ニ掲クル者ト雖熱性症ヲ除クノ外  
 ハ總テ接種スヘシ
- 第十七條 種痘中ハ寒冷ヲ避ケシメ成ルヘク清潔ノ空氣中ニ居ラシムヘシ平常慣習セル食物等ハ總テ  
 禁忌スルニ及ハス又別ニ醫藥ヲ要セス

甲第四十一號

明治十八年五月二十五日

鍼灸術營業取締規則左ノ通相定ム

但明治十一年七月當縣甲第百二十六號布達ハ廢止ス  
 右布達候事

鍼灸術營業取締規則

- 第一條 鍼灸術ハ本縣ノ免許鑑札所持ノ者ニ非ラサレハ營業スルヲ許サス  
 但免許鑑札ハ貸借スルヲ許サス
- 第二條 新規營業セントスル者ハ書式ニ據リ脩業履歷書ヲ添願出免許鑑札ヲ受クヘシ  
 但履歷書ニハ其師又ハ同業者二名以上ノ保證ヲ要ス
- 第三條 病者ニ藥劑ヲ與ヘ若クハ之ヲ指示シ或ハ水蛭ヲ貼シ又ハ放血スル等醫師ニ紛ハシキ所業ヲ爲  
 スコトヲ許サス



第四條 醫師施療中ノ患者ハ其醫ノ指圖ヲ受クルニ非ラサレハ施術スルコトヲ許サス  
第五條 廢業死亡又ハ他府縣へ轉籍寄留ハ其旨届出鑑札返納シ改氏名ハ鑑札書換管内轉籍寄留ハ鑑札訂正ヲ願出ヘシ

但町村名改稱モ本條ニ準シ鑑札訂正ヲ願出ヘシ

第六條 鑑札ヲ遺失毀損セシトハ更ニ鑑札ヲ願受クヘシ

第七條 此規則ニ違背シタル者ハ違警罪ヲ以テ罰セラル、ノ外營業停止又ハ禁止スルコトアルヘシ  
(書式)

(鍼灸術)營業願

何郡何町何番屋敷居住(寄留)  
士族(平民)

氏名

今般御規則ヲ遵守シ(鍼灸術)營業仕度候間御許可被成下度別紙履歷書相添此段奉願候也

右 氏名印

年月日

縣令宛

奥書ハ一般ノ例ニ依ル  
履歷書

肩書同上

氏名

年齢

一何年號月日ヨリ何府縣何ノ誰ニ從ヒ何年何月何日間何學修業  
一何年號何月何府縣ノ免狀ヲ得何年何月何日間(鍼灸術)(鍼術)(灸點)開業  
一何々  
右ノ通相違無之候也

年月日

右 氏名印

乙第七十一號 明治十八年六月二十二日

郡區役所

郡區役所衛生事務取扱條規左ノ通相定候條此旨相違候事

但明治十三年當縣乙第四百四十二號違ハ廢止ス

郡區役所衛生事務取扱條規

第一條 町村衛生委員及衛生通信擔當者ヲ督勵スル事

第二條 醫師、産婆、藥師、藥種商、製藥家、賣藥業、鍼灸術其他衛生上取締ニ關スル營業者ノ名簿ヲ備フ  
ル事

第三條 毒藥、劇藥、賈敗藥ノ調合及其販賣ニ注意スル事

第四條 飲水、氷、牛乳ノ善惡其他飲食物ノ販賣ニ注意スル事

第五條 飲食物及玩弄品ノ著色料ニ注意スル事

第六條 市場、製造場、畜場、魚干場其他溝渠等ノ衛生上利害ニ注意スル事

第七條 公私立學校、同病院、旅舎、劇場、寄席等ノ衛生上利害ニ注意スル事

第八條 種痘ノ普及ヲ謀ル事

衛生



- 第九條 衛生上ニ係ル慣習ノ利害得失ヲ考究シ其改良ニ注意スル事
- 第十條 各種傳染病等ノ發生ニ注意シ速ニ之カ豫防ニ着手スル事
- 第十一條 各種傳染病等ノ消毒法及隔離法施行ノ當否ヲ檢察スル事
- 第十二條 傳染病流行ニ際シ避病院ヲ要スルト認ムルトキハ該位置ヲ相定具申シ且其患者死者取扱ノ當否ヲ檢察スル事
- 第十三條 傳染病ノ勢盛ナルトキハ町村會ヲシテ臨時衛生委員ヲ增加セシムル事
- 第十四條 家畜傳染病ノ豫防消毒法ヲ檢察シ且其景狀ヲ具申スル事
- 第十五條 一家若クハ一局部ニ數人同性ノ病ヲ發生セシトキハ其性狀ヲ具申スル事
- 第十六條 衛生上ノ諸表及臨時取調ノ事件ヲ申報スル事
- 第十七條 毎一年郡區内衛生上ノ實況ヲ蒐録シ考案ヲ付シ申報スル事
- 第十八條 前各條其他衛生上ニ就キ意見アルモノハ之ヲ具申スル事

明治十八年七月二十日

甲第八十號  
斃牛馬取縮規則別紙ノ通相定ム  
右布達候事

(別紙)

斃牛馬取縮規則

- 第一條 斃牛馬ヲ解截シ皮骨等ヲ販賣セントスルモノハ別紙第壹號書式ニ準シ解截場設置願出許可ヲ得テ營業スヘシ
- 第二條 解截場ハ人家ヲ距ルコト凡三十間以上ニシテ國道縣道河川ニ沿ハス且飲用水ニ障ナキ地ニ於テ

但傳染病ニ罹リタル死屍ハ解截スルヲ許サス(一八甲一二三改正)

左ノ各項ヲ具備スルニアラサレハ之ヲ設クルヲ許サス

- 一 周圍ニ塀牆ヲ設ルコト
- 一 解截場ハ堅密ナル漆喰等ヲ施シ洗滌ヲ更ニスルコト
- 一 汚物等ヲ容ルヘキ器具ヲ設クルコト
- 第三條 前條ノ構造落成シタルトキハ所轄警察署又ハ分署ヘ届出検査ヲ受クヘシ
- 第四條 斃牛馬ヲ解截セントスルトキハ警察官吏ノ臨檢ヲ請ヒ其肉ハ細截シテ直チニ生石灰又ハ綠礬ヲ撒布混合スヘシ(二〇縣四追加)
- 第五條 場内ハ掃除ヲ怠ラス臭氣ノ放散セサル様注意スヘシ
- 第六條 營業人代替並讓受ノトハ別紙第二號書式ニ準シ新規營業ヲ願出ヘシ  
但廢業改氏名等ハ其都度届出ヘシ
- 第七條 斃牛馬埋沒場及燒棄場ヲ設置セントスルトキハ郡區内最寄町村聯合ノ上墓地ニ接続セサル相當ノ場所ヲ撰別紙第三號書式ニ準シ願出許可ヲ受クヘシ(一八甲一二三改正)
- 第八條 埋沒場ハ人家ヲ距ルコト凡六十間以上燒棄場ハ同シク凡百二十間以上ニシテ國道縣道河川飲用水ニ接近セス土地高燥ニアラサレハ之ヲ設クルヲ許サス
- 第九條 解截場並埋沒場燒棄場入口ニハ左ノ鑿形ノ看板ヲ掲ケ及標杭ヲ建設スヘシ  
三 尺

八 寸

許 免	斃 牛 馬 解 截 場
住 所	氏 名

衛生



豎尺適宜横八寸角 木材適宜

免牛馬埋沒場何町聯合持場  
許牛馬埋沒場何町聯合持場

第十條 官許ヲ得サル場所ニ於テ斃牛馬ヲ解截及埋沒燒棄スルヲ許サス

第十一條 第一條第三條第四條第六條第七條第十條ニ違背シタルモノハ違警罪ノ刑ニ處セラルヘシ  
(二〇縣四改正)  
(書式略ス)

甲第百二十一號

明治十八年十二月二十八日

本年太政官第三十四號公布種痘規則ニ據リ別紙之通細則相定メ明治十九年一月一日ヨリ施行ス

但明治十四年當縣甲第四十六號布達ハ此細則施行ノ日ヨリ廢止ス  
右布達候事

(別紙)

種痘細則

第一條 戶長ニ於テ醫師ト協議シ一町村若クハ數町村ニ便宜受持種痘ヲ定メ其住所氏名及受持ノ町村名ヲ郡區役所ヘ届出ヘシ

但區ハ區長ニ於テ便宜受持種痘醫ヲ選定スルモ妨ケナシ

第二條 前條受持種痘醫ノ氏名及種痘ヲ行フヘキ場所並ニ時日ヲ戶長ヨリ部内ヘ洩ル、コト無ク通報スヘシ

但本條種痘ヲ行フヘキ時期ハ本年當縣甲第三十四號布達種痘心得書第二條ニ依ルヘシ

第三條 種痘規則第一條第二條ノ期限ヲ愆ラス其町村受持醫師ニ就キ種痘ヲ受ヘシ

但土地ノ便宜或ハ別段ノ事情アルモノハ他ノ醫師ニ就キ種痘ヲ受クルヲ得ヘシ

第四條 病氣或ハ事故アリテ種痘規則第四條ノ種痘ヲ行フヲ能ハサルトキ病氣ハ第一號事故ハ第二號書式ニ準シ届出ヘシ

第五條 病氣或ハ事故アリテ種痘規則第五條ノ檢診ヲ受ケ難キ者ハ病氣第三號事故ハ第四號書式ニ準シ種痘醫師ヘ届出ヘシ

第六條 種痘規則第六條及同條但書ノ證ヲ受領シタルトキハ直ニ其證書ヲ以テ戶長役場ニ届出割印ヲ受クヘシ

第七條 種痘規則第八條ニ依リ醫師ヨリ付與スル種痘證書ハ第五號雛形ニ準スヘシ

但病氣或ハ事故アリテ第三號及第四號ノ届出ヲ爲シ檢診ヲ受サルモノハ更ニ點檢ノ後授受スヘシ

第八條 再種三種ヲ受クル者ハ檢診ノ當日初種ノトキ受ケ得シ種痘證書ヲ醫師ニ出スヘシ醫師ニ於テハ第五號雛形ニ準シ證書ノ裏面ヘ筆記スヘシ

第九條 種痘證書ヲ紛失シタルモノハ其旨戶長ヘ申出ヘシ戶長ニ於テハ種痘名簿ヲ審查シ種痘醫ニ協議授受ノ手續ヲ爲スヘシ

第十條 戶長役場ニ於テ未痘兒等調査ノ爲メ第六號雛形ノ種痘名簿ヲ備ヘ齡十六年以下ノ者ヲ記入シ生死移轉等異動アル毎ニ加除シ第六條ニ依リ種痘證書ト割印ヲ爲シ天然痘及種痘初種再種三種濟ノ年月等ヲ記入スヘシ

第十一條 種痘ニ係ル費用ハ其町村ニ於テ便宜支辨ノ方法ヲ設クヘシ

第十二條 醫師ニ於テ每半年ノ種痘明細表ヲ製シ毎年六月十二月中郡區役所ヘ差出スヘシ



(書式畧ス)

甲第百二十五號  
明治十八年十二月二十八日  
明治十六年<sup>十二</sup>當縣甲第九十三號布達ニ據リ解剖スル死体死後二十四時間ヲ經サレハ執行スルヲ得ス  
右布達候事

告第十三號  
明治十九年一月十八日

明治十八年<sup>十二</sup>當縣甲第百二十一號布達種痘細則第十二條ニ揭クル種痘明細表ハ別紙様式ニ準シ調製  
スヘシ

右醫師ニ告示ス  
(様式畧ス)

甲第二十三號  
明治十九年三月十三日

明治十八年<sup>十一</sup>第三十四號公布種痘規則第八條但書ニ依リ醫師ヨリ天然痘患者ニ付與スル證書ハ左ノ  
雛形ニ準スヘシ  
右布達ス

寸法用紙適宜

△印ハ朱

天然痘證書

國<sup>郡</sup>町 番屋敷

何某

女男

戶長役  
場制印

氏名

當何月何年何ヶ月

右天然痘濟

國<sup>郡</sup>町 番屋敷

醫

年月日 氏名印

甲第五十三號  
明治十九年六月十一日

蠅類ノ飲食物ニ點集スルハ飲食物ヲ不潔ナラシムルノミナラス往々傳染病毒傳播ノ媒介ト爲ル虞アル  
ニ付商店ニ露陳シ又ハ行商スル飲食物ニシテ其儘食用スヘキモノニハ適宜覆蓋ヲ設クヘシ  
右布達ス  
乙號外  
明治十九年六月二十八日

檢 疫 本 部  
檢 疫 支 部  
警 察 署  
分 署  
郡 區 役 所  
戶 長 役 場



傳染病避病院假規則別紙之通相定候條爲心得此旨相達ス

(別紙)

避病院假規則

- 第一條 避病院ハ傳染病患者ヲ治療スル所トス其開閉院ハ時々告示ス
- 第二條 避病院ヲ種別シテ左ノ二トス
  - 第一 數年間保存スヘキ結構ヲ以テ建築スルモノ
  - 第二 傳染病流行ニ際シ一時ノ急ニ供スル目的ヲ以テ建築スルモノ
- 第三條 病室ハ左ノ三室ニ區別シ醫員ノ診斷ニ依リ患者ヲ適當ノ室ニ入ラシム
  - 重症室
  - 輕症室
  - 快期室
- 第四條 避病院ニハ左ノ各局ヲ置ク
  - 醫局
  - 藥局
  - 事務局
- 但第二避病院ハ簡易ヲ主トスルカ故ニ各局ヲ合併スルモ妨ケナシ
- 第五條 避病院ニハ左ノ人員ヲ置ク
  - 醫長 一員
  - 醫長ハ診察醫調劑生ヲ指揮監督シ治療一般ノ事ヲ管掌ス
  - 診察醫 無定員
  - 診察醫ハ醫長ノ指揮ニ從ヒ治療ニ從事シ且看護人ヲ指揮監督スヘシ
  - 調劑生 無定員
  - 調劑生ハ醫長診察醫ノ指揮ニ從ヒ藥劑ヲ調製ス
  - 事務係 無定員

事務係ハ調度及庶務ニ從事ス

看護人

無定員

看護人ハ患者ノ看病ニ服事ス但重症患者ハ一人ニ一人ヲ附シ輕症患者ハ二人ニ一人ヲ附シ快期ニ趣ク患者ハ四人ニ一人ヲ附スル割合ヲ以テ晝夜適宜交代セシム

小使

無定員

患者ニ接セサル雜事ニ使役ス

常備人夫

無定員

人夫ハ死体排泄物運搬及風呂焚等ニ使役ス

第六條 院內事務整理ノ爲メ別ニ監督員ヲ置ク

第七條 入院患者アルトキハ其族籍住所氏名職業年齢等ヲ詳カニ帳簿ニ記載スヘシ

第八條 入院患者ノ携帶品ハ消毒法施行ノ上帳簿ニ詳記シ退院等ノ節ハ受領證ヲ徴シ之ヲ返附スヘシ

但携帶品病毒ニ汚染シ消毒スルモ其効無シト認ムルモノハ燒却スルモ妨ケナシト雖モ貴重ノ物品ハ親族等ノ承諾ヲ要ス

第九條 避病院ニ於テ患者ヲ取扱フニハ殊ニ親切ナルヲ要ス看護人ニ於テハ最モ懇篤ヲ盡スヘシ

第十條 入院患者治療セントキハ身体衣服及携帶品消毒ノ上退院セシムヘシ

第十一條 病况危篤ニ至ルカ又ハ死亡シタルトキハ醫員ニ於テ事務係ニ通報シ事務係ハ速ニ親族等ニ通報スヘシ

第十二條 死亡セントキハ速ニ屍室ニ移シ消毒藥ニ浸シタル衣ヲ被ヒ親族等ノ來ルヲ埃チ速ニ火葬ヲ行ハシムヘシ

但屍室ニ移スルハ可成他ノ入院患者ヲシテ死亡シタルヲ覺ラシメサル様注意スヘシ



第十三條 前條引取人ナキ者ハ十二時間ヲ經レハ速ニ火葬ニ行フヘシ若シ親族アルモ同時間ヲ經テ未  
 タ來ラサルモノハ火葬ヲ行フノ後最初送付セシ檢疫支部又ハ警察署ニ通報スヘシ  
 但遺骨ヲ請フモノアレハ之ヲ交付シ若シ請フモノ無キハ小壺ニ收メ最寄ノ墓地内ヘ假ニ埋没シ  
 尙ホ死者ノ姓名ヲ記載シタル標札ヲ建置クヘシ  
 第十四條 患者ノ親族又ハ別段ノ交誼アルモノ看護ヲ爲サント望ムキハ人員ヲ限リ之ヲ許可スヘシ  
 但多人數又ハ屢々更替スルヲ許サス  
 第十五條 避病院ニハ左ノ雜形ノ門標等ヲ掲クヘシ

○ 避 病 院

限リニ立  
 入ル事ヲ  
 許サス  
 避病院

第十六條 何人ニ限ラス院外ニ出ルル及物品ヲ院外ニ持出スルハ相當ノ消毒法ヲ行フヘシ  
 第十七條 診察醫ハ醫療器械ヲ監守シ且處方録ヲ編纂スヘシ  
 第十八條 調劑生ハ藥品及藥劑器械ヲ監守スヘシ  
 第十九條 醫員ハ患者ノ飲食物ハ毎ニ注意ヲ爲スヘシ  
 第二十條 事務係ハ患者ノ入院又ハ死亡全治等日々衛生課（検査本部ヲ經テ）ヘ報告スヘシ  
 第二十一條 事務係ハ院内諸般ノ事ニ注意スルハ勿論小使看護人人夫等ヲ取締且掃除及下水等ニ注意  
 シ時々消毒法ヲ行フヘシ  
 第二十二條 事務係ハ院内ノ費用ハ明細書ヲ添ヘ翌月五日監督員ニ差出スヘシ

愛知縣令第三十六號

明治二十一年五月十五日

種痘ヲ爲セシ者若クハ天然痘ヲ患ヒタル者自今出寄留（管内外）スルトキハ種痘又ハ天然痘濟ノ證書ヲ携  
 帶シ入寄留地ノ區役所又ハ戸長役場ニ於テ其證書ノ檢閱ヲ受クヘシ  
 訓令乙第二號  
 明治二十二年一月十九日

郡 區 役 所

今般内務省衛生局ニ於テ醫籍刊行可相成ニ付テハ最前醫術開業免狀下付以來住所ヲ轉シ候者往々有之  
 ニ付此際總テ現住所及免狀番號ヲ記シ本月三十一日ヲ限リ住地發遣直ニ同局ヘ届出ヘク又自今住所ヲ  
 轉シタルトキハ同局ヘ其都度可届出旨各開業醫ヘ指示スヘシ  
 但本文屆書ハ郵便端書ヲ用ヒ苦シカラス

告示第四十六號

明治二十二年五月二十八日

名古屋、熱田、岡崎、豊橋ノ四ヶ所ニ驅黴院ヲ設置シ娼妓ノ黴毒患者ヲ入院治療セシム

告示第二十六號

明治二十八年三月二十五日

明治二十二年五月告示第四十六號中熱田驅黴院ハ來ル四月一日以後名古屋驅黴院ノ支院トス

愛知縣令第五十四號

明治二十二年十一月十八日

格魯兒酸加溜誤（エンサリカ）、塩素酸加溜誤（エンサリカ）又ハ抽酸加里（エンサリカ）ヲ賣買授受スルトキハ何人ト雖モ（醫師藥劑師藥師）豫メ其斤  
 量及需用ノ目的ヲ明記シ左ノ書式ニ從ヒ賣主授主ノ所轄警察署又ハ分署ニ届出認可ヲ受クヘシ但警察  
 官ハ臨時其現品ヲ検査スルコトアルヘシ（二三縣三割注追加）  
 前項ノ手續ニ違反シ賣買授受ヲ爲シタルモノハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料又ハ三日以上十日以  
 下ノ拘留ニ處ス



本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

(書式)

一 格魯兒酸加溜談

斤量

右ハ(醫業)(工職用等何々)ノ爲メ必要ニ付前書ノ斤量(賣買)(授受)致度御認可被成下度候也

本籍<sub>府市町</sub>番地族籍

現在所<sub>府市町</sub>番地

年月日

(買主)(受主) 氏

年

名

實印

府市町番地族籍

(賣主)(授主) 氏

年

名

實印

警察署長 宛  
又ハ分署長

愛知縣令第七號

明治二十三年二月二十六日

明治二十二年法律第十號第四十二條ニ據リ藥種商及製業者取締細則左ノ通り相定メ本年三月一日ヨリ施行ス

藥種商及製業者取締細則

第一條 藥種商又ハ製業者ノ免許鑑札ヲ得ントスル者ハ住所族籍氏名及生年月ヲ記シタル書面ヲ以テ縣廳へ願出ヘシ

第二條 藥種商及製業者管外へ轉住シ若クハ廢業シ又ハ死亡シタルトキハ十日以内ニ届出同時ニ免許

鑑札ヲ返納スヘシ

但管內ノ轉住ハ免許鑑札訂正ヲ願出ヘシ

第三條 改氏名若クハ免許鑑札毀損失亡シタルトキハ其事由ヲ記シ書換ヲ願出ヘシ

第四條 藥種商及製業者ハ醫藥用ト醫藥用ニアラサル藥品トテ區別シ置クヘシ

第五條 藥種商及製業者ハ左ノ雛形ノ標札ヲ門頭ニ掲クヘシ

但製藥場ニハ本文同寸尺ノ標札ニ何某製藥場ト記シ其入口ニ掲クヘシ

竪二尺五寸

鑑札番號... 免許第 號

○(藥種商)  
(製業者)

住所 氏名

第六條 藥種商ニ於テ一容器ノ藥品ヲ更ニ數容器ニ別チタルトキハ其別チタル容器ニ製造者「藥品製造

會社」ナレハ其所在地名及會社名「若クハ外國藥品引取人ノ住所氏名ト自己ノ住所氏名トヲ併記スヘシ

但毒藥劇藥ハ封緘ヲ開キテ小分スルコトヲ得ス

第七條 藥種商ニ於テ數容器ニ分チタル藥品又ハ製業者自己ノ製品ニハ其容器ニ一定ノ印紙ヲ貼封シ

之ヲ封緘スヘシ

第八條 前條ノ封緘用印紙ハ其見本ヲ添へ願出縣廳ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 製業者製藥品ノ販賣帳ヲ備置キ販賣ノ都度其數量需用者ノ住所氏名及年月日ヲ明記スヘシ

第十條 製業者一年內製造シタル各藥品數量ノ統計表ヲ製シ翌年一月卅一日限リニ縣廳ニ届出ヘシ

第十一條 藥劑師藥局ヲ開設セス單ニ藥品販賣又ハ製造ノ業ヲ營マントスルトキハ第一條ニ準シ届出

衛生

三三



第五條第七條第八條第九條第十條ニ違フヘシ

但第一條ノ免許鑑札ヲ受クルニ及ハス

第十二條 第二條第三條第四條第五條第六條第七條第八條第九條第十條第十一條ニ違背シタル者ハ刑法第四百二十六條第四項ニ依リ五十錢以上一圓五十錢以下ノ科料ニ處セラルヘシ

附則

第十三條 此規則施行以前縣廳ヨリ附與シタル藥種商免許鑑札ハ有効ノモノトス

第十四條 從來内務省ノ製藥免許證ヲ所有シ引續キ營業セントスル者ハ本年二月二十八日迄ニ願出更ニ縣廳ノ免許鑑札ヲ受クヘシ

告示第二十六號

明治二十三年二月二十六日

藥品巡視ノ節監視員ノ携帶スヘキ證票左ノ如シ

(雛形)

曲尺二寸二分

紙製

表 藥品監視員ノ證

シハナ!

愛知縣 愛知縣

告示第一百十二號

明治二十四年八月五日

傳染病ノ流行ハ一人一家ヨリ町村郡市ニ及ヒ遂ニ延テ府縣全國ノ災害トナルモノニシテ之ヲ豫防スルニハ一人一家ノ始ニ於テスルニ非サレハ其全功ヲ收ムルコト能ハス今ヤ郡市町村各其利害ヲ負擔シ處理スルノ日ニ及テハ傳染病ノ如キ其病源ヲ一人一家ニ撲滅シテ全聚落ノ生命財産ヲ安全ニ保護スルハ

自治事業ノ最モ急要ナルモノトス故ニ若シ其市町村ニ傳染病者發生スルコトアレハ所在ノ醫師ハ成規ノ通報ヲ爲シ豫防上ノ要件ヲ病家ニ諭示シ病家ハ醫師及當該吏員ノ諭示スル諸件ヲ守リ當該吏員ハ充分ノ注意ヲ以テ豫防消毒ノ處置ニ疎虞遺漏ナカランコトヲ務ムヘシ而シテ豫防ノ方法ヲ實際ニ徹底セシメントスルニハ衛生組合ヲ設ケ組合中互ニ警戒扶持ズルヨリ善キハナシ蓋シ傳染病ノ流行ハ其初メ些細ノ注意ヲ缺キ或ハ患者ヲ隱蔽シ又ハ吐瀉物ヲ下水、芥溜等ニ投棄シ又ハ病源感染ノ疑アル雇人稼人等ヲ獲リニ歸郷セシムル等ニ因リ病源遠近ニ傳播シ復タ防遏スヘカラサルノ勢ヲナスコト其證一例ニシテ足ラヌ到底衛生組合ノ法ヲ設ケ隣保相互ノ制裁ヲ以テ各人ノ注意戒慎ヲ喚起スルニ非サレハ市町村共同ノ方法モ其全効ヲ收ムルコト能ハサルナリ

以上ハ豫防實施上市町村ニ於テ擔當スヘキ用意ノ要領ニシテ若シ其流行數市町村ニ及フカ若シハ病性ノ急劇ナル虎列刺ノ如キモノニ在リテハ更ニ郡又ハ全縣ノ力ヲ以テ豫防ノ方法ヲ務メサルヘカラス今般發布セシ改正豫防心得書ハ主トシテ患者發生セル時ノ處置即チ有病時ノ豫防法ヲ擧ケタル者ナレトモ總テ傳染病ハ地方病トナリテ年々發現スル地ヲ除クノ外ハ概テ數年若シハ數十年ヲ隔テ、流行スルカ故ニ其流行セサル時ニハ永シ本病ノ災害ヲ免カレ得タルカ如キ思フ爲スト雖トモ傳染病源ハ不潔汚穢ノ土地ニ入レハ容易ニ蕃殖蔓延スルモノナルヲ以テ平常用地下水ノ改良ニ注意シ掃除ノ方法ヲ設クル等萬全根治ノ策ヲ怠ラス用水ヲ純清ニシ住地ヲ乾淨ナラシムルニ非サレハ決シテ其流行ヲ免カル、能ハス故ニ就中都會ノ地ニ於テハ銳意上地下水ノ改良工事即チ水道暗渠布設ノコトヲ計畫シ衛生上百年ノ長計ヲ爲スヲ要ス

(虎列刺)虎列刺ハ傳染病中ノ最モ猛惡ナル者ニシテ其蔓延流行スルニ當テハ兇暴慘虐至ラサルナキ、世人ノ普ク熟知スル所ナリ抑モ本病ノ病源ハ一種ノ細菌ニシテ主トシテ患者ノ吐瀉物中ニ含ルカ故ニ本病ノ蔓延ヲ豫防スルニハ吐瀉物及ヒ之ニ汚染セルモノ、消毒法ニ遺漏ナカラシムルハ勿論患者發生



ノ最初即チ病毒ノ未タ散蔓セサル前ニ於テ充分消毒法ヲ行ヒ病災ヲ其一小局部ニ熄滅セサルヘカラス  
(腸室扶私)腸室扶私ハ其病毒ヲ患者ノ瀉下物中ニ含リ虎列刺病毒ノ如ク不潔汚穢ノ土地ニ蕃殖漏洩  
シ廣ク流行ノ勢ヲ成ス者ナレハ其豫防ノ方法ニ至テモ虎列刺ト略ホ其趣ヲ同フス抑本病ハ六種傳染病  
中最モ多キ疾病ニシテ管下ニ於テハ年々郡區ニ散發シ劇シキ流行ハナカリシモ明治十三年七月以來十  
年間ノ患者數八千零四十九人、死亡二千二百七十四人ニ及ヘリ各府縣ニ於テハ年々其患者ヲ發生シ流  
行ノ兆ヲ見サルコトナシ同十年間ノ患者三十一萬餘死亡七萬餘ノ多キニ及ヒ加フルニ流行時期ノ長キ  
病症經過ノ久シキ以テ公衆ノ安全幸福ヲ損害スルニ至リテハ却テ虎列刺ヨリ甚シキモノアラントス故  
ニ本病流行ノ兆アルニ當リテハ速ニ十分ノ力ヲ盡シテ之ヲ撲滅シ併セテ第二ノ流行ヲ豫防セシコトニ  
意ルナカラシムコトヲ要ス

(赤痢)赤痢ハ其病毒ヲ患者ノ瀉下物中ニ含リ之ヨリ傳染スルモノニシテ病性大ニ腸室扶私ト類似ス  
ルモノナリ故ニ其豫防消毒ニ於テモ略ホ腸室扶私ト同一ノ方法ニ據リ而シテ流行時ニ於テハ瀉下物中ニ  
血液ヲ混セサル患者ト雖モ本病ト同様ニ取扱フヲ要ス

抑本病ハ腸室扶私ト同シク頗ル慘毒ヲ逞クスルモノニシテ管下ニ於テハ明治十三年七月以來十年間ノ  
患者ハ二百九十一人死亡二百二人ニシテ各郡區ニ散發シ流行ハ無カリシモ同年數間全國ノ患者數ハ二十  
萬ノ多キニ及ヘリ本病ノ發現スル地方ニ於テハ土地ノ清潔ヲ力メ殊ニ飯料水ニ注意シ下水ヲ浚渫シ發  
病時ニ當テハ撲滅ノ方法ニ十分ノ力ヲ盡シ總テ腸室扶私ノ如クナラシムコトヲ要ス

(實布埜里亞)實布埜里亞(格魯布)ハ多クハ未成年者殊ニ幼童嬰兒ヲ侵シ其幼稚ナル者ハ症狀最險惡ナ  
リ抑モ本病ノ病毒ハ咽喉喉頭ノ如キ部分ニ含リテ患者ノ痰唾鼻汁其他患者ノ使用セル衣服玩具等ノ媒  
介ニ依リテ傳染ス故ニ本病ノ蔓延ヲ豫防スルニハ患者ト健康者殊ニ兒童トヲ隔離スルヲ專要トス而シ  
テ小學校幼稚園等兒童ノ群集スル場所ハ往々本病傳播ノ中心トナルカ故ニ流行ノ兆アル場合ニ於テハ

特ニ注意スルヲ緊要トス

(發疹室扶私)發疹室扶私ハ其病毒患者ノ身體ヨリ揮散シ傳染スルモノニシテ傳播ノ最モ迅速ナルモノ  
ナリ其一タヒ流行ノ兆ヲ呈ハヌヤ忽チ散漫傳播シ殊ニ貧民部落等群集雜居ノ場所ニ侵入スルトキハ其  
家屋ノ不潔狹隘ニシテ空氣ノ流通不良ナルヨリ傳染ノ力モ一層猛劇トナリ全部ノ人衆ヲ侵害スルニ至  
ル故ニ本病ノ蔓延ヲ豫防スルニハ速ニ患者ト健康者トヲ隔離スルヲ專要トス

(痘瘡)痘瘡ノ病毒ハ痘漿痘痂中ニ含レルハ勿論患者ノ身體ヨリ發出スル蒸發氣中ニモ之ヲ含ミ傳染力  
ノ強烈ナル蓋ニ他病ノ上ニ出ツ故ニ一枚ノ弊衣ヨリ病毒ヲ傳ヘテ遂ニ無數ノ人衆ヲ侵セルカ如キハ往  
々觀ル所ナリトス抑モ痘瘡ニハ種種ノ如キ萬全ノ豫防法アリテ能ク其患害ヲ未然ニ防制シ得ヘシト雖  
トモ再三之ヲ反復セザレハ其効全カラサルヲ以テ苟クモ本病發生スルトキハ健康者ニハ臨時種痘ヲ普  
及セシメ患者ニハ密ニ消毒法ヲ行ヒ二者相待テ十分ニ病毒ヲ撲滅セシコトヲ要ス而シテ從來ノ經驗ニ  
據ルニ保母看護人タル者親シク患者ヲ介抱シ痘毒ニ汚染セラル、モ其手足衣服等ニ十分消毒法ヲ行ハ  
サルヨリ病毒ヲ傳播セシムルノ例甚タ多シ深ク戒ムヘキ事トス

(消毒法)傳染病毒ハ其本體已ニ詳ナルアリ未タ詳ナラサルアリト雖モ要スルニ生々蕃殖ノ機能ヲ具ヘ  
タル一種微細ノ有機體ナルハ疑ナ容レズ此有機體タル各病孰レモ其性狀ヲ異ニシ傳染ノ景況一ナラス  
例ヘハ虎列刺病毒ノ如キハ專ラ患者ノ吐瀉物中ニ含リテ吐瀉物及ヒ之ニ汚染セル者ヨリ傳染シ發疹室  
扶私病毒ノ如キハ患者ノ身體及ヒ之ニ接觸セルモノ其他居室内ノ空氣ヨリ傳染シ痘瘡病毒ノ如キハ患  
者ノ身體居室内ノ空氣ヨリ又ハ痘漿痘痂及ヒ之ニ汚染セルモノヨリ傳染ス故ニ消毒法ノ實施ニ從事ス  
ルモノハ各病ノ病性ヲ知悉シ傳染病豫防心得書ニ據リテ火力蒸熱藥劑等總テ消毒ノ効力ヲ有スルモノ  
、効用法ヲ領得シ決シテ疎漏ナカラシムコトヲ要ス

縣令第四十八號

明治二十四年八月八日



產婆開業試驗規則左ノ通相定メ本年十月一日ヨリ施行ス

但明治十八年<sup>七月</sup>當縣甲第八十一號布達產婆開業試驗規則同日ヨリ廢止ス

產婆開業試驗規則

第一條 產婆ヲ開業セントスル者ハ此規則ニ據リ試驗ヲ受クヘシ

第二條 產婆試驗ハ之ヲ分テ甲乙ノ二種トス甲試驗ヲ完了シタル者ハ縣廳ニ於テ其答案ヲ內務省ニ具

申シ合格ノ者ハ同省ノ開業免狀ヲ稟請下附スヘシ乙試驗ニ合格ノ者ハ縣廳ノ開業免狀ヲ下付スヘシ

第三條 甲試驗ハ毎年三月九月乙試驗ハ毎年四月十月ニ舉行ス

但試驗期日及舉行ノ地ハ三ヶ月前之ヲ告示ス

第四條 甲乙試驗科目左ノ如シ

甲試驗科目

一 解剖ノ大意

二 生理ノ大意

三 病理ノ大意

四 實地施術ノ方法妊婦產婦及産兒ノ處置

乙試驗科目

一 妊娠ニ關スル一斑

二 分娩ニ關スル一斑

三 産褥ニ關スル一斑

四 初生兒ニ關スル一斑

第五條 甲試驗ハ一科三問トシ乙試驗ハ科目中ヨリ八問ヲ選ヒ其大意ヲ答ヘシム應答ノ時間每一問二

時間以內トシ筆答セシムヘシ但乙試験ニ限リ口答ヲ望ムトキハ之ヲ許スコトアルヘシ

附則

第六條 受験者ハ書類ヲ携帶シ試験場内ニ入ルコトヲ得ス且試験委員ノ許可ヲ得ルニアラサレハ試験

場外ニ出ルコトヲ得ス

第七條 闕席ノ爲メ二問以上應答セサル者ハ其期ノ試験ヲ終フコトヲ得ス

第八條 試験中不都合ト認ムヘキ所爲アル者ハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第九條 試験ヲ受ケントスル者ハ左ノ書式ノ願書並ニ修業履歷書ヲ以テ甲試験ハ一月七月乙試験ハ二

月八月中ニ縣廳ニ願出ヘシ

但履歷書ニハ其師又ハ內務省免許產婆若クハ開業醫ノ保證ヲ要ス

(書式)

產婆開業願

住所(寄附ナレハ其本)

族籍

氏

名

私義產婆志願ニ付本年何月何所ニ於テ甲試験(乙試験)ヲ受ケ開業致度別紙履歷書ヲ添ヘ此段相願

候也

年月日

縣知事宛

奥書ハ一般ノ例ニ據ル

衛生

三六



(別紙)

履 歷 書

(甲試験ニ限リ履歴書二通ヲ要ス)

肩書同上

氏

名

年 月 日 生

一何年何月ヨリ何年何月迄何年何ヶ月間何府縣何某ニ從ヒ何學修業  
一何々

一賞罰ノ有無

右ノ通り相違無之候也

年 月 日

右

氏

名 印

前記ノ通相違無之依而致保證候也

肩書同上

授業師(内務省免許産婆)  
(保證人)若クハ開業醫

氏

名 印

縣令第五十一號

明治二十四年八月八日

産婆組合會設置規則左ノ通相定ム

産婆組合會設置規則

第一條 産婆ハ本則ニ據リ郡市長ノ認可ヲ得テ組合會ヲ設置スヘシ

第二條 組合會ハ毎月一回會期ヲ定メテ相會シ其業務ニ關スル事項ヲ商議講究シ互ニ裨補スルヲ以テ

目的トス

第三條 組合會ハ土地ノ狀況ニ由リ一郡市ヲ便宜區劃シ設置スルコトヲ得

第四條 組合會ハ取締一名幹事若干名ヲ互選シ其取締ノ氏名ハ選舉ノ都度郡市長ニ報告スヘシ

第五條 産婆ヲ營業スル者ハ組合會ニ加入シ其會ニ出席スヘキモノトス

第六條 組合會ハ郡市長ノ監督ニ屬ス

第七條 組合會ハ本則施行ニ要スル規約ヲ設ケ郡市長ノ認可ヲ受クヘシ

第八條 組合會取締ニ於テ毎一年間開會ノ數并出席産婆ノ住所氏名(戸頭ニ出席ノ數ヲ記ス)開會ノ景况ヲ取調毎年

一月三十一日迄ニ郡市長ニ報告スヘシ郡市長ハ翌月十日迄ニ知事ニ報告スヘシ

附 則

第九條 組合會ニ於テ特ニ規約ヲ定メ産婆學ヲ講修スヘキモノトス

第十條 講師ハ會員中ヨリ互選シ若クハ開業醫師ニ委託スルヲ得

第十一條 講修ニ要スル書籍及其課程ハ講師ニ於テ定ムヘキモノトス

第十二條 第九條乃至第十一條ハ郡市長ノ認可ヲ得テ施行スヘシ

第百九十六號 (訓令)

明治二十七年六月二十六日

各 驅 徴 院

明治二十二年五月丙第百四十三號訓令中驅徴院職制及處務規程別紙ノ通改正シ來八月一日ヨリ施行ス

驅徴院職務規程

第一條 驅徴院ハ娼妓身体検査規則ニ依リ入院ヲ命シタル者ノ疾患ヲ治療スル所トス

第二條 驅徴院ニ左ノ職員ヲ置ク

但熱田支院ハ院長ヲ置カス診察醫ヲシテ其事故ヲ攝行セシム

衛生

三三



院長

診察醫

調劑手

書記

第三條 院長ハ警察部長ノ指揮ヲ受ケ院内ノ事務ヲ總理シ兼テ患者ノ診療ヲ掌ル

第四條 院長ハ診察醫以下ノ職員ヲ監督シ其功過ヲ具狀ス

第五條 院長ハ他ノ規則及命令ニ依ルモノ、外左ノ事項ヲ專行ス

一 職員ニ事務ノ分擔ヲ命スル事

二 職員ノ欠勤ヲ承認スル事

三 例規ニ依リ經費ヲ支出スル事

四 藥品及器械ヲ購入スルコト

五 彌費ニ關スル統計表ヲ調製スル事

六 小使及看護婦其他臨時雇ヲ進退スル事

七 入院娼妓ノ犯則者ヲ告發スルコト

八 院則違反ノ娼妓ヲ懲戒スル事

第六條 院長ハ院務ノ弛張ニ關シ其意見ヲ開申スルコトヲ得

第七條 院長ハ處務細則ヲ定メ警察部長ノ認可ヲ得テ施行スルコトヲ得

第八條 院長ハ其事務ニ關シ本廳各課及管内各警察官署ニ照會往復スルコトヲ得

第九條 院長ハ其事務ニ關シ席貸茶屋營業者又ハ其取締役ヲ召喚スル事ヲ得

第十條 診察醫ハ院長ノ指揮ヲ承ケ入院患者ノ診療ヲ擔任ス

第十一條 調劑手ハ院長ノ指揮ヲ承ケ調劑及製藥等ヲ擔任ス

第十二條 書記ハ院長ノ指揮ヲ承ケ文書計算其他ノ庶務ニ從事ス

第十三條 院長事故アルトキハ上席診察醫其職務ヲ代理ス

第十四條 職員ノ執務日時ハ總テ本廳ノ例ニ準ス其欠勤等ノ場合亦同シ

第十五條 休廢ノ際ハ診察醫以下ヲシテ交々當直セシム

縣令第四十四號

明治二十七年六月二十八日

名古屋熱田岡崎豐橋ノ四ヶ所ニ娼妓身體検査所ヲ設ケ其規則左ノ通相定メ來ル八月一日ヨリ施行ス

但明治二十二年三月縣告示第二十七號検査所設置ノ件本令施行ノ日ヨリ廢止ス

娼妓身體検査規則

第一條 娼妓ハ本則ニ從ヒ各稼業地ノ検査所ニ於テ其身體ノ検査ヲ受クヘシ

第二條 身體検査ハ左ニ記載スル疾患及微毒感染ノ誘因トナルヘキ病症ノ有無ヲ検査ス

微毒 下疳 癩病

肺結核其他傳染性疾患

第三條 身體検査ハ定日検査臨時検査ノ二トシ検査醫之ヲ行フ(三二縣二五改正)

但臨時検査ハ名古屋ニ限リ娼妓身體検査所ニ於テ其他ハ彌費院ニ於テ行ハシム

第四條 定日検査ハ毎月六回トス其日割左ノ如シ

但日割ニ時宜ニ依リ検査醫ニ於テ變更スルコトアルヘシ

名古屋 一六二七ノ日

熱田 三八ノ日

岡崎 四九ノ日

衛生

三三



豊橋

五十ノ日

第五條 臨時検査ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ行フ(二八縣四左項中改正)

一 新タニ營業認可ヲ得又ハ他ノ免許地ヨリ稼換ヘテ爲シタルトキ

二 免許地外ニ宿泊シテ飯寓シタルトキ  
但前ノ受檢月ヨリ五日以内ナルモノハ此限ニアラス

三 検査醫ニ於テ更ニ検査ヲ命シタルトキ

四 疾患其他ノ事故ニ依リ休業ノ後更ニ就業セントスルトキ

五 本則第二條ノ疾患ニ罹リタルコトヲ自覺シタルトキ

第六條 検査施行ノ時間ハ定日臨時ヲ分タス午前九時ヨリ午後三時マテトス  
但時宜ニ依リ検査醫ニ於テ伸縮スルコトアルヘシ

第七條 娼妓ハ免許地外ニ出テタル場合ニアラサレハ休業中ト雖モ必ス定日ノ検査ヲ受クヘキモノトス

第八條 検査當日疾病ノ爲メ検査所ニ出頭シ難キ者ハ主治醫ノ診断書ヲ添ヘ其旨届出寓所ニ於テ検査ヲ受クルコトヲ得

第九條 (三三縣一五削除)

第十條 検査醫ニ於テ本則第二條第一項ノ疾患及微毒感染ノ誘因トナルヘキ症狀アリト診定シタル者ハ直ニ驅徴院ニ入院ヲ命スヘシ

但第八條ノ場合ニシテ重症ノ者ハ其輕快ヲ待テ入院セシムヘシ

第十一條 検査醫ニ於テ本則第二條第二項ノ疾患其他現ニ就業ニ堪ヘサル症狀アリト診定シタル者ハ直ニ休業ヲ命スヘシ

第十二條 娼妓ハ豫テ其検査所ヨリ検査票ヲ受領シ検査ノ都度健康又ハ疾患ノ證印ヲ受クヘキモノトス

但検査票ヲ亡失シタルトキハ其旨所轄警察官署ニ届出同時ニ検査所ニ再渡ヲ請フヘシ

第十三條 入院ヲ命セラレタル者ハ其受檢後三時間以内ニ席貸茶屋ノ附添人同伴該病院ニ到リ休業ヲ命セラレタル者ハ同時間内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十四條 娼妓ハ本則ニ定メタル疾患ニ罹リ又ハ其身體検査ヲ受ケスシテ就業スルコトヲ得ス若シ違背スル者ハ其取締規則ニ依リ處罰セラレ、モノトス

第二百八號 (訓令)

明治二十七年七月二日

検 院  
徴 所

娼妓身體検査服務規程左ノ通相定メ來ル八月一日ヨリ施行ス

娼妓検査服務規程

第一條 娼妓検査醫ハ警察部衛生課員トシテ其検査ノ事務ヲ擔任ス  
但検査上派出ノ方法等ハ其部長ノ指定ニ委ス

第二條 検査醫ハ其事務ニ關シ席貸茶屋娼妓取締役ヲシテ検査上ノ庶務ニ從事セシムルコトヲ得

第三條 検査醫ハ検査所ニ属スル需用品費ノ仕拂ヲ証明スル責ヲ有スルモノトス

第四條 娼妓ノ検査ハ其身體検査規則ニ依リ仍ホ本規程ニ從ヒ施行スヘキモノトス

第五條 検査規則第二條第一項ノ疾患ハ勿論陰部剝脱傷糜爛及肛門内外ノ糜爛等アルモノハ總テ入院ヲ命スヘシ

第六條 肺結核ハ勿論疥癬陰虱寄生生物性ヘルペス癩病其他傳染性疾患及現ニ就業ニ堪ヘサル病狀アルモノハ直ニ休業ヲ命スヘシ

第七條 検査ヲ爲シタルトキハ其検査証ニ認印及健印若クハ病印ヲ捺シテ各本人ニ返付シ其入院又ハ

衛生



休業若クハ再検査ヲ命スル者ニハ別ニ命令書ヲ附與スヘシ

第八條 検査規則第八條ノ場合ハ検査所ノ検査ヲ了リタル後取締役同伴其寓所ニ臨檢スヘキモノトス  
但當日ノ検査ヲ要セサルトキハ其旨本人へ通知スヘシ

第九條 前條ノ患者ニシテ入院セシムヘク診定スルモ重症ニ係リ移動シ難キトキハ其輕快ヲ待テ届出  
テシメ再検査ノ上入院ヲ命スヘシ  
但若シ次回ノ検査期ニ至ルトキハ更ニ検査ヲ爲スヘシ

第十條 疾患者ニ入院ヲ命シタルトキハ其人名及病名等ヲ驅徴院ニ通知シ休業ヲ命シタルトキハ之ヲ  
所轄警察官署ニ申報スヘシ

第十一條 検査了リタル都度當日中ノ事故ヲ検査簿ニ記載シ別紙様式ノ検査及病類表ヲ製シ毎月五日  
限リ警部長ニ申報スヘシ

第十二條 新ニ娼妓トナラントスル者身體検査ヲ願出テタルトキハ輒チ其検査ヲ爲シ左ノ各項ニ觸レ  
サル者ハ健康証書ヲ付與シ別紙様式ノ娼妓出願人検査表ヲ毎年一月七月警察部長ニ申報スヘシ  
一 徵毒、下疳、癩病其他徵毒ノ誘因トナルヘキ疾患アル者  
一 前項ノ外傳染性及現ニ就業ニ堪ヘスト認ムル者  
(別紙略ス)

告示第五百五十一號

明治二十七年十二月二十七日

縣立愛知病院並岡崎支病院患者規則別冊ノ通定メ來ル明治二十八年一月一日ヨリ實施ス  
但岡崎支病院患者規則中入院料其他ノ料金收納ニ係ル事項ハ同年四月一日ヨリ實施ス

縣立愛知病院患者規則

第一章 通則

第一條 本院ノ診治ヲ請フモノハ住所、氏名、年齢、身分、職業ヲ受付係ニ申告シ入院通療及往診ノ手續  
ヲ爲スヘキモノトス

第二條 本院ノ診察ヲ請フモノハ左ニ掲クル料金ヲ會計係ニ差出スヘキモノトス(一九三三第五第七項  
改正)

○第一項 患者ノ初診 診察料金拾錢 ○第二項 外國患者毎診 診察料金壹圓 ○第三項 身体  
検査 検査料金參拾錢 ○第四項 乳汁検査 検査料金參拾錢 ○第五項 普通診断書 手数料金  
拾錢 ○第六項 精密診断書 手数料金五拾錢 ○第七項 處方 手数料金壹圓但入院患者ニシテ  
退院ノ際處方ヲ請フモノハ金五拾錢トス ○第八項 種痘 手数料金拾錢

第三條 藥價手術料等ハ左ノ金額ヲ會計係ニ差出スヘキモノトス(一九三三第五第一、三項改正)  
○第一項 内服藥 一日分金七錢 但十年未滿ノ者ハ金五錢 ○第二項 頓服藥 一回分金四錢

○第三項 外用藥 一劑金六錢 ○第四項 手術料 一回金參錢乃至金拾圓  
第四條 貧困ニシテ其病症學術講習上必要ト認ムルモノハ人員及日數ヲ限リ施療スルコトアルヘシ  
第五條 重大ノ手術ヲ受ルトキハ本人ハ勿論其親戚證人等ヨリ承諾ノ誓書ヲ差出スヘキモノトス其書  
式左ノ如シ

誓書 (用紙半紙)

誓書

證券印  
紙貼用

原籍住所番地身分  
患者 氏

年 齡

右之者今般御院御手術相願候上ハ手術中ハ勿論其後ニ於テ生命上如何様ナル變化有之候共本人ハ不

衛生

三七



及申父兄親戚ニ至ル迄決シテ後悔無之候依テ誓書如件

住所番地	何
親戚	何
同	上
証人	何
	某

愛知病院院長氏名殿

第二章 通療患者規則

第六條 本院ノ診察時間左ノ如シ

但シ急症患者ハ此限リニ非ラス  
 從四月二十一日自至七月十日 自午前七時至午后三時 從九月十一日至四月二十日 自午前八時至午后四時  
 日曜日、祭日、祝日及ヒ一月一日ヨリ同五日迄十二月二十九日ヨリ同三十一日迄ハ急症ヲ除ク外ハ診察セズ

第七條 通療患者ハ受付係ヨリ號札ヲ受取リ患者溜所ニ於テ其願番ヲ待ツヘキモノトス

第八條 醫員ヨリ與フル所ノ處方箋其他ノ切符ハ會計係ニ持參シ藥價等支拂ノ上之ヲ調劑所ニ差出シ其藥劑ヲ受取ルヘキモノトス

但手術科 検査料、手数料及診察所ニ於テ直ニ施用シタル藥品ノ處方箋切符ハ其代價支拂ノ上之ヲ診察所ニ返附スヘキモノトス

第九條 再來患者ニシテ診察ヲ要セス單ニ藥劑ヲ請求セントスルトキハ初診ノ節受領セシ號札ヲ受付係ニ差出スヘキモノトス

第三章 入院患者規則

第十條 入院治療ヲ請フ者ハ醫員ノ承認ヲ得テ左ノ証書ヲ保證人ヨリ差出サシムルモノトス

但保證人ハ名古屋市居住ニシテ公民權ヲ有スル者ニ限ル

書式 (用紙半紙)

入院証



族籍	宿所	職業	患者	氏名	生年月日

某儀今般入院治療相願候上ハ御規則堅ク遵守可致ハ勿論本人一身上ニ係ル事件ハ總テ保證人ニ於テ引受可申候最入院費用ハ所定ノ期日ニ無相違相納可申若シ延滞致候節ハ速ニ身元保證人ヨリ納付可致候依テ爲後証如件

追テ願人若クハ保證人轉居スル歟又ハ旅行等ノ節ハ相當ノ代人相立速ニ御届可申候也

年月日	願人	族籍	身元保證人	氏名

愛知病院院長氏名殿

第十一條 入院費ハ左ノ四種ニ區別ス(三三告一一二改正)

但物價ノ高低ニ由リ増減スルコトアルヘシ

衛生



○特別上等 一日金四拾錢 ○上等 一日金參拾錢 ○中等 一日貳拾錢 ○下等 一日金八錢  
 第十二條 入院費、藥價、手術料其他治療用品拂下代價等ハ納付書ニ由リ毎月十日二十日末日ノ三度ニ  
 會計係ニ差出スヘキモノトス

但納期ニ至ラスシテ退院スルトキハ直ニ差出スヘキモノトス  
 第十三條 病症ニ由リ牛乳、肉羹汁等ノ滋養物ヲ要スルトキハ其代價ヲ前條ノ手續ニ依リ支拂フヘキ  
 モノトス

第十四條 醫員廻診前ハ各自其病床ヲ離ルハコトヲ得ス  
 第十五條 身体衣服及臥床等ハ常ニ清潔ニシ務テ垢穢ナキ様注意ヲ要ス  
 第十六條 男女病室ヲ異ニシ雜居スルコトヲ得ス

但親子夫婦兄弟姉妹及十二歳未満ノ者ハ此限ニ非ス  
 第十七條 傳染病者ハ勿論其他ノ病者ト雖モ醫員ノ認可ヲ經ルニアラサレハ他室ニ來往スルヲ得ス  
 但親子夫婦兄弟姉妹ハ此限ニアラス

第十八條 藥劑ノ用法及飲食物其他攝生法ニ至ルマテ總テ醫員或ハ看護長ノ指示スル所ニ隨ヒ誤謬ナ  
 キ様深ク注意ヲ要ス  
 第十九條 午後十時ヲ限リ就眠スヘキモノトス

第二十條 喫飯時刻ハ午前八時正午十二時午後五時ト定ム  
 但日ノ長短ニ從ヒ變更スルコトアルヘシ  
 第二十一條 必要ノ諸品ハ總テ病室ニ具備スト雖モ尙ホ他ヨリ携帶セント欲スルモノハ看護長或ハ當  
 直醫員ノ認可ヲ經ヘキモノトス

第二十二條 入院患者ノ食料ハ本院監督ノ随方ヨリ検査ハ上調進セシムルモノトス尤モ貧困ニシテ賄  
 料ヲ支辨シ能ハサルモノハ看護長ノ認可ヲ經テ自炊スルコトヲ得

第二十三條 賄料ハ左ノ五等ニ區別シアルヲ以テ各自適宜之ヲ定メ看護婦ヘ其旨申出ヘキモノトス  
 但物價ノ高低ニ由リ増減スルコトアルヘキモノトス

○一等 一日金參拾五錢 ○二等 一日金貳拾五錢 ○三等 一日金貳拾錢 ○四等 一日金拾五  
 錢 ○五等 一日金拾錢

第二十四條 自炊スルモノハ必ス自炊室ニ於テ之ヲ爲シ苟モ該器具ヲ病室内ニ携帶スルコトヲ得ス  
 但炊事ニ要スル器具ハ自辨タルヘシ

第二十五條 携帶ノ貴重物品ハ患者ノ請ニ從ヒ事務局ニ預ルコトアルヘシ  
 第二十六條 附添人ヲ伴ヒ或ハ付添看護婦ヲ備使セントスルトキハ看護長ノ認可ヲ經ヘキモノトス  
 但該付添人ニ屬スル諸費ハ入院費ノ外別ニ之ヲ支拂フヘキモノトス

第二十七條 外出セント欲スルモノハ醫員ノ認可ヲ得テ門鑑ヲ受領シ之ヲ門衛ニ渡シ置キ歸院ノ節再  
 ヒ之ヲ受取リ看護婦取締ニ還付スヘキモノトス

第二十八條 外出ノ際物品ヲ携帶セントスルモノハ看護長或ハ醫員ノ点檢ヲ經テ送證ヲ受ケ之ヲ門衛  
 ニ差出スヘキモノトス  
 但付添人見舞人等ニ係ルモノモ亦本條ノ手續ニ從フヘキモノトス

第二十九條 醫員ノ許可ナシテ猥リニ退院スルコトヲ得ス  
 第三十條 客體ニ異狀アルトキハ直ニ看護婦ニ申告スルヲ要ス  
 第三十一條 看護婦ニ對シ慰勞又ハ謝儀等ノ名義ヲ以テ金錢或ハ物品ヲ贈與スルコトヲ得ス  
 第三十二條 室内ニ於テハ左ノ事項ヲ禁ス

一 高聲、謔吟、集會、疾走、戲談等都テ他人ノ妨礙トナルコト



二 賭事又ハ之ニ類似ノ遊戯ヲ爲スコト  
 三 物ヲ焚燒シ又ハ炊事器具ヲ取扱フコト  
 四 濕濡物又ハ惡臭品ヲ置クコト  
 五 金錢ノ貸借又ハ飲食物ヲ贈答スルコト  
 六 何事ニ依ラス安リニ他人ヲ勸誘スルコト  
 第三十三條 入院中若シ不便ヲ感スル等ノコトアルトキハ其由事務局ヘ申出ヘシ  
 第三十四條 前各條ノ外仍ホ本院規則及本院ヨリ時々示達スル事項ハ總テ遵守スヘキモノトス  
 第四章 往診患者規則  
 第三十五條 往診ヲ請フモノハ住所、氏名、年齢、身分、職業等ヲ詳記シ病症ヲ得心タルモノヲ以テ受付係ニ申出ルモノトス  
 但時宜ニ因リ其請求ニ應セサルコトアルヘシ  
 第三十六條 往診料ハ片道一里マテ金五十錢其一里以上ハ一里毎ニ金參拾錢ヲ加ヘ會計係ヘ差出シ往復ノ乘車賃ハ其實費ヲ直ニ支拂フヘキモノトス但産科ニ限リ當分往診料ヲ要セス(二八告四一改正)  
 第五章 雜 則  
 第三十七條 入院患者ニ面會ヲ要スル者ハ左ノ各項ニ從フヘキモノトス  
 一 病室ニ於テ患者ト接見スルハ左ノ時間ヲ限リトス  
 從九月十一日至四月二十日 自午前七時至午後五時 從四月二十一日至九月十日 自午前六時至午後六時  
 二 患者ニ面會セントスルモノハ住所、氏名及患者ノ氏名等ヲ受付係ニ申告シテ其諾否ヲ待ツモノトス

三 病室ニ到ルヲ諾スルトキハ病室入券ヲ受付係ヨリ受取リ之ヲ携帶シ退院ノトキニ同係ヘ返却スヘキモノトス  
 四 病室ニ於テハ何事ニ依ラス醫員及看護婦ノ指示ニ從フハ勿論其室内ノ禁條ヲ遵守スヘキモノトス  
 第三十八條 入院患者ノ病況ヲ問ハントスル者ハ其旨受付係ニ申告スルモノトス  
 第三十九條 病室内ニ宿泊看護ヲ爲サントスルモノハ受付係ニ申出テ其許諾ヲ得タルトキハ宿泊券ヲ受取リ常ニ携帶シテ退院ノトキ之ヲ返却スヘキモノトス  
 縣立岡崎支病院患者規則  
 第一章 通 則  
 第一條 本院ノ診治ヲ請フモノハ住所氏名年齢身分職業ヲ受付係ニ申告シ入院通療及ヒ往診ノ手續ヲ爲スヘキモノトス  
 第二條 本院ノ診察ヲ請フモノハ左ニ掲グル料金ヲ會計係ニ差出スヘキモノトス(三〇告一六五改正)  
 ○第一項 患者ノ初診 診察料金五錢 ○第二項 外國患者毎診 診察料金壹圓 ○第三項 他府縣患者初診 同金參拾錢 ○第四項 身体検査 検査料金參拾錢 ○第五項 乳汁検査 同金拾錢 乃至參拾錢 ○第六項 普通診斷書 手数料金拾錢 ○第七項 精密診斷書 手数料金五拾錢 ○第八項 處方 同金參拾錢  
 第三條 藥價手術料等ハ左ノ金額ヲ會計係ニ差出スヘキモノトス  
 ○第一項 內服藥 一日分金六錢 但拾年未滿ノ者ハ金四錢 ○第二項 打服藥 一回分金四錢  
 ○第三項 外用藥 一劑分金五錢 ○第四項 手術料 一回金貳錢乃至金拾圓  
 第四條 重大ノ手術ヲ受クルトキハ本人ハ勿論其親戚證人等ヨリ承諾ノ誓書ヲ差出スヘキモノトス 其書式左ノ如シ



書式 (用紙半紙)

誓書

證券印  
紙貼川

右之者今般御手術相願候上ハ手術中ハ勿論其後ニ於テ生命上如何様ナル變化有之候共本人ハ不申及父兄親戚ニ至ルマテ決テ後悔無之依テ誓書如件

住所番地

親戚 何 某

同上

證人 何 某

岡崎支病院長氏名殿

第二章 通療患者規則

第五條 本院ノ診察時間左ノ如シ

但シ急症患者ハ此限ニ非ラス

從四月二十一日至七月十日 自午前七時至午後三時 從九月十一日至四月二十日 自午前八時至午後四時

日曜日祭日祝日及ヒ一月一日ヨリ同五日マテ十二月二十九日ヨリ同三十一日マテハ急症ヲ除ク外ハ診察セズ

第六條 通療患者ハ受付係ヨリ號札ヲ受取リ患者留所ニ於テ其願番ヲ待ツヘキモノトス

第七條 醫員ヨリ與フル所ノ處方箋其他ノ切符ハ會計係ニ持參シ藥價等仕拂ノ上之ヲ調劑所ニ差出シ其藥劑ヲ受取ルヘキモノトス

但手術料検査料手数料及ヒ診察所ニ於テ直チニ施用シタル藥品ノ處方箋切符ハ其代價支拂ノ上診察所ニ返附スヘキモノトス

第八條 再來患者ニシテ診察ヲ要セス單ニ藥劑ヲ請求セントスルトキハ初診ノ節受領セシ號札ヲ受付係ニ差出スヘキモノトス

第三章 入院患者規則

第九條 入院治療ヲ請フ者ハ醫員ノ承認ヲ得テ左ノ證書ヲ保證人ヨリ差出サシムルモノトス

但保證人ハ岡崎町居住ニシテ公民權ヲ有スルモノニ限ル

書式 (用紙半紙)

入院證

族籍

宿所

職業

患者 氏 名

生年月日

某儀今般入院治療相願候上ハ御規則堅ク遵守可致ハ勿論本人一身上ニ係ル事件ハ總テ保證人ニ於テ引受可申候候モ入院費用ハ所定ノ期日ニ無相違相納メ可申若シ延滞致候節ハ速ニ身元保證人ヨリ納付可致候依テ爲後證如件

衛生

三四五



追テ願人若クハ保證人轉居スルカ又ハ旅行等ノ節ハ相當代人相立速ニ御届可申候也

族籍

年月日

願人 氏 名

同

身元保證人 氏 名

岡崎支病院長氏名殿

第十條 入院費ハ左ノ三種ニ區別ス(三〇告一六五改正)

但物價ノ高低ニ由リ増減スルコトアルヘシ

上等 一日金貳拾錢 ○中等 一日金拾貳錢 ○下等 一日金七錢

第十一條 入院費藥費手術費其他治療用品拂代價等ハ納付書ニ由リ毎月十日二十日末日ノ三度ニ會計係ニ差出スヘキモノトス

但納期ニ至ラスシテ退院スルトキハ直ニ差出スヘキモノトス

第十二條 病症ニ由リ牛乳肉羹汁等ノ滋養物ヲ要スルトキハ其代價ヲ前條ノ手續ニ依リ支拂フヘキモノトス

第十三條 醫員廻診前ハ各自其病床ヲ離ルコトヲ得ス

第十四條 身体衣服及ヒ臥床等ハ常ニ清潔ニシ務テ垢穢ナキ様注意ヲ要ス

第十五條 男女病室ヲ異ニシ雜居スルコトヲ得ス

但親子夫婦兄弟姉妹及ヒ十二歳未満ノ者ハ此限ニ非ラス

第十六條 傳染病者ハ勿論其他ノ病者ト雖モ醫員ノ認可ヲ經ルニアラサレハ他室ニ來往スルコトヲ得ス

但親子夫婦兄弟姉妹ハ此ノ限ニアラス

第十七條 藥劑ノ用法及ヒ飲食物其他攝生法ニ至ルマテ總テ醫員ノ指示スル所ニ隨ヒ誤謬ナキ様深ク

注意ヲ要ス

第十八條 午後十時ヲ限リ就眠スヘキモノトス

第十九條 喫飯時刻ハ午前八時正午十二時午後五時ト定ム

但日ノ長短ニ從ヒ變更スルコトアルヘシ

第二十條 必用ノ諸品ハ總テ病室ニ具備スト雖トモ尙ホ他ヨリ携帶セント欲スルモノハ當直醫員ノ認可ヲ經ヘキモノトス

可ヲ經ヘキモノトス

第二十一條 入院患者ノ食料ハ本院監督ノ贈方ヨリ検査ノ上調進セシムルモノトス尤モ貧困ニシテ賄

料ヲ支辨シ能ハサルモノハ醫員ノ認可ヲ得テ自炊スルコトヲ得

第二十二條 贈料ハ左ノ五等ニ區分シアルヲ以テ各自適宜之ヲ定メ看護婦ハ其旨申出ヘキモノトス

但物價ノ高價ニ由リ増減スルモノトス

第一日 金貳拾貳錢 ○二等一日 金拾貳錢 ○三等一日 金拾錢 ○四等一日 金九錢 ○五

等一日 金七錢五厘

第二十三條 自炊スルモノハ必ス自炊室ニ於テ之レヲ爲シ苟モ該器具ヲ病室内ニ携帶スルコトヲ得ス

但炊事ニ要スル器具ハ自辨タルヘシ

第二十四條 携帶ノ貴重物品ハ患者ノ請ニ從ヒ事務局ニ預ルコトアルヘシ

第二十五條 附添人ヲ伴ヒ或ハ附添看護婦ヲ僱使セントスルトキハ醫員ノ認可ヲ經ヘキモノトス

但該附添人ニ屬スル諸費ハ入院費ノ外別ニ之ヲ支拂フヘキモノトス

第二十六條 外出セント欲スル者ハ醫員ノ認可ヲ得テ門鑑ヲ受領シ之ヲ門衛ニ渡シ置キ歸院ノ節ハ再

ヒ之ヲ受取リ看護婦ニ還附スヘキモノトス

衛生

三七



第二十七條 外出ノ際物品ヲ携帶セントスルモノハ醫員ノ点檢ヲ經テ送證ヲ受ケ之レヲ門衛ニ差出ス  
ヘキモノトス

但附添人見舞人等ニ係ルモノモ亦本條ノ手續ニ從フヘキモノトス

第二十八條 醫員ノ許可ナクシテ猥リニ退院スルコトヲ得ス

第二十九條 容体ニ異狀アルトキハ直チニ看護婦ニ申告スルヲ要ス

第三十條 看護婦ニ對シ慰勞又ハ謝儀等ノ名義ヲ以テ金錢或ハ物品ヲ贈與スルコトヲ得ス

第三十一條 室内ニ於テハ左ノ事項ヲ禁ス

一 高聲謠吟集會疾走戲談等テ他人ノ妨碍トナルコト

二 賭事又ハ之ニ類似ノ遊戲ヲ爲スコト

三 物ヲ糞痰シ又ハ炊事器具ヲ取扱フコト

四 濕濡物又ハ惡臭品ヲ置ク事

五 金錢ノ貸借又ハ飲食物ヲ贈答スルコト

六 何事ニ依ラス妄リニ他人ヲ勸誘スルコト

第三十二條 入院中若シ不便ヲ感スル等ノコトアルトキハ其由事務局ヘ申出ヘシ

第三十三條 前各條ノ外仍ホ本院規則及本院ヨリ時々示達スル事項ハ總テ遵守スヘキモノトス

#### 第四章 往診患者規則

第三十四條 往診ヲ請フモノハ住所、氏名、年齢、身分、職業等ヲ詳記シ病症ヲ心得タル者ヲ以テ受付係  
ヘ申出ルモノトス

但時宜ニ依リ其請求ニ應セサルコトアルヘシ

第三十五條 往診料ハ納ムルニ及ハスト雖トモ往復ノ乘車賃ハ其實費ヲ直ニ支拂フヘキモノトス

#### 第五章 雜則

第三十六條 入院患者ニ面會ヲ要スル者ハ左ノ各項ニ從フヘキモノトス

一 病室ニ於テ患者ト接見スルハ左ノ時間ヲ限リトス

從九月十一日至四月二十日 自午前七時至午后五時 從四月二十一日至九月十日 自午前六時

至午后六時

二 患者ニ面會セントスル者ハ住所氏名及患者ノ氏名等ヲ受付係ニ申告シテ其諾否ヲ待ツモノトス

三 病室ニ到ルヲ諾スルトキハ病室入券ヲ受付係ヨリ受取リ之ヲ携帶シ退院ノトキニ同係ヘ返却ス  
ヘキモノトス

四 病室ニ於テ何事ニ依ラス醫員及ヒ看護婦ノ指示ニ從フハ勿論其室内ノ禁條ヲ遵守スヘキモノトス

第三十七條 入院患者ノ病況ヲ問ハントスルモノハ其旨受付係ニ申告スルモノトス

第三十八條 病室内ニ宿泊看護ヲ爲サントスルモノハ受付係ニ申出テ其許可ヲ得タルトキハ宿泊券ヲ

受取リ常ニ携帶シテ退院ノトキ之ヲ返却スヘキモノトス

縣令第二十二號

明治二十八年三月十一日

屠獸場取締規則別紙ノ通相定メ來ル七月一日ヨリ施行ス但明治十八年一月第一號布達屠獸場取締規則

ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

(別紙)

#### 屠獸場取締規則

第一條 屠獸場トハ食用ニ供スル牛馬羊豚ヲ屠殺スル所ヲ謂フ

第二條 屠獸場ヲ新設セントスルモノハ其場所並建物ノ圖面及構造仕様書ヲ添ヘ所屬警察官署ヲ經由

縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ



第三條 屠獸場ヲ移轉シ又ハ改造若クハ一部ノ變更ヲサントスルトキハ第二條ニ準シ許可ヲ受クヘシ但移轉ノ外ハ場所ノ圖面ヲ要セス

第四條 屠獸場ノ築造（改造及一部ノ落成シタルトキハ所轄警察官署ヲ經由縣廳ニ届出テ検査ヲ受クヘシ其検査ヲ受ケスシテ開業スルコトヲ得ス）

第五條 屠獸場ノ落成検査上不適當ト認メタルトキハ期限ヲ定メテ其部分ノ改造又ハ修理ヲ命スヘシ若シ本項命令ニ從ハサルモノハ其免許ヲ取消スヘシ

第六條 屠獸營業ヲ爲サントスルモノハ其屠獸場所ヲ記載シ所轄警察官署ヲ經由シ縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ但屠獸場ヲ借受クルモノハ其持主ト速習スヘキモノトス（一九三五年改正）

第七條 左ニ掲クル場合ニ於テハ三日以内ニ所轄警察官署ヲ經由シ縣廳ニ届出ヘシ（同）

- 一 屠獸場ヲ買受ケ又ハ讓受ケタルトキ但賣主讓主ノ速習ヲ要ス
- 二 改氏名又ハ轉居
- 三 廢場又ハ廢業

第八條 屠獸場ノ位置及構造ハ左ノ各項ニ從フヘシ但検査官吏ノ詰所及検査所ノ構造ハ適宜トス

- 一 屠獸場ノ位置ハ名古屋市其他人家稠密ノ場所ヲ距ル二町以上ニシテ河川ニ接セス且ク飲料水ニ障害ヲ及ボスノ虞ナキ地ニ限ルヘシ
- 二 屠獸場ノ周圍ニハ六尺以上ノ土手又ハ塙垣ヲ設クヘシ
- 三 屠獸場ニハ緊留所、居室、検査所、及検査官ノ詰所ヲ設クヘシ
- 四 緊留所ハ地盤ヲ石ニテ敷設シ其繼目ハ「セメント」ヲ以テ接合シ且ク不透過質物ヲ以テ糞尿溜ニ通スル溝ヲ設クヘシ但地盤及溝ニ六適宜ノ勾配ヲ附スルモノトス
- 五 居室ハ前項ニ準シテ地盤及溝ヲ敷設シ且ク其内部ノ四壁ハ不透過質物ヲ以テ構造シタル内部ノ外厚板ヲ以テ之ヲ張りベキヤ塗ルヘシ
- 六 糞尿溜ハ不透過質物ヲ以テ緊留所外三尺以上ノ地ニ設ケ其上部ヲ地盤ヨリ高サ三寸以上トナシ且ク適當ノ蓋ヲ附ス

ヘシ 七 汚物溜ハ不透過質物ヲ以テ居室外九尺以上ノ地ニ設ケ其上部ヲ地盤ヨリ高サ三寸以上トナシ且ク適當ノ蓋ヲ附スヘシ 八 糞尿及汚物溜ハ第六項第七項ノ距離ヲ保ツト雖トモ検査所又ハ詰所ニ接近セシムヘカラス

第九條 屠獸場ハ常ニ清潔ナラシムルハ勿論居室並溝筋等ハ屠殺ヲ終リタル都度特ニ洗濯シ臍皮管及汚物汚水ノ類ハ毎日之ヲ取除クヘシ

第十條 屠獸營業者ハ屠殺ヲ爲サントスル獸類ノ種別頭數及牝牡等ヲ其前日ニ所轄警察官署（届出ヘシ但急需ノ爲メ止ムヲ得サルモノハ其事由ヲ詳記シ當日届出ルコトヲ得（一九三五年追加）

第十一條 屠殺スヘキ獸類ハ出張官吏ノ検査ヲ受クルニアラサレハ居室ニ率入ル、コトヲ得ス

第十二條 屠殺シタル獸肉ハ検査官吏ニ於テ其検印ヲ捺スヘシ此検印ヲ受ケサル獸肉ハ場外ニ搬出スルコトヲ得ス

第十三條 検査官吏ニ於テ孕牛馬及病獸又ハ肉質不良ト認定シタルトキハ其屠殺若クハ販賣ヲ禁止スヘシ但禁止ニ係ルモノ、處置ハ検査官吏ノ指揮ニ從フヘシ

第十四條 屠殺中ハ屠殺場ノ門戸ヲ閉鎖シ其關係人ノ外ハ入ラシムヘカラス

第十五條 屠獸手数料ヲ請クルモノハ獸類ノ種別ニ依リ其額ヲ定メ豫テ縣廳ノ認可ヲ受クヘシ其増減ヲ要スルトキ亦同シ

第十六條 屠獸營業者ハ正當ノ事故ナクシテ屠獸ノ需メヲ拒絕シ又ハ手数料以外ニ金錢ヲ請求スル等ノコトアルヘカラス

第十七條 屠獸營業者ハ一ケ月中ニ屠殺シタル獸類ノ種別頭數並牝牡及斤量等ヲ翌月五日限り所轄警察官署ニ届出ヘシ

第十八條 縣廳ヲ距ル遠隔ノ屠獸場ハ検査官吏派出ノ都合ニヨリ特ニ其屠殺日限及時間ヲ定メシムル



コトアルヘシ

第十九條 屠獸場内ニハ何人ト雖モ住居スルコトヲ許サス  
 第二十條 牛馬羊豚ハ屠獸場外ニ於テハ一切屠殺スルコトヲ許サス  
 第二十一條 本則第二條第三條第六條ノ許可及第四條ノ検査ヲ受ケスシテ屠獸場ヲ開キ又ハ第七條第九條第十一條第十二條第十四條第十五條第十六條第十七條ニ違背シタル者又ハ第十三條ノ指揮ニ従ハサル者又ハ第十九條及第二十條ヲ犯シタル者ハ二日以上五目以下ノ拘留ニ處シ又ハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス(一九三三文中改正)

附則

第一條 從來ノ屠獸場ニシテ本則ニ適合セサルモノハ左ノ各項ニ従フヘシ  
 一 位置ノ不適合ナルモノハ五ヶ年内ニ適當ノ場所ニ移轉スヘシ 二 構造不適合ノモノハ二ヶ年内ニ相當ノ修理ヲ加フヘシ 三 修理ヲ加フト雖トモ其位置不適當ナルモノハ仍ホ第一項ニ依ルヘシ 四 前項ノ期限ハ本年七月一日ヨリ起算シ曆ニ従フモノトス  
 第二條 從來ノ營業者ハ來ル六月三十日限リ更ニ出願スヘシ但位置ノ移轉又ハ修理ヲ要スルモノハ其豫定期限ヲ記載スヘシ  
 第三條 第一條第一項第二項ノ期限ハ如何ナル事情アルモ延期スルコトヲ許サス  
 第四條 從來ノ營業者ニシテ前二條ノ期限内ニ出願ヲ爲サ、ルモノハ從前許可ノ効ヲ失フモノトス  
 縣令第二十三號  
 明治二十八年三月十八日  
 牛乳營業取規則別紙ノ通相定メ來ル七月一日ヨリ施行ス但明治十五年三月甲第六十號布達牛乳搾取販賣規則ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス  
 (別紙)

牛乳營業取規則

第一章 通則

第一條 本則ニ於テ牛乳營業ト稱スルハ左ノ三種ヲ謂フ  
 一 牛乳ヲ搾取販賣スル者 二 牛乳ヲ請賣スル者 三 牛酪、干酪、粉乳、濃乳ノ類ヲ製造スル者  
 第二條 牛乳搾取營業ヲ爲サントスル者ハ搾取所設置ノ場所トモトモ地界ヲ記載シ其周圍及建物ノ圖面並構造仕様書ヲ添ヘ縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ其支所ヲ設クルトキ亦同シ  
 第三條 搾取所ヲ移轉シ又ハ改修若クハ一部ヲ變更セントスルトキハ其部分ニ屬スル圖面並構造仕様書ヲ添ヘ前條ノ手續ヲ爲スヘシ  
 第四條 搾取所ヲ買受ケ又ハ讓受ケテ爲シ其營業ヲ繼續セントスルモノハ賣主又ハ讓主ノ連署ヲ以テ三日以内ニ縣廳ニ届出スヘシ  
 第五條 牛乳請賣又ハ製乳ノ第一條第三項ニ當ルモノヲ爲サントスル者ハ其搾取營業者ノ連署ヲ以テ縣廳ニ届出ヘシ但支店ヲ設クルトキ亦同シ  
 搾取營業者ニシテ製乳ヲ兼テ又ハ搾取所外ニ販賣店ヲ設クルトキハ前項ニ準スヘシ  
 第六條 營業者ノ代替及改氏名又ハ廢業ヲ爲シタルトキハ三日以内ニ縣廳ニ届出ヘシ其支所若クハ支店ヲ廢シタルトキ亦同シ  
 第七條 請賣及製乳業者ハ左ノ雛形ノ看板ヲ掲ケ牛乳配達人ニハ同標札ヲ携帶セシムヘシ

製木 牛乳請賣業或ハ製乳業 住所氏名 巾八寸	表 豎三尺	製木 牛乳配達人 住所氏名 巾二寸
---------------------------------	----------	----------------------------

衛生



第八條 本則中縣廳ニ差出ス願届書ハ總テ其所轄警察官署ヲ經由スヘキモノトス

第二章 搾取所ノ構置

第九條 牛乳搾取所ハ名古屋市其他人家稠密ノ場所ニ建設スルヲ許サス但市内ニシテ郡村ニ接近シ人家稀疎ノ地ハ其狀況ニヨリ特許スルコトアルヘシ

第十條 搾取所ハ高燥ニシテ適當ノ飲料水ヲ有スル地ヲ撰ミ左ノ各項ニ依リ構造スヘシ(二九縣二九左項中改正)

- 一 隣地ノ境界ハ適宜圍ヲ爲シ一構内ニ牛舎搾乳室及運動場ヲ設クヘシ但運動場ノ周邊ニハ駒止柵ヲ繞ラスモノトス
  - 二 牛舎及運動場ハ隣地ノ情況ニ依リ適當ノ距離ヲ取ラシムルコトアルヘシ
  - 三 牛舎ハ屋棟ニ穢氣抜ヲ設ケ内部ノ周圍ニ地盤ヨリ高サ六尺以上ノ板張ヲ爲シ且適宜ノ箇所ニ氣孔若クハ無双窓ヲ附スヘシ
  - 四 牛房ハ一頭毎ニ巾五尺以上與行八尺以上ノ區域ヲ爲シ前面ニ四尺以上後面ニ二尺以上ノ空地ヲ存スヘシ
  - 五 牛房ノ下床ハ不滲透質物ヲ以テ敷設シ適宜ノ勾配ヲ附シ其上ニ一寸以上ノ厚板ヲ張ルヘシ
  - 六 牛舎外ニ糞尿溜及不潔物溜ヲ設ケ尿溜ニハ牛房ニ尿溜ヲ通スルノ構造ヲ爲スヘシ但其材料ハ總テ不滲透質物ヲ用キルモノトス
  - 尿溜ノ外糞及不潔物溜ハ成ルヘク構内ノ邊隅ニシテ隣地ノ人家ニ臭氣ノ達セサル場所ナルヲ要ス
  - 七 尿溜ハ其上部ヲ地盤ヨリ高サ三寸以上トナシ雨水ノ流入ヲ防キ糞尿及不潔物溜ニハ適當ノ蓋ヲ附スヘシ
  - 八 搾乳室ハ其下床ヲ不滲透質物ヲ以テ敷設シ適宜ノ勾配ヲ附シ内部ノ周圍ハ地盤ヨリ高サ六尺以上ヲ板張トナシ適宜窓牖ヲ附スヘシ但牛舎内ヲ區劃スルモノハ牛房ト適當ノ隔離ヲ設クヘシ
- 第十一條 搾取所ノ工事改修若クハ一部ノ變更トモ落成シタルトキハ縣廳ニ届出其検査ヲ受クヘシ検査未済ノモノハ使用スルコトヲ得ス但検査上不適當ト認メタルトキハ直ニ其部分ノ修補ヲ命シ再検査ヲ爲スヘシ
- 第十二條 搾取所ハ警察官吏ヲシテ臨時検査セシメ其建物ノ廢頽ヲ認メタルトキハ改修ヲ命シ又ハ其

使用ヲ一時停止スルコトアルヘシ

第十三條 搾取所ニ於テハ病牛ヲ入ルノ用ニ供スルカ爲メ構内適當ノ地ニ隔離舎ヲ設クルヲ要ス但其構造ハ牛舎ニ準シ且周圍ニ塙塙ヲ築造スヘシ(二九縣二九改正)

第十四條 搾取所ノ構内ハ常ニ清潔ナラシメ牛房及搾乳室ハ時々清洗シ糞尿ニ汚染シタル蓆藁ヲ使用スル等ノコトアルヘカラス

第十五條 糞尿及不潔物溜ハ時々汲取り又ハ取除キ充溢セシムル等ノコトアルヘカラス

第三章 畜牛

第十六條 搾取所ニ於テハ乳牛並乳牛用ニ充ツヘキ種牛牝牛ノ外飼養スルコトヲ得ス

第十七條 乳牛ハ毎日適宜ノ運動ヲ爲サシメ且皮膚ヲ清潔ニ梳拭シ若シ溺矢ノ爲メ汚染スルトキハ速ニ清洗シ炎熱ノ時ニ在テハ淨水ヲ以テ時々洗滌スヘシ但此清潔法ハ牛房外又ニ別房ニ於テ施行スルヲ要ス

第十八條 搾取所ニハ乳牛種牛ノ年齢毛色及産地検査番號等ヲ記載シタル牛籍簿ヲ備ヘ其一通ヲ縣廳ニ届置クヘシ但牛種ニ増減アリタルトキハ三日以内ニ之ヲ縣廳ヘ届出ヘシ

第十九條 畜牛病ニ罹リタルトキハ直ニ相當ノ手續ヲ爲スヘキハ勿論獸醫ニ於テ乳汁ニ害アリト認ムルモノハ其診斷書ヲ附シテ所轄警察官署ニ届出ヘシ(二九縣二九改正)

第二十條 縣廳ハ臨時主務官吏ヲシテ牛乳牛種ヲ検査シ其角若クハ蹄ニ烙印セシム此ノ場合ニ於テ乳牛病ニ罹リ其乳汁有害ト認メタルトキハ乳汁ノ分泌スルト否トニ拘ハラズ搾取所内ニ之ヲ飼養スルコトヲ禁ス

第二十一條 前條ニ依リ飼養ヲ禁セラレタル病牛ハ速ニ隔離ノ場所ニ移轉シ其旨所轄警察官署ニ届出



第四章 搾取及販賣

第二十二條 搾乳室ハ牛乳牽入ノ前ニ於テ清潔ニ掃除シ仍ホ淨水ヲ撒布シ搾取中ハ室内ニ塵埃ノ散入セサル様適當ノ裝置ヲナスヘシ

第二十三條 搾取ノ際ハ乳房並ニ其周邊ヲ洗滌シ特ニ乳汁中ニ汚物汚汁ノ混入セサル様注意スヘシ  
(一九二九年改正)

第二十四條 搾取人ハ其肘關節以下ヲ淨水及石鹼ヲ以テ清洗シ清潔ナル白色ノ着衣ヲ用キ不潔物ニ觸レサル様注意スヘシ

第二十五條 乳汁ハ搾取ノ後清潔ナル綿布ノ類ヲ以テ濾過シ有益ノ貯乳器ニ容レ冷却シテ之ヲ配達容器ニ移シ直ニ密栓スヘシ

第二十六條 乳汁及製乳用ノ器具ハ鉛、亞鉛、銅、黃銅、其他有害ノ物質ヲ用キヘカラス但乳汁容器ハ使用ノ都度熱湯ヲ以テ清洗スヘシ

第二十七條 乳汁運送器ハ清潔ナルヲ要ス其見易キ箇所ニ搾取營業者ノ住所姓名若クハ社名ヲ表記スヘシ

第二十八條 傳染病患者ニ接シタルモノ並皮膚病アルモノニハ乳汁ヲ取扱ハシメ又ハ配達ヲ爲サシムヘカラス

第二十九條 第二十条ニ於テ飼養ヲ禁セラントル病牛ヨリ搾取シ又ハ他物ヲ混和シタル乳汁及左ノ程度ニ適合セサル乳汁ハ販賣スルコトヲ得ス  
一 純乳 強酸性ノ反應ナク其比重ハ攝氏十五度ニ於テ一・〇二八乃至一・〇三四脂肪或ハマルチヤン  
 十五度ニ於テ一・〇三乃至一・〇三六脂肪或ハマルチヤン  
 三六脂肪或ハマルチヤン以上 一 脱脂乳 強酸性ノ反應ナク其比重ハ攝氏十五度ニ於テ一・〇二八乃至一・〇三四脂肪或ハマルチヤン以上

第三十條 縣廳ハ臨時主務官吏ヲシテ乳汁ヲ検査セシメ不良ト認メタルトキハ其販賣ヲ禁シ又ハ警察

官吏ニ於テ不時ニ其配達スルモノヲ検査シ一時販賣ヲ停止スルコトアルヘシ其禁止ヲ爲シタルモノハ無害色素ヲ以テ着色セシメ若シハ投票ヲ命スヘシ但検査ノ爲メ消費シタル乳汁ハ其代價ヲ請求スルコトヲ得ス

第三十一條 乳牛分娩後ノ乳汁ハ一周間ヲ經テ搾取シタルモノニアラサレハ販賣スルコトヲ得ス

第三十二條 脱脂乳ハ其容器ニ之ヲ表記シ荷モ純乳ト稱シテ販賣スル等ノコトアルヘカラス

第三十三條 搾取營業者ハ前月分ノ搾取販賣高ヲ製表シ翌月十日迄ニ縣廳ニ届出ヘシ

第五章 罰則

第三十四條 左ノ諸件ニ該當スルモノハ二日以上五日以下ノ拘留又ハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス

一 第二條第三條ノ届出及第四條第五條ノ届出ヲ爲サ、ル者 二 第六條第七條第十一條第十四條第十五條第十六條第十七條第十八條第十九條第二十一條第二十二條第二十三條第二十四條第二十五條第二十六條第二十七條第二十八條第二十九條第三十一條第三十二條第三十三條ニ違背シタルモノ 三 第十二條及第三十條ノ命令ニ違背シタル者

附則

第一條 從來ノ搾取所ニシテ本則ニ適合セサルモノハ左ノ各項ニ從フヘシ

一 位置ノ不適合ナルモノハ五ヶ年内ニ適當ノ場所ニ移轉スヘシ 二 構造不適合ノモノハ二ヶ年内ニ相當ノ修理ヲ加フヘシ 三 修理ヲ加フト雖モ其位置不適當ナルモノハ仍ホ第一項ニ依ルヘシ 四 前項ノ期限ハ本年七月一日ヨリ起算シ曆ニ從フモノトス

第二條 從來ノ營業者ハ來ル六月三十日限リ更ニ出願スヘシ但位置又ハ構造不適合ノモノハ其移轉修理等ノ期限ヲ願書ニ附記スヘシ



第三條 第一條第一項第二項ノ期限ハ如何ナル事情アルモ延期スルコトヲ許サス

第四條 從來ノ營業者ニシテ前二條ノ期限内ニ出願ヲ爲サ、ルモノハ從前許可ノ効ヲ失フモノトス

訓令第六十號

明治二十八年五月二十二日

郡市役所

避病院設置ノ義ニ就テ、客月訓令第四十九號ヲ以テ委曲相達置候所爾后内務省訓令第四號ヲ以テ其設備標準ヲ定メテラレ尋テ管下樞要ノ地ニ於テハ此際速ニ設備セシムヘキ旨更ニ其筋ノ訓令有之候間右標準ニ依リ差向キ左ノ町村ニ之ヲ設置シ漸次一般ニ普及候様取計フヘシ但在來ノ避病院ニシテ不完備ノモノハ速ニ修繕又ハ改築スヘシ

避病院設備指定地

- 名古屋市 ●愛知郡 熱田町 鳴海町 下一色村 ●東春日井郡 小牧町 瀬戸町 ●西春日井郡 清洲町 ●丹羽郡 布袋町 犬山町 岩倉町 ●葉栗郡 黒田町 ●中島郡 一宮町 ●海東郡 津島町 蟹江町 ●海西郡 彌富村 ●知多郡 半田町 成岩町 常滑町 内海町 武豊町 大野町 龜崎町 大高町 豊濱村 山海村 大府村 ●幡豆郡 西尾町 一色町 ●碧海郡 知立町 大濱町 新川町 刈谷町 安城村 ●額田郡 岡崎町 岡崎村 ●寶飯郡 御津村 蒲郡町 豊川町 ●渥美郡 豊橋町 牟呂村 田原町 福江村 ●八名郡 富岡村 ●南設樂郡 新城町 ●北設樂郡 田口村 ●東加茂郡 足助町 ●西加茂郡 翠母町

訓令第六十一號

明治二十八年五月二十二日

郡市役所  
町村役場

本年訓令第六十號ヲ以テ名古屋市及樞要ノ町村ヲ指定シ避病院ヲ設備スヘキ旨訓令及ヒタルニ就テハ其避病院ノ管理方其筋ヨリ訓令有之候ニ付左ノ各項ニ準據シ管理スヘシ

市町村ニ設置スヘキ避病院管理方

- 第一 醫長ハ院内ノ醫務衛生事務ヲ掌理シ醫員以下看護人等ヲ監督スヘシ 醫長ハ毎日一回以上回診シ治療看護ノ方針ヲ醫員及看護人ニ指示スヘシ
- 第二 醫員ハ醫長ノ指揮ヲ承ケ治療其他患者ニ關スル事務ヲ擔當スヘシ
- 第三 調劑掛ハ醫長ノ指揮ヲ受ケ調劑ニ關スル一切ノ事務ヲ擔當スヘシ
- 第四 消毒ニ從事セシムル爲メ豫メ院内諸員ニ就キ消毒擔當者若干名ヲ定メ置クヘシ
- 第五 看護人ハ醫長及醫員ノ指揮ヲ承ケ懇切ニ患者ノ看護ヲ爲スヘシ
- 第六 醫員調劑掛事務員ハ交番宿直スヘシ 看護人ハ院内ニ宿泊シ交番ヲ以テ通宵看護ニ從事スヘシ 看護人ニシテ調劑所及貯場ニ往復スルモノハ豫メ之ヲ定メ置キ其他ハ猥リニ出入セシムヘカラス
- 第七 入院患者ノ父母妻子兄弟等附添看護ヲ出願スルトキハ院務ニ妨ケナキ限ハ之ヲ許可スルコトヲ得但院内ノ諸規則醫長以下ノ指揮ヲ遵守セシメ且猥リニ外出ヲ許スヘカラス
- 第八 醫長醫員及看護人病室ニ入ルトキハ病室用衣ヲ被ヒ病室ヲ出テタルトキハ之ヲ脱スヘシ 見舞人其他病室ニ出入スルトキハ本項ニ準シ病室用衣ヲ被ハシムヘシ
- 第九 消毒所屍室汚物置場及焼却所ニ出入スルトキモ亦本項ニ準スヘシ
- 第九 病室用衣ハ一週二回以上消毒ノ上之ヲ洗濯スヘシ若シ患者ノ排泄物ニ觸レタルトキハ其都度十分消毒ヲ爲スヘシ
- 患者護送ノ人夫及運搬ノ器具ハ十分消毒ヲ爲スヘシ

衛生



- 第十、病室其他ニ於テ患者又ハ其被服寢具器具等ニ觸接シタルトキハ速ニ手足其他觸接シタル部分ヲ二十倍ノ石炭酸水五十倍ノ格魯兒石灰水又ハ十倍ノ昇汞水(着色シタルモノ)ヲ以テ消毒スヘシ
  - 第十一、飲料水及飲食物ハ必ス煮沸シタルモノヲ用ユヘシ
  - 第十二、飲食物ハ避病院指定ノモノ、外ハ總テ他ヨリ院内ニ運ヒ入ル、ヲ禁スヘシ
  - 第十三、患者用ノ飲食物具ハ毎回必ス之ヲ煮沸シ又ハ熱湯ニテ洗滌スヘシ
  - 第十四、患者ニ供シタル飲食物ノ殘餘ハ直チニ消毒ノ上一定ノ場所ニ棄却スヘシ
  - 第十五、患者ノ排泄物ハ必ス一定ノ容器中ニ取リ概テ排泄物量ニ倍ノ石灰乳(十倍ノ)ヲ混シ一時間以上放置スヘシ
- 石灰乳ニ代フルニ格魯兒石灰ヲ以テスルコトヲ得此場合ニ於テハ排泄物量約十五分ノ一ノ格魯兒石灰ヲ混シ十五分間放置スヘシ汚水ノ消毒モ亦之ニ準ス
- 第十六、患者ヲ恢復期患者室ニ移ストキハ豫メ相當ノ消毒ヲ爲スヘシ
  - 第十七、患者全癒退院ノ際ハ先ツ十倍ノ昇汞水又ハ四十倍ノ石炭酸水ニテ全身ヲ拭淨シタル上入浴セシメ石鹼ヲ以テ身体ヲ清洗シ然ル後衣服ヲ更ヘ退院セシムヘシ
  - 第十八、患者ノ被服又ハ寢具器具其他病室汚染ノ疑アルモノハ消毒法ヲ行ヒタル後ニアラサレハ院外ニ持出ツルコトヲ禁スヘシ
  - 第十九、患者ノ寢具衣類其他ノ布片ヲ消毒スルニハ蒸氣消毒又ハ煮沸消毒ヲ行フヘシ但同法ヲ行ヒ能ハサルトキハ二十倍ノ石炭酸水中ニ浸漬スヘシ
  - 第二十、革製ノ物品ハ二十倍ノ石炭酸水又ハ五十倍ノ格魯兒石灰水ヲ以テ拭淨スヘシ
  - 第二十一、患者ニ觸接シタル物ニシテ瀝熱又ハ藥力ヲ以テ消毒シ能ハサルモノハ少ナクモ六日間日光ノ直射シ乾燥セル場所ニ曝スヘシ

- 第二十二、患者ノ排泄物ニ觸接セシ物品ニシテ價格ノ低廉ナルモノハ成ルヘシ之ヲ燒棄スヘシ
  - 第二十三、牀板側壁及家具中木製及金屬製ノ部分其他之ト類似ノ物品ハ二十倍石炭酸水ヲ以テ濕シタル布片ヲ以テ淨拭スヘシ但床板側壁等ヲ消毒スルニハ十倍ノ石灰乳ヲ用ユルモ可ナリ此場合ニ於テハ少ナクモ二時間放置シタル後洗滌スヘシ
  - 病室ハ消毒ヲ終リタル後成ルヘシ二十四時間放置シ空氣ヲ流通セシムヘシ
  - 第二十四、死者アルトキハ直チニ二十倍ノ石炭酸水ニ浸シタル布片ヲ以テ全身ヲ被包シ速ニ之ヲ屍室ニ移スヘシ
  - 第二十五、火葬又ハ埋葬スル爲メ死体ヲ他所ニ移ストキハ棺中ニ生石灰又ハ格魯兒石灰ヲ入レ其上ニ屍体ヲ置キ更ニ該藥ヲ撒布シテ之ヲ密閉スヘシ
  - 死体ノ運搬ハ未明又ハ夜間ニ於テスヘシ
  - 第二十六、院内ニハ寢具其他必要ナル器具藥品等ヲ備置クヘシ
  - 院内ノ諸員及外來者ニ使用セシムル爲病室用衣ヲ備ヘ置ヘシ
  - 寢室ヲ用ヒサル場合ニ於テハ壁ノ上ニ油紙其他汚物滲透ノ虞ナキ物ヲ敷クヘシ
- 縣令第十三號  
賣肉營業取締規則左ノ通定ム
- 但明治十八年一月本縣布達甲第二號(賣肉取締規則)本令施行ノ日ヨリ廢止ス
- 賣肉營業取締規則
- 第一條 此規則ニ於テ賣肉營業ト稱スルハ食用ニ供スル爲メ牛馬羊豚及野獸ノ肉ヲ販賣スルモノヲ謂フ
  - 第二條 賣肉營業ヲサントスルモノハ種類(牛馬羊豚野獸)ヲ記載シ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ其行商ニ係ルモノハ鑑札ヲ受クルモノトス



第三條 廢業轉居及改氏名、鑑札ノ亡失、毀損並ニ賣肉ノ種類ヲ變更シタル時ハ三日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ但行商者廢業ノ時ハ鑑札ヲ返納スルモノトス

第四條 行商鑑札ノ使用ハ本人ニ限ルモノトス  
但營業中ハ之ヲ携帯スヘシ

第五條 牛馬羊豚肉ハ官署ノ検査ヲ受ケタル證アルモノニアラサレハ販賣スヘカラス

第六條 店頭其他公衆ノ目ニ觸レ易キ場所ニ於テ獸體ヲ解キ又ハ死屍及ヒ之レヲ解切シタル四肢等ヲ露出スヘカラス

第七條 肉類ハ清潔ナル容器若クハ一定ノ場所ニ貯ヘ其細切シタルモノハ白布等ヲ以テ覆ヒ置クヘシ

第八條 諸種ノ肉ヲ混交シ或ハ獸名ヲ詐稱シ又ハ不真若クハ腐敗ノ肉ヲ販賣スヘカラス

第九條 肉類ヲ運搬スル時ハ蓋ヲ有スル適當ノ器物ヲ用キヘシ但行商用ノ器具モ之ニ準ス

第十條 骨髄膜韌帶等ハ腐臭ヲ發セサル前適宜取片付クヘシ

第十一條 傳染性皮膚病者ハ肉類ヲ取扱フヘカラス

第十二條 肉類置場及ヒ運搬器其他使用ノ器具ハ常ニ清潔ニ爲スヘシ

第十三條 警察官吏ハ臨時店舗ニ就キ又ハ行商者ニ對シ肉質及ヒ營業用ノ器具ヲ検査スルコトアルヘシ

第十四條 警察官署ニ於テ肉質不真若クハ腐敗又ハ器具不適當ト認メタル時ハ其販賣ヲ禁止シ又ハ改修ヲ命スルコトアルヘシ  
但禁止ニ係ルモノ、處置ハ警察官吏ノ指揮ニ從フヘシ

第十五條 第二條第三條第四條第五條第六條第七條第八條第九條第十條第十一條ニ違背シ又ハ第十二條ニ違背シテ督促ニ從ハス第十三條ノ検査ヲ拒ミ第十四條ノ命令ニ從ハサル者ハ二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス

縣令第十四號

明治二十九年四月十三日

河豚魚ハ其内臓ヲ除去シ洗滌シタルモノニアラサレハ販賣又ハ授與スルコトヲ得ス

但除去シタル内臓血液等ハ他ノ魚類ト混淆セサル様速ニ取片付ヲ爲スヘシ

本令ニ違フモノハ二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス

訓令第二十八號

明治二十九年六月十一日

郡 市 役 所  
警 察 署  
同 分 署  
町 村 役 場

再歸熱豫防方法ニ付テハ追々可相達義モ有之候得共差向キ該病患者發生ノ兆アルトキハ左ノ各項ニ依リ豫防法ヲ施行スヘシ

- 一 一般ニ清潔法ヲ施行スルコト
- 二 芥溜ヲ掃除シ其塵芥ハ成ルヘク焼却スルコト
- 三 破損セル井戸及ヒ下水ハ之ヲ改修スルコト
- 四 患者死者アルヲ速ニ知得スヘキ方法ヲ設クルコト
- 五 醫師ヲシテ貧民部落ヲ巡診セシムルコト
- 六 貧困者ノ病ニ罹リタル際速ニ醫療ヲ受ケ易カラシムルコト
- 七 避病院若クハ隔離病舎ヲ開設シ本病又ハ疑似患者アリシ際速ニ隔離スルコト
- 八 已ニ得サル事情アリテ患者ヲ入院セシムル能ハサル場合ハ健康者ヲ隔離スルコト
- 九 患家ハ勿論患家ニ近接シタル家屋ニシテ不潔狹隘等病毒傳播ノ虞アルモノハ其部分ノ交通ヲ遮



斷スルコト

- 十 交通遮断中ノ家ニ於ケル日用品買入其他ノ用務ハ衛生組合若クハ其近隣ノ者等ヨリ適宜ノ取扱人ヲ定メテ之ヲ辨セシムルコト
- 十一 患者治癒若クハ死亡シ又ハ避病院ニ隔離シタル時ヨリ一週間ヲ經ルモ新患者ヲ發生セサルトキハ遮断ヲ解除スルコト
- 十二 患者死亡シタルトキハ其死屍ハ消毒ノ上直ニ火葬若クハ埋葬スルコト
- 十三 醫師診察ノ際若クハ看病人患者ニ接スル場合ハ必ス消毒衣ヲ服サシメ其衣服ハ時々嚴重ナル消毒ヲナスコト
- 十四 看病人ハ消毒換衣ノ後ニアラサレハ他ノ健康者ト交通セシメサルコト
- 十五 衛生組合ニ於テハ該組長ヨリ豫防法ヲ各戸ニ説示セシムルコト

訓令第二十九號

明治二十九年六月十一日

郡 市 役 所  
警 察 署  
同 分 署  
町 村 役 場

今般論達第二號ヲ以テ再歸熱豫防上ニ關シ告諭セシ義モ有之候處若シ該病患者發生シタルトキハ病家及其近傍ノ各家ニ於テ左ノ各項ニ從ヒ豫防ノ實効ヲ期スヘキ旨豫メ一般ニ周知セシムル様取計フヘシ

- 一 患者ハ速ニ避病院又ハ隔離病舎ニ移シテ治療セシムルコト
- 二 患者ヲ入院又ハ入舎セシムル能ハサル場合ニハ病室ヲ定メ看病人ノ外他人ノ交通ヲ絶ツコト
- 三 病室ハ清潔ニ掃除シ成ルヘク家什ヲ置カサル様取片付空氣ノ流通ヲ瓦クスルコト

四 患者ノ糞便ハ石灰乳ヲ以テ消毒スルコト

- 五 患者ノ用キタル衣服、臥具、敷物、飲食器、其他看病人ノ衣服等ニシテ病毒ニ汚染シ若クハ汚染シタル疑アルモノハ適當ノ容器ニ取纏メ消毒藥ヲ灌キ置キ更ニ消毒法ヲ行フコト但再ヒ供用セサルモ差支ヘナキモノハ成ルヘク焼却スルコト
- 六 看病人ハ其衣服ヲ病毒ニ觸レサル様注意シ且ツ其汚染セル物品等ヲ取扱ヒタルトキハ直ニ二十倍ノ石炭酸水ニテ手ヲ洗フコト
- 七 患者恢復ノ后ト雖ヒ消毒法ヲ行ヒ換衣セサル間ハ他人ト交通ヲ爲サ、ルコト
- 八 患者アル家ト交通ヲ爲サ、ルコト
- 九 芥溜ヲ掃除シ病家ヨリ流ル、下水ノ溢流滲潤ヲ防キ且ツ井戸及ヒ下水溝ノ破損セル部分ハ速ニ改修スルコト
- 十 飲食物ハ成ルヘク熟煮シテ用キルコト
- 十一 身體ニ創傷アルモノハ石炭酸水ヲ以テ時々其部分ヲ洗滌シ創面ノ癒着ヲ謀ルト共ニ病毒ノ侵入ヲ防クニ注意スルコト
- 十二 總テ熱性病ニ罹リタル者ハ速ニ醫師ノ治療ヲ受クルコト
- 十三 家屋ヲ掃除シ家什、壘、建具等ハ日光空氣ニ曝スコト
- 十四 衣服、臥具等ハ能ク日光空氣ニ曝露シ其汚レタルモノハ洗濯スルコト

縣令第二十七號

明治二十九年六月十五日

醫會規則左ノ通定ム  
但明治二十四年八月縣令第四十七號醫會設置規則ノ件ハ廢止ス

衛生



第一條 醫會ハ醫士ノ業務及公衆衛生ニ關スル事項ヲ講究審議ス

第二條 醫會ハ縣醫會郡市醫會ノ二種ニ分ツ

縣醫會ハ知事ノ監督ニ屬シ郡市醫會ハ該郡市長ノ監督ニ屬ス

第三條 醫會ハ會務整理ノ爲メ細則ヲ議定シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第四條 縣醫會ハ郡市醫會ノ選出員ヲ以テ組織シ其任期ハ滿二ケ年トス

但再選スルコトヲ得

郡市醫會ハ該郡市内ノ開業醫全員ヲ以テ組織ス

第五條 縣醫會員ノ定數ハ各郡市會員三十人毎ニ一人トス該會員二百人以上ナルトキハ七人ニ止メ三十人未滿ナルトキハ一人トス(三二縣三七改正)

但十五人以上ノ端數ヲ生スルトキハ一人ヲ増スコトヲ得

第六條 醫會ハ會長副會長各一人幹事若干人ヲ置クヘシ

第七條 會長副會長及幹事ハ其會員中ヨリ互選シ各滿二ケ年ヲ以テ任期トスヘシ(三二縣三七改正)

但滿期再選スルコトヲ得

第八條 縣醫會ハ本廳下ニ郡市醫會ハ該郡市内ニ於テ毎年各二回開クモノトス(三二縣三七第二項削除)

會員三分ノ一以上ノ請求アルトキハ臨時開會スルコトヲ得

第九條 知事又ハ郡市長ハ公衆衛生ニ關スル事項ニ付各醫會ニ諮詢シ又ハ臨時開會セシムルコトアルヘシ(三二縣三七追加)

第十條 開會場所及期日ハ豫メ知事ニ開申スヘシ

第十一條 會長副會長幹事及縣醫會員ノ氏名ハ其選舉ノ都度知事ニ開申スヘシ

第十二條 醫會ノ議決事項中公衆衛生ニ關スルモノハ總テ知事ニ開申シ其業務ニ關スルモノハ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十三條 縣醫會ノ議決事項ニシテ知事ノ認可ヲ得タルモノハ各郡市醫會員ニ於テ當然適用スヘシ

第十四條 郡市醫會ノ議決事項中知事ニ於テ必要ト認メタルモノハ更ニ縣醫會ニ諮問スヘシ

第十五條 各醫會ハ一年間ノ開會日數及附議ノ事項其他本會ニ關スル狀況ヲ翌年一月三十日限リ知事ニ開申スヘシ

第十六條 郡市醫會ニ關スル費用ハ該會員ノ負擔トシ縣醫會ニ係ルモノハ其會員ノ數ニ應シ各郡市醫會ニ於テ負擔スヘシ

第十七條 郡市醫會ヨリ開申報告若クハ認可ヲ受クル爲メ知事ニ差出スヘキ書類ハ總テ郡市長ヲ經由スヘシ

縣令第四十九號 明治二十九年九月二十三日

赤痢病患者及疑似患者ハ勿論下痢病ニ罹リタルモノ其町村内ト雖モ發病以外ノ地ヘ移轉セントシ又ハ移轉セントストキハ前以テ市役所町村役場ヘ申出認許ヲ受クヘシ

家族備人又ハ諸職工場工夫工女等ニ係ルトキハ其戶主僱主若クハ其場所ヲ管理スルモノニ於テ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

本令ニ違フモノハ五拾錢以上壹圓五十錢以下ノ科料ニ處ス

訓令第五十五號 明治二十九年九月二十四日

郡市役所 町村役場

本年縣令第四十九號ニ據リ赤痢患者及疑似患者等其發病以外ノ地ヘ移轉ノ爲メ認可ヲ請フモノアルトキハ附添看護人ノ適否移送途中ニ病毒散蔓ノ虞ナキヤ否ヤ等嚴密調査ヲ遂ケ支障ナキモノト認ムルト

備生

三七



キハ移轉ノ認許ヲ與フヘシ但認許シタルトキハ一面患者ノ住所氏名及病名ヲ其移轉先キ市町村長へ通知シ一面移轉前患者所在地ノ警察官署又ハ巡查派出所駐在所ノ内へ通知スヘシ

訓令第十二號

明治三十年二月一日

郡市役所  
町村役場

越歴治療<sup>(電氣)</sup>ノ義ハ素ト醫業ニ屬シタル技術ナルヲ以テ醫術開業免許ノ者ニアラサレハ施術スヘカラサルハ勿論ノ義ニ候處近來鍼灸術營業按摩按腹營業其他ノモノニ於テ該技術ヲ施スモノ有之哉ニ相聞ヘ甚以テ不都合ノミナラス自然刑律ニ觸ル、ノ恐レアルニ於リ右等心得違ノ者無之様取計フヘシ

縣令第二十五號

明治三十年四月十九日

嗜好飲料取締規則左ノ通之ヲ定メ明治三十年五月一日ヨリ施行ス

嗜好飲料取締規則

第一條 本則ニ於テ嗜好飲料ト稱スルハ左ニ列記スルモノヲ謂フ

- 一 ラムチ
- 二 セルラル水
- 三 アイスクリウム
- 四 リモナーデ
- 五 曹達水
- 六 密柑水
- 七 桂露水
- 八 薄荷水

其他飲料ニ酒類、酸類、芳香物若クハ着色料ヲ混シタルモノ

第二條 嗜好飲料ヲ製造販賣セントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ其事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

一 製造場ノ位置

二 原料ノ品名及其配合分量

三 用水汲取ノ場所及水質試驗成績書

第三條 嗜好飲料ヲ請賣セントスルトキハ其種類及製造者ノ住所氏名若クハ會社名ヲ記載シ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第四條 嗜好飲料ノ容器「アイスクリ」ニハ製造所ノ住所氏名若クハ會社名及製造年月日ヲ記載シタル標紙ヲ貼付スヘシ

前項標紙ナキモノヲ販賣スヘカラス

第五條 嗜好飲料容器ノ口栓ハ硝子又ハ陶磁器製ノモノ若クハ木栓ヲ用フヘシ但木栓ハ一旦煮沸シ用フヘシ

第六條 嗜好飲料ニシテ左ノ事項ニ抵觸スルモノハ販賣スルコトヲ得ス

一 鹽酸、硝酸、硫酸等游離鐵酸ヲ含有シタルモノ

二 砒素、安質母尼、鉛、銅、錫、亞鉛、水銀並ニ其化合物ヲ含有シタルモノ

三 瀾濁又ハ沈澱物ヲ生シタルモノ若クハ變敗ニ傾キタルモノ

第七條 警察官吏ヲシテ製造所販賣所ニ臨檢セシメ又ハ現品<sup>容器</sup>ヲ檢査シ行ヒ第六條ニ抵觸スルモノト認メタルトキハ其製造販賣ヲ停止シ若クハ禁止シ又ハ現品ヲ投棄セシムルコトアルヘシ但檢査ノ爲メ消費シタルモノハ其代價ヲ請求スルコトヲ得ス

衛生

衛生

衛生



第八條 廢業休業又ハ轉住改氏名等ノ異動ヲ生シタル日ハ三日以内ニ縣廳又ハ所轄警察官署ニ届出ヘシ  
 第九條 本則ニ從ヒ縣廳へ出スヘキ願届書類ハ總テ所轄警察官署ヲ經由スヘシ  
 第十條 本則第二條第三條第四條第五條第六條ヲ犯シタル者ハ二日以上五日以下ノ拘留又ハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス

縣令第二十六號

明治三十年四月十九日

畜屍取締規則左ノ通り相定ム但明治十八年七月當縣甲第八十號布達此牛馬取ヲ廢止ス  
 畜屍取締規則

- 第一條 斃死ニ係ル牛馬羊豚犬猫ノ死体ハ各市町村一定ノ場所ニ於テ燒棄又ハ埋沒スヘシ之ヲ解截スルトキハ解截場ニ於テスヘキモノトス
- 第二條 燒棄場及埋沒場ハ一市町村若クハ數町村協定シ適當ノ地ヲ撰ヒ左ノ事項ヲ具シ縣廳ノ認可ヲ受クヘシ
  - 一 設置場ノ町村字名地種番號及坪數
  - 二 附近ノ畧圖
- 第三條 燒棄場及埋沒場ハ鐵道國道縣道河川ニ沿ハス飲用水ニ障害ナク且ツ燒棄場ハ人家ヲ距ル凡ソ百廿間埋沒場ハ同六十間以上ノ場所ニ限ルモノトス但離宮御陵墓其他必要ト認ムル個所ニ對シテハ適當ノ距離ヲ取ラシムルコトアルヘシ
- 第四條 解截場ヲ設ケントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ
  - 一 設置場ノ町村字名地種番號坪數
  - 二 附近ノ畧圖
  - 三 汚物ヲ處置スヘキ方法

解截場ノ位置ハ前條末項ニ準シ人家ヘノ距離ハ凡ソ六十間以上トシ其解截中ハ外見ヲ防クノ裝置ヲ爲スヘキモノトス

第四條 前條ノ解截場ニハ左ノ標木ヲ建設スヘシ

(表)	畜屍解截場	何坪何合	(裏)	何市町村何某持
-----	-------	------	-----	---------

- 第五條 解截場ヲ賣買讓與シ又ハ廢止シ若クハ持主轉住改氏名シタルトキハ五日以内ニ縣廳ニ届出ヘシ但賣買讓與ニ係ルモノハ双方連署スルヲ要ス
  - 第六條 畜屍ヲ解截セントスルトキハ警察官吏ノ臨檢ヲ請ヒ其肉ハ細截シテ直ニ生石灰又ハ石油等ヲ灌注攪拌スヘシ但警察官吏ノ指揮アリタルトキハ之ニ從フヘシ
  - 第七條 解截場ニ於テ皮骨等ヲ剝取シタル後其廢棄物ハ速ニ燒棄若クハ埋沒シ解截場ハ清潔ニ掃除シ腐臭ノ發セサル様生石灰ヲ撒布スヘシ
  - 第八條 畜屍ハ其飼主ニ於テ燒棄又ハ埋沒ノ事ヲ擔當スヘシ
  - 第九條 所有地又ハ掃除擔當ノ地域内ニ於テ飼主アル畜屍ヲ發見シタルトキハ飼主ニ通知スヘシ若シ飼主不明ナルトキハ地主又ハ擔當者ニ於テ燒棄若クハ埋沒スヘシ
  - 第十條 畜屍ヲ埋沒スル坑穴ノ深サハ牛馬ハ六尺以上其他ハ三尺以上タルヘシ
  - 第十一條 解截場燒棄場及埋沒場外ニ於テ畜屍ヲ解截燒棄若クハ埋沒スルコトヲ得ス但止ムヲ得サル事情アルモノニシテ所轄警察官署ノ認可ヲ得タルモノハ此限ニテラス
  - 第十二條 畜屍ノ肉ヲ食用ニ供シ又ハ食用ノ爲メニ賣買若クハ授受スヘカラス
  - 第十三條 傳染病ニ罹リタルノ疑ヒアル畜屍ハ解截ヲ許サス
- 此場合ニハ警察官吏若クハ市町村長ノ指揮ニ從ヒ處置スヘシ



第十四條 本則ニ從ヒ縣廳へ出スヘキ願届書類ハ總テ所轄警察官署ヲ經由スヘシ  
 第十五條 本則第三條第六條第十一條第十二條第十三條ニ違背シタルモノハ二日以上五目以下ノ拘留  
 又ハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス  
 本則第七條第八條第九條第十條ニ違背シタルモノ及ヒ第四條ノ督促ニ從ハサルモノハ一日以上三日  
 以下ノ拘留又ハ貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下ノ科料ニ處ス

附則

第十六條 許可ヲ與ヘタル燒棄場埋沒場及ヒ解截場ト雖モ土地ノ變更ニヨリ公衆衛生上害アリト認ム  
 ルトキハ改廢ヲ命シ若クハ將來ノ使用ヲ禁スルコトアルヘシ

第十七條 明治十八年<sup>七月</sup>當縣布達甲第八十號縣牛馬取締規則ニ從ヒ許可ヲ受ケタルモノハ別ニ出願ヲ  
 要セス

訓令第三十九號

明治三十年四月十九日

郡市役所  
町村役場

種痘濟ノ者ハ醫師ヨリ種痘證書ヲ受領シテ市町村役場ニ届出テ其疾病事故ニテ種痘セサルモノ亦市町  
 村役場ニ届出ツル成規ナレハ市町村役場ニ於テ其届書ヲ整理シ置カハ種痘ノ濟否常ニ判然シ普及上ノ  
 便益不尠儀ニ有之候處既ニ先般來臨時種痘施行ニ際シ種痘ノ濟否全ク不明ニ屬シ執行上困難ヲ感シタ  
 ル向不尠哉ニ相聞候是畢竟平時ニ於テ證書ノ受授並ニ届方等等開ニ付スルモノ多キト市町村役場ニ於  
 テ之カ整理ニ注意ノ周密ナラサルトノ結果ニ因ルナラソ右ハ種痘普及上ニ大關係ナ有シ殊ニ強制種痘  
 執行上ノ防礙ト相成甚々不都合ノ次第ニ付自今證書ノ受授並ニ届出方嚴重ナラシムルハ勿論其届書ヲ  
 整理シ尙種痘名簿ノ完備ヲ期スヘシ

縣令第三十九號

明治三十年七月二十九日

愛知縣檢疫委員職務章程左ノ通り定ム

但本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

愛知縣檢疫委員職務章程

- 第一條 檢疫委員長ハ知事ノ命ヲ受ケ檢疫豫防ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理シ檢疫委員ヲ指揮監督ス
- 第二條 檢疫委員長ハ左ノ事項ヲ專行スルコトヲ得
  - 一 檢委員ヲ縣内ニ派出セシムルコト
  - 二 檢疫豫防ニ關スル事項ヲ他管廳ニ照牒シ及ヒ縣内郡市役所警察官署町村役場ニ通達スルコト
  - 三 雇員小使等ヲ命免スルコト
- 第三條 檢疫委員長ハ檢疫豫防上急速ヲ要スルトキ檢疫委員ヲ縣外ニ派遣スルコトヲ得
- 第四條 檢疫委員副長ハ委員長事故アルトキ其事務ヲ代理ス
- 第五條 檢疫委員ハ上官ノ命ヲ承ケ法律命令ノ規定スル所ニ從ヒ其職務ニ從ス
- 第六條 檢疫委員事務所ハ必要ト認ムル郡市内ニ之ヲ設ク其開閉ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第七條 檢疫委員事務所長ハ當該郡長副長ハ警察署長ヲ以テ之ニ充ツ但市ニアリテハ檢疫委員長若ク  
 ハ市警察署長ヲ以テ之ニ充ツ
- 第八條 檢疫委員事務所長ハ上官ノ命ヲ受ケ其部内ニ屬スル事務ヲ掌理シ所屬檢疫委員指ヲ揮監督ス
- 第九條 檢疫委員事務所長ハ所屬檢疫委員ヲ部内ニ出張セシムルコトヲ得
- 第十條 檢疫委員事務所ニ雇員小使等ヲ要スルトキハ委員長ノ認可ヲ經テ之ヲ命免スヘシ
- 第十一條 檢疫委員事務所長ハ經費及ヒ物品保管ニ關シテハ檢疫委員長ノ指揮ヲ受クヘシ
- 第十二條 檢疫委員事務所長ハ檢疫豫防上一定ノ規畫ヲ要スル爲メ部内警察官署町村役場ニ對シ病狀



報告ヲ微スルコトヲ得

第十三條 檢疫委員事務所副長ハ所長事故アルトキ其事務ヲ代理ス

第十四條 郡若クハ市ニ檢疫委員ヲ置キ本廳ニ檢疫委員長ヲ置カサルトキ委員長ノ事務ハ警部長ニ於テ之ヲ攝行ス

第十五條 檢疫委員ヲ廢止シタルトキ檢疫委員事務所長ハ二十日以内ニ事務規畫ノ狀況及ヒ病勢記事ヲ調製シ檢疫委員長ニ報告シ檢疫委員長ハ五十日以内ニ一般ノ狀況書ヲ整理シ知事ニ上申スヘシ

第十六條 本廳ニ檢疫委員ヲ置クトキハ其事務所ヲ愛知縣檢疫本部、檢疫委員事務所ヲ設クルトキハ何郡市檢疫委員事務所ト稱ス

第十七條 檢疫本部及檢疫委員事務所ニ於ケル文書ノ取扱ハ愛知縣處務細則ヲ準用ス

訓令第五十六號

明治三十年八月二日

郡 市 役 所

警 察 署

同 分 署

町 村 役 場

傳染病豫防法施行手續別紙ノ通り定ム但從前ノ規定中此ノ手續ニ抵觸スルモノハ總テ廢止ス

(別紙)

傳染病豫防法施行手續

第一章 郡役所處務

第一條 郡長ニ於テ傳染病患者又ハ死者アルコトヲ知リタルトキハ速ニ主務吏員ヲ派シテ豫防消毒方法ヲ施行セシムヘシ

第二條 主務吏員ハ清潔方法消毒方法ノ施行及ヒ患者汚物ノ處置ニ就テハ此手續第三章ニ依リ町村長又ハ豫防委員ヲ指示シ其事務ニ從事スヘシ

第三條 此ノ手續第十一條ニ依リ町村ニ備ヘ置クヘキ藥品器具ノ種類數量ハ警察署長又ハ分署長ト協議シ其設備ヲ全カラシムヘシ但其藥品器具ハ時々主務吏員ヲシテ点檢セシメ缺損アルトキハ速ニ補充セシムヘシ

第四條 町村長ノ報告ヲ速カナラシムル爲メ里程ノ遠近ニ依リ特ニ其到達時間ヲ定メ置クヘシ但之ヲ定メタルトキハ警察官署ニモ通知スヘシ

第五條 患者アリシ家屋ハ勿論其近傍ノ家屋及圍圍下水芥溜其他病毒熱伏ノ處アル個所ハ毎年三四月ノ交ニ於テ警察署長又ハ分署長ト協議シ其方法ヲ定メ消毒的掃除ヲ爲サシムヘシ但執行ナリタルトキハ其方法及狀況ヲ具シテ十日以内ニ報告スヘシ

第六條 郡役所ニ於テハ患者名簿ヲ備ヘ其發生及轉歸ノ報告ヲ受ケタル都度之ヲ記入シ毎日別紙患者日表ヲ製シ本廳ニ報告スヘシ

第七條 左ノ事項ニ係ルモノハ事實ヲ具シテ稟申スルコトヲ得

一 八病以外ノ傳染病ニ對シ豫防法施行ヲ必要トスルトキ

二 傳染病豫防法第十九條列記事項ノ施行ヲ要スルトキ但第八號ヲ除ク

第二章 市役所處務

第八條 此手續第一章中第五條第六條及第三章ノ各條ハ市役所ニ適用ス但第十一條藥品器具ノ設備ハ警察署長ニ協議スヘシ

第三章 町村役場處務

第九條 町村長ニ於テ傳染病患者又ハ死者アルコトヲ知リタルトキハ即時一面ニハ當該官署ニ通知シ

衛生



- 一面傳染病豫防法施行規則第四條ニ依リ其ノ現場ニ臨ミ豫防消毒ニ從事スヘシ
- 第十條 豫防消毒上他ノ市町村ニ關連スル場合ニハ其市役所又ハ町村役場ニ急報シ豫防消毒ノ施行ヲ求ムヘシ
- 第十一條 消毒用藥品及器具又ハ患者、死体、排泄物其他病毒ニ汚染シタル物品ヲ運搬スヘキ器具ハ郡長ノ指示ニ從ヒ豫メ之ヲ備ヘ便宜ノ場所ニ藏置スヘシ但藥品ヲ藏置スル場所ハ鎖鑰其他相當ノ權ヲ有スヘシ
- 第十二條 町村ニ於テハ傳染病豫防救治ニ從事セシムル爲メ豫メ醫師ヲ指定シ郡長及警察署長又ハ分署長ニ報告スヘシ
- 第十三條 消毒用藥品器具ノ運搬其他檢疫豫防上ニ使用スル人夫ハ小ナクモ二名以上豫メ準備スヘシ但警察官ヨリ人夫ノ要求ヲ受ケタルトキハ速ニ之ニ應スヘシ
- 第十四條 何人ト雖トモ傳染病院又ハ隔離病舎ニ收容スヘシ但自宅ト雖モ家族ノ居間ト相當ノ距離ヲ保テ又ハ別棟ニシテ充分隔離シ病毒傳播ノ虞ナシト認ムル場合ハ警察官ノ同意ヲ得テ自宅療養セシムルヲ得
- 第十五條 傳染病院又ハ隔離病舎ノ設ケナキ地ニアリテハ適當ノ場所ヲ選ミ隔離ノ方法ヲ設定シ前條ニ從ヒ處置スヘシ
- 第十六條 傳染病院又ハ隔離病舎ニ移スヘキ患者ニシテ左ノ各項ニ係ル場合ハ一時移送ヲ停止スヘシ
  - 一 患者重症ニシテ途中死亡ノ虞アルトキ
  - 二 非常ノ風雨降雪ノ際
- 第十七條 傳染病院又ハ隔離病舎ニ入ルヘキ患者ノ附添看護ヲ請フモノアルトキハ適當ノ人員ヲ限リ之ヲ許スヘシ但痘瘡患者ノ看護人ハ痘瘡又ハ種痘済ノモノニ限ル

- 第十八條 自宅療養ノ患者アル家ニ對シテハ左ノ事項ヲ指示シ病毒傳播ノ防遏ヲ計ルヘシ
  - 一 病室ニハ醫師看護人ノ外交通ヲ絶タシムルコト
  - 二 患者ニ供シタル殘餘ノ飲食物ハ消毒ノ上燒却シ器具ハ使用ノ都度消毒セシムルコト
  - 三 病室内ニ於テハ患者ノ外飲食セシメサルコト
  - 四 患者ノ排泄物及病毒ニ汚染セル物品ニハ蚊蠅ノ巢マラサル様相當ノ裝置ヲ爲サシムルコト
  - 五 病室内ノ塵埃ハ蓋アル器物ニ溜メ置キ燒却セシムヘシ
  - 六 排泄物其他燒却スヘキ物品ハ一定ノ場所ニ於テ燒却セシムヘシ但第五項第六項ノ燒却ハ翌日ニ超ルヲ得ス
  - 七 患者ヲ他室ニ移シタルトキハ即時前病室ヲ消毒セシムヘシ
- 第十九條 自宅療養ノ患者又ハ家人前條ノ指示ヲ履行セス爲メニ病毒傳播ノ虞アリト認ムルトキハ即時傳染病院又ハ隔離病舎ニ入ラシムヘシ
- 第二十條 井水ニ病毒混入シ又ハ病毒含有ノ虞アルトキハ直ニ該井ノ使用ヲ禁シ其水量五十分一ノ鹽酸ヲ投入攪拌シ鈞瓶及ヒ繩等ヲ消毒シ二十四時間經過ノ後井戸浚ヒテ爲シ淨水ヲ以テ井戸側ヲ洗滌セシムヘシ
- 第二十一條 患者又ハ死体ヲ移轉セントスルモノ及病毒ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル物品ヲ使用、授與、移轉、遺棄又ハ洗滌セント請フモノアルキハ警察官ト協議シ差支ナキモノニ限り之ヲ認可スヘシ其身元判明ナラサルモノハ移轉地關係人ノ證明ヲ附セシムルモノトス
- 第二十二條 患者ニ於テ排泄物及病毒ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アル物品ニ對スル消毒方法充分ナラスト認ムルモノハ相當ノ處置ヲナスヘシ警察官ヨリ其協議ヲ受ケタルトキ亦同シ
- 第二十三條 交通遮斷ヲ爲シタルトキハ日用品ノ購求其他諸用ヲ辨スル取扱人ヲ設クヘシ



- 第二十四條 衣服臥具其他必需品ノ消毒ニ際シ代用品ヲ要スル場合ハ差支ナキ様其手當ヲ爲スヘシ
  - 第二十五條 隔離者ノ兒童及死者ノ遺族ヲ養育スルモノアラサルトキ又ハ全家隔離ノ爲メ保管者ヲ欲ケル家屋器具等ハ相當管護ノ方法ヲ設クヘシ
  - 第二十六條 公私立學校、劇場、興行場、宿屋、料理店、貸座敷等多人數集合ノ場所ニ患者發生シタルトキハ殊ニ注意ヲ加ヘ迅速ニ檢疫豫防方法等ヲ施行シ且患者ニ接セス又ハ病室等ニ出入セスシテ病毒傳播ノ虞ナシト認ムルモノハ速ニ退去セシムヘシ
  - 第二十七條 船舶内ニ於テ患者發生シタル際乗込人交通遮斷ノ必要ヲ認ムルモノハ警察官ニ協議シ相當ノ期間緊留セシムヘキ場所ヲ選ムヘシ
  - 第二十八條 前條ノ船舶ニ積載スル荷物ニシテ病毒汚染ノ虞アルモノハ消毒方法ヲ行ヒタル後ニアラサルハ陸上ケセシムヘカラス
  - 第二十九條 町村ノ全部又ハ局部ニ對シ清潔方法消毒方法ヲ施行スヘキ指示ヲ受ケタルトキハ速ニ實行スヘシ但其實行方ニ就テハ警察署長又ハ分署長ニ協議スヘシ
  - 第三十條 町村役場ニハ別紙様式ニ從ヒ甲號傳染病患者名簿ヲ調製シ其届出ト通報ヲ受ケタルモノトヲ問ハス悉皆之ニ登記シ丙號ヲ截斷シテ郡長ニ對スル報告用紙ニ供スヘシ但警察官署ヘノ通報ハ別紙様式丁號及戊號ニ據ルモノトス
  - 全治又ハ死亡ノ届出又ハ通報ヲ受ケタルトキハ名簿轉歸欄ニ記入シ乙號ヲ以テ轉歸報告ヲ爲スヘシ其死亡後又ハ全治後知得シタルモノハ發生報告ト共ニ轉歸報告ヲ送致スヘシ
  - 第三十一條 豫防委員ヲ置キタルトキハ其人名ヲ郡役所及警察官署ニ報告スヘシ
- 第四章 警察官署職務
- 第三十二條 警察署長又ハ分署長ニ於テ傳染病患者又ハ死者アルコトヲ知リタルトキハ直ニ豫防消毒

- 方法ヲ施行スルノ手續ヲナスヘシ
- 第三十三條 警察官ハ檢疫豫防消毒方法ニ就キテハ此手續第三章ニ依リ市町村吏員又ハ豫防委員ヲ指示シテ其事務ニ從事セシムヘシト雖トモ時機緊急ノ場合ニハ直ニ之ヲ施行シ市町村長ニ通報スヘシ
  - 第三十四條 巡查ニ於テ患者又ハ死者アルコトヲ知リタルトキハ直ニ現場ニ出張シ其豫防消毒方法ヲ施行シ後チ所屬署長ニ急報スヘシ
  - 第三十五條 他ノ警察官署部内ニ豫防消毒ノ必要ヲ生シタル場合ニハ其署ニ急報スヘシ
  - 第三十六條 此手續第十一條及第十三條ノ設備ニ注意スヘシ若シ不完全ト認メタルトキハ其ノ補充ヲ郡長又ハ市町村長ニ照會スヘシ
  - 第三十七條 左ノ場合ニ於テハ市町村長ニ通知シ醫師ヲシテ檢診セシムヘシ
    - 一 途上發病者ニシテ傳染病ノ疑アルトキ
    - 二 醫師ノ診察ヲ受クル資力ナキ病者又ハ主治醫ナキ死亡者ニシテ傳染病ノ疑アルトキ
    - 三 遮斷又ハ隔離中檢診ヲ必要トスルトキ
    - 四 主治醫ノ診斷ニ疑アルトキ
    - 五 醫師二人以上診察ヲ異ニシテ届出タルトキ
  - 第三十八條 傳染病ノ疑顯著ナルモノハ患者ノ隔離及ヒ排泄物等ノ注意ヲ指示シ醫師ノ來診ヲ待ツヘシ
  - 第三十九條 患者ヲ移送シ又ハ死体排泄物其他病毒ニ汚染セル物品ヲ運搬スルトキハ途上壓縮ノ爲メ巡查ヲ附スヘシ
  - 第四十條 死体ノ土葬ヲ請フモノアルトキハ汚汁滲漏等ノ虞ナキ棺ヲ用キ且擴穴ノ深サ棺蓋上墓地面迄三尺以上ナルモノニ限リ之ヲ許可スヘシ
- 墓地ニハ巡查ヲ派シテ監査セシムヘシ若シ所轄外ニ係ルトキハ其旨ヲ該所轄警察官署ニ通報スヘシ